

問い合わせ先・保険金請求

アイシングループ総合保障については

アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部

0120-27-8801

(通話料無料)

- \* 受付時間/募集期間中...平日 9:00~18:30 土 9:00~17:00  
募集期間外...平日 9:00~17:00
- \* 上記フリーダイヤルは海外からはつながりません。
- \* お客様からの問い合わせ、申込みいただいた内容を正確に把握するため通話録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

がんの保障については

豊通保険パートナーズ株式会社

0120-820-880

(通話料無料)

- \* 受付時間/平日 9:00~18:00
- \* 上記フリーダイヤルは海外からはつながりません。

海外からは **+81-52-559-2203**

- \* 受付時間/平日(月~金・祝日含む) 9:00~18:00

【代理店・扱者(損害保険)】

アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部  
〒448-8525 刈谷市相生町3丁目3番地 富士ビル3F <外線>0120-27-8801

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社 名古屋法人サービス課 (通話料無料) <TEL>0120-982-515  
三井住友海上あいおい生命保険株式会社 名古屋企業第一営業部 名古屋企業営業課 <TEL>052-218-6896  
三井住友海上火災保険株式会社 名古屋企業営業第一部第二課 <TEL>052-203-3136  
損害保険ジャパン株式会社 モビリティ開発部刈谷営業課 <TEL>0566-23-1861  
平日:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます)  
東京海上日動火災保険株式会社 名古屋営業第三部トヨタグループ企業室 <TEL>052-201-9452

2026年1月作成 25TX-005426  
SJ25-13065 (2026/01/19)  
A25-101668 承認年月:2026年1月  
日本-団-2025-454-11852-M(R7.11.21)  
日本-企-2025-454-11853-M(R7.11.21)

ZXC001

2026年度  
募集パンフレット

1年間保管

# アイシングループ 総合保障

2026年度募集のご案内

保険期間:2026年6月1日~1年間

申込締切日 **3月24日** 必着

募集は年1回のみです。募集時以外で原則保障減額・解約をすることはできません。必要な方は必ず手続きしてください。



株式会社アイシン ものづくり人事部  
アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部

①損害率による割引(病気部分)の変更【10%→15%】  
新型コロナウイルス収束に伴う損害率の回復により、一部保障の保険料を改定

- 対象保障：**入院・手術保障 通院保障 医療充実保障 の**病気部分**  
\*ケガの保障 休業保障 長期休業保障 介護保障 両親介護保障 レジャー保障 個人賠償責任保障 弁護士費用総合保障は変更なし。保険料の詳細は、P7-10をご確認ください。
- 主な要因：**新型コロナウイルスの収束により、疾病入院保険金のお支払が減少し、損害率が一定回復したため。  
損害率の詳細は『3. 損害率の考え方』をご確認ください
- 損害率の考え方：**  
①損害率算出方法：『皆さまにお支払する保険金』と『皆さまにお払いいただく保険料』の割合  
②損害率の計算期間：保険始期月1年前の7月末から過去3年間の損害率  
\*2026年6月1日の損害率による割引は、2022年8月1日～2025年7月31日の損害率を基に算定されます。

②各商品の保険料改定

**改定内容** 損害保険料率算出機構の参考純率改定に伴い、2026年度に保険料率改定を実施します。保険金支払状況・社会環境変化等を踏まえた改定であり、全体として保険料は引き上げとなります。

※保険料についてはP7-12・P15をご確認ください。

③本年度の主な保障の改定

保障	改定項目	改定内容									
病気の保障	疾病手術保険金の規定変更	●花粉症の治療として行われる鼻粘膜焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)を疾病手術保険金の補償対象外とします。									
	「オンライン診療」「通院」の定義見直し	●公的医療保険制度の医科診療報酬点数表から「オンライン診療料」が廃止されたことに伴い、「オンライン診療」の定義を変更します。加えて、電話診療を含まないことを明確化します。(実質的な範囲の変更はありません) ●これに伴い、「通院」の定義において、同月内に複数回オンライン診療を受診した場合で、公的医療保険制度上の「オンライン診療料」の算定が1回となる場合は、1回の通院とみなす規定を削除します。(補償拡大)									
	傷害通院保険金の改定	●固定部位が受傷部位である要件を廃止し、ケガをした部位を直接固定していなくても、対象となる部位を固定していれば「みなし通院」と取り扱います。 ●対象となるギプス等の装着部位に「顎骨・顎関節」を追加します。 ●ギプス等の定義を変更し、限定列举とすることで明確化します。 今後対象外となる固定法 「デゾー固定(包帯)」「硬性コルセット」									
高度医療保障	高度医療費用の規定変更	●高度医療部分について一部負担金を補償対象外とします。 (改定前:以下の①・②を補償対象→改定後:以下①のみ補償対象) <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="3">高度医療に要する費用</th> </tr> <tr> <td style="width:33%;">①高度医療の技術料など</td> <td style="width:33%;">基礎的療養部分</td> <td style="width:33%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>②一部負担金</td> <td>③保険外併用療養費</td> </tr> </table> ②一部負担金とは、通常の保険診療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)の費用	高度医療に要する費用			①高度医療の技術料など	基礎的療養部分			②一部負担金	③保険外併用療養費
高度医療に要する費用											
①高度医療の技術料など	基礎的療養部分										
	②一部負担金	③保険外併用療養費									
医療充実保障	三大疾病診断保険金	<改定①> ●補償対象となるがんを「原発がんのみ」から「原発・再発・転移がん」に拡大します。 ●直近で既に保険金を支払ったがんと診断確定された日から、その日を含めて1年を超えてがんと診断確定された場合には、保険金支払対象となります。 【具体事例】 既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、前回のがんと診断確定された日から1年を超えてがんが再発したと診断確定された場合、支払い対象となります。 <改定②> ●急性心筋梗塞、脳卒中の一時金のお支払いは、一連の継続加入の中では、それぞれの疾病種類(※1)単位で通算1回ずつが限度となります。(※2) (※1)「急性心筋梗塞」、「脳卒中」の2種類をいいます。 (※2)これまで、既に保険金を支払った疾病と医学上因果関係のない同一種類の疾病で入院された場合は、一時金のお支払いの対象となっておりました。 【具体事例】「脳出血(脳卒中)」による入院で一時金を受け取られた方が、その後、「脳梗塞(脳卒中)」で入院した場合は、保険金をお支払いしません。 ※本改定前においても、医学上の因果関係がある場合は支払対象外です。									
レジャー保障	ホールインワン・アルバトロス費用	●支払要件で定めている「目撃」について、達成後にカップインしたボールを確認しただけの場合は「目撃」に含めない旨を明確化します。									
	携行品損害補償	●携行品損害補償の免責規定に、以下事由を追加します。 ①被保険者、被保険者側に属する者の労働争議による損害 ②使用人、親族による窃盗、強盗、背任等による損害									
弁護士費用総合保障	支払基準の改定	●弁護士費用保険金算定基準の報酬金に関する規定について、下限を20万円とし、また、経済的利益が0円となる場合は報酬金を支払わないことを明記します。 ●「保険金を支払わない場合」に指定薬物(いわゆる危険ドラッグ)を含むことを明確化します。									

※詳細についてはP27以降をご確認ください

制度概要	保障内容	Q&A	ご参考	重要事項	記入例
■加入資格と保険期間、保険料控除方法について	■入院・手術保障(ご本人)	■Q&A	■生活サポートサービス	■保険金をお支払いする場合	■がんの保障
■加入モデルプラン	■休業保障(ご本人)		■定年後の保障	■保険金をお支払いしない主な場合	■総合保障
	■ケガ後遺障害保障(ご本人)			■重要事項のご説明	
	■通院保障(ご本人)				
	■医療充実保障(ご本人)				
	■長期休業保障(ご本人)				
	■入院・手術保障(ご家族)				
	■ケガ後遺障害保障(ご家族)				
	■通院保障(ご家族)				
	■医療充実保障(ご家族)				
	■介護保障				
	■両親介護保障				
	■死亡・高度障害保障				
	■レジャー保障				
	■個人賠償責任保障				
	■弁護士費用総合保障				
	■がんの保障				

# 加入資格と保険期間、保険料控除方法について

## 本人の加入資格

(2026年6月1日(死亡・高度障害保障は効力発生日)現在の株式会社アイシンおよび制度に編入の関連会社に在籍する役員・社員(嘱託含む))

○本人の加入資格は以下のとおりです。

区分	役員	社員(嘱託含む)	パート	期間工
加入資格(※)	○	○	×	×

(※)上記に該当されない方は、所属会社へご確認ください。

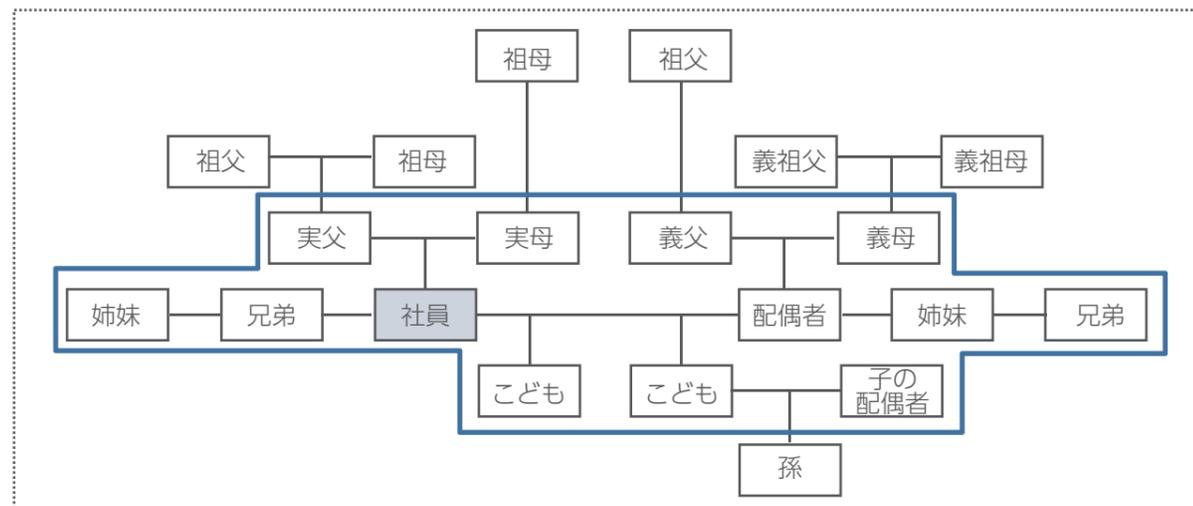
## 被保険者の加入条件

(年齢は2026年6月1日(死亡・高度障害保障は効力発生日)現在)

(注)以下の「被保険者の加入条件」の他、「加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)」の「加入者告知事項」に記載の告知事項をご確認ください。  
「加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)」の「加入者告知事項」に該当する方は、新規加入・増額はできません。(同条件継続・保障の減額は可能です。)

コース	生命保険	損害保険(左記以外)
本人	上記「本人の加入資格」に該当する方(※1)で、 ●新規加入・増額 満15才以上満69才以下の方 ●継続 満79才以下の方(※2) (※1)「D.長期休業保障」は、(2026年6月1日時点で)満15才以上満63才以下の方に限ります。 「H.介護保障」は、(2026年6月1日時点で)満15才以上満69才以下の方に限ります。(ただし軽度介護一時金を含む③⑥型は満40才以上の方に限ります。) (※2)「J.死亡・高度障害保障」は、満75才以下の方	
配偶者	本人の配偶者の方で、 ●新規加入・増額 満18才以上満69才以下の方 ●継続 満75才以下の方 (※)「G.医療充実保障・H.介護保障」は(保険始期日時点で)満18才以上満69才以下の方に限ります。(ただし軽度介護一時金を含む③⑥型は満40才以上の方に限ります。) (※)「J.死亡・高度障害保障」は内縁関係の配偶者は加入できません。 (※)「K.レジャー保障」はご加入できません。	
子ども	本人の扶養する子ども(※)の方で、 ●満3才以上満21才以下の方 (注)加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。「J.死亡・高度障害保障」のみ。この場合、保障額は同一となります。 (※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。 (※)「K.レジャー保障」はご加入できません。	
上記以外の子ども・その他家族	—	役員・社員およびその配偶者の上記以外の子ども・両親・兄弟姉妹および役員・社員と同居の親族(満70才以上の方はケガのみ保障) (※)「L.両親介護保障」は、ご本人または配偶者の親で(保険始期日時点で)満40才以上満84才以下の方に限ります。「M.弁護士費用総合補償特約」に加入される場合は未成年者を除きます。 (※)「K.レジャー保障」はご加入できません。
がん保険	●満18才以上満85才以下で加入申込日現在、健康状態が良好な本人およびその配偶者(お子さまの契約を希望の場合はお申し出ください。)	—
中途加入・変更について	●以下の方々については、期中での加入・変更が認められます【受付期間：6月～12月】(がん保険・積立ドリームプランを除く) ・中途入社による加入 ・結婚、子ども誕生によるご家族の追加・増額およびご本人の新規加入・増額 ・アイシングループ総合保障で企画する三井住友海上あいおい生命または、日本生命もしくはアイシン開発による個別コンサルティングを受けた方ご本人の新規加入・増額およびご家族の追加・増額。  ●以下の方々については、期中での変更が認められます。 ・死亡、離婚による家族の解約(脱退) *上記以外の方は原則中途解約(脱退)を受付けておりません。年1回の募集期間中に手続きください。	

加入できる家族の範囲のイメージ(例)



別居・同居問わず加入できる親族の範囲

同居の場合のみ加入できる親族の範囲

## 保険期間

コース	保険期間
損害保険	●2026年6月1日午後4時から 2027年6月1日午後4時まで(1年間)
生命保険	●2026年6月1日から2027年5月31日まで (効力発生日：2026年6月1日) 以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。 ※積立ドリームプランの加入(増額)日：2026年8月1日 ●当死亡・高度障害保障は追加募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入(*)可能です。中途加入・中途変更が可能な方につきましては、左記「中途加入・変更について」をご確認ください。 (*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。
がん保険	●(保障期間)2026年9月20日～終身

## 保険料控除方法

コース	保険料控除方法
損害保険	●2026年7月支給分の給与から毎月控除
生命保険	●2026年7月支給分の給与から毎月控除 ※積立ドリームプラン(一般コース・個人年金コース)の賞与は2026年上期が初回控除となります。
がん保険	●2026年7月支給分の給与から毎月控除

## アイシングループ総合保障 年間スケジュール

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		募集期間			中途加入受付期間(6月～12月)						
保険期間(6/1～1年間)					保険期間(6/1～1年間)						
							★ご加入内容のお知らせ送付				
							★初回給与控除				

\*今回の募集で解約(脱退)された場合、最終給与控除は6月支給分となります。

制度概要

保障内容

Q & A

ご参考

重要事項

記入例

# <加入モデルプラン>

年齢やライフステージが変われば、必要な保障やその額も大きく変わります。今の保障内容はあなたにフィットしていますか？ライフステージに合わせた保障に加入しましょう！！

どんな備えが重要ですか？

保険選びのポイント

ケガや病気は入院日額5千円以上での加入を検討しましょう。

結婚したら、夫婦の備えを万全にしましょう。

子どもが生まれたら子どもの保険も加入を検討しましょう。

働き盛りの世代こそリスクにしっかり備えましょう。

子どもが独立したら保障内容を見直しましょう。

夫婦の万一の介護に備えましょう。

両親の介護にも備えましょう。

おすすめプランの内容

独身

本人 25 才



最低限の保障は必要

自身の万一の場合に備えてまずは最低限の保障を準備しましょう。

夫婦 2 人

本人 28 才・配偶者 26 才



大切な家族を守るために

万一の時に、配偶者の生活を維持できる程度の保障が必要です。

子育て期

本人 42 才・配偶者 39 才・子ども 11 才  
父親 69 才・母親 67 才



最も保険が必要な世代

万一の時に、残された家族が今までと変わらない生活を送るために、十分な備えが必要です。

円熟期

本人 55 才・配偶者 51 才  
父親 80 才・母親 78 才



年齢を重ねた二人に必要な保険を

万一の時に必要なのは配偶者の生活費。見直しをして、老後生活の準備に備えましょう。

退職後



退職後も引続き、アイシングループ総合保障退職者保障で加入いただけます。

本人



配偶者



子ども



両親



保障コース	型
1 入院・手術保障	3型
2 休業保障	1型
A ケガ後遺障害保障	2型
B 通院保障	3型
C 医療充実保障	1型
J 死亡・高度障害保障	1型
K レジャー保障	1型
L 個人賠償責任保障	加入
M 弁護士費用総合保障	加入
月額保険料※	4,650円

保障コース	型
1 入院・手術保障	3型
2 休業保障	2型
A ケガ後遺障害保障	2型
B 通院保障	3型
C 医療充実保障	2型
D 長期休業保障	2型
J 死亡・高度障害保障	7型
K レジャー保障	5型
L 個人賠償責任保障	加入
M 弁護士費用総合保障	加入
月額保険料※	8,370円

保障コース	型
1 入院・手術保障	5型
2 休業保障	5型
A ケガ後遺障害保障	2型
B 通院保障	3型
C 医療充実保障	3型
D 長期休業保障	2型
H 介護保障	3型
J 死亡・高度障害保障	8型
K レジャー保障	3型
L 個人賠償責任保障	加入
M 弁護士費用総合保障	加入
月額保険料※	15,170円

保障コース	型
1 入院・手術保障	5型
2 休業保障	4型
A ケガ後遺障害保障	2型
B 通院保障	3型
C 医療充実保障	3型
H 介護保障	4型
J 死亡・高度障害保障	3型
K レジャー保障	6型
L 個人賠償責任保障	加入
M 弁護士費用総合保障	加入
月額保険料※	11,580円

保障コース	型
3 入院・手術保障	3型
E ケガ後遺障害保障	3型
F 通院保障	2型
G 医療充実保障	2型
月額保険料	2,940円

保障コース	型
3 入院・手術保障	4型
E ケガ後遺障害保障	3型
F 通院保障	2型
G 医療充実保障	3型
月額保険料	4,290円

保障コース	型
3 入院・手術保障	4型
E ケガ後遺障害保障	3型
F 通院保障	2型
G 医療充実保障	3型
月額保険料	4,290円

保障コース	型
3 入院・手術保障	3型
E ケガ後遺障害保障	2型
F 通院保障	3型
G 医療充実保障	1型
月額保険料	2,610円

保障コース	型
1 両親介護保障	4型
月額保険料	2,820円 (両親2名の合計)

保障コース	型
1 両親介護保障	4型
月額保険料	25,320円 (両親2名の合計)

月額保険料※

4,650 円

11,310 円

24,890 円

41,190 円

※死亡・高度障害保障の本人および配偶者の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年6月1日)から適用します。保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

アイシングループ総合保障退職者保障に移行できます。

定年後の保障

医療保障【90才満了】コース

医療保障【終身】コース

レジャー保障

個人賠償責任保障

弁護士費用総合保障

## 必須加入 1 2 は必ずセットでご加入ください。

### 1 入院・手術保障

病気やケガで入院したり、手術を受けたりした場合に保障します。  
日帰り入院から最長365日までの入院を保障します。

申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
入院(病気・ケガ) (疾病・傷害)入院保険金	3,000円/日	5,000円/日	8,000円/日	10,000円/日	15,000円/日
手術 病気 (疾病手術保険金) (疾病放射線治療保険金)	入院中の手術20倍・入院中以外の手術5倍・放射線治療10倍(それぞれ疾病入院保険金日額の倍数)				
ケガ(傷害手術保険金)	入院中の手術20倍・入院中以外の手術5倍(それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)				
入院一時金(病気・ケガ) (疾病・傷害)入院一時金	3万円	5万円	8万円	10万円	15万円
月額保険料	750円	1,240円	1,980円	2,470円	3,710円

### 2 休業保障

病気やケガで働けなくなった場合に、皆さまの暮らしを守る保障です。  
就業不能による休業が連続3日を超えた場合、4日目より最長1年間保障されます。  
\*休業保障の保障額は以下に記載の「平均月間所得額」の50%以下で、公的保障等をご勘案のうえで加入ください。

申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
休業(病気・ケガ) (所得補償保険金)	3,000円/日 (9万円/月)	5,000円/日 (15万円/月)	6,000円/日 (18万円/月)	8,000円/日 (24万円/月)	10,000円/日 (30万円/月)
月額保険料	760円	1,280円	1,530円	2,040円	2,550円

#### (1) 入院・手術保障について

- 手術の保険金は手術の種類によってお支払いの対象外となる場合もあります。
- 入院一時金は1回の入院(ケガの場合は1回の事故による入院)につき1回のみ保険金をお支払いします。5日以上の入院が要件です。(免責期間:4日のため)

#### (2) 休業保障について

- 休業は就業不能連続3日を超えた場合に4日目から最長1年間が保障の対象となります。(免責期間:3日、てん補期間:1年のため)  
\*入院中も休業保障の対象となります。
- 保険金額は月額で設定されており、1か月を30日として計算した額が日額となります。

休業・  
長期休業  
保障  
共通事項

平均月間所得額とは  
平均月間所得額とは以下の式により求めることができます。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間総収入} - \text{働けなくなっても得られる収入(例:家賃収入など)}}{12\text{か月}}$$

#### 一部負担還元金・家族療養付加金について

アイシン健康保険組合の場合、本人(被保険者)の1ヶ月の自己負担額から1件あたり(各診療月・各病院ごと)20,000円(1,000円未満切り捨て)を差し引いた額がアイシン健康保険組合から支給されます。

\*入院時食事療養費用に関する標準負担額、高額療養費、保険適用外のサービスにかかる費用は自己負担額に含まれません。

\*総合保障加入にあたりましては公的保障、健康保険等をご勘案のうえでご加入型を選択ください。

A B C D の各コースには必須加入保障 1 2 (P7)にご加入いただいた方のみご加入いただけます。

### A ケガ後遺障害保障 — ケガで後遺障害が発生した場合の保障です。

申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
後遺障害(ケガ) (傷害後遺障害保険金) (保険金額)	最高1,500万円 (750万円)	最高2,500万円 (1,250万円)	最高3,500万円 (1,750万円)	最高4,000万円 (2,000万円)	最高5,000万円 (2,500万円)
月額保険料	260円	440円	620円	710円	890円

\*傷害後遺障害等級第1~7級倍額支払特約がセットされています。  
ケガ後遺障害保障の最高保障額は保険金額の2倍の額で、後遺障害等級第1級の場合の保障額です。詳細は、P30・38・45・46をご覧ください。

### B 通院保障

ケガで通院した場合の保障です。事故による打撲やねんざなど、日常生活でよく起こるケガも対象です。  
病気により入院前後に通院した場合の保障です。

申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
通院(ケガ) (傷害通院保険金)	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	4,000円/日	5,000円/日
通院(病気) (疾病通院保険金)	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	4,000円/日	5,000円/日
月額保険料	140円	260円	410円	530円	670円

### C 医療充実保障 — 思わぬ出費に備えるための保障です。

申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型
抗ガン剤治療 (抗ガン剤治療保険金)	—	—	10万円/月
高度医療 (病気・ケガ) (先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金)	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度
三大疾病 (三大疾病診断保険金)	—	50万円	50万円
長期入院 (病気・ケガ) (疾病・傷害)長期入院時保険金	5万円	5万円	5万円
月額保険料	100円	620円	1,510円

国内の治療のみ対象



### D 長期休業保障

病気やケガで長期間働けなくなった場合に、皆さまの暮らしを守る休業保障の上乗せ保障です。  
就業不能による休業連続365日を超えた場合に、366日目より最長2年間保障されます。  
\*長期休業保障の保障額はP7に記載の「平均月間所得額」の50%以下で、公的保障等をご勘案のうえで加入ください。

申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
長期休業(病気・ケガ) (所得補償保険金)	3,000円/日 (9万円/月)	5,000円/日 (15万円/月)	6,000円/日 (18万円/月)	8,000円/日 (24万円/月)	10,000円/日 (30万円/月)
月額保険料	390円	650円	770円	1,030円	1,290円

\*長期休業保障は保険期間の開始時点(2026年6月1日現在)で満63才までご加入できます。

#### (1) ケガ後遺障害保障について

- 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に発生した後遺障害が対象となり、障害の程度により「保険金額」に所定の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金としてお支払いします。そのうち第1~7級に掲げる保険金割合を適用すべき後遺障害が発生した場合は保険金を2倍にしてお支払いします。詳細はP30・38・45・46をご覧ください。

#### (2) 通院保障について

- 通院(ケガ):事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。
- 通院(病気):病気により入院し、入院開始日の前日以前60日以内の通院または、退院後の翌日から180日以内の通院について、通算90日がお支払いの限度となります。

#### (3) 医療充実保障について

- 長期入院は1回の入院(ケガの場合は1回の事故による入院)の入院日数が90日の整数倍となるごとに、保険金をお支払いします。(4回が限度)
- 抗ガン剤治療は保険期間を通じて1,200万円がお支払いの限度となります。
- ③型にはケガによる後遺障害:後遺障害保険金(保険金額10万円)がセットされています。(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故は保障対象外となります。)

#### (4) 長期休業保障について

- 休業は就業不能連続365日を超えた場合に366日目から最長2年間が保障の対象となります。(免責期間:365日、てん補期間:2年のため)
- 保険金額は月額で設定されており、1か月を30日として計算した額が日額となります。

#### (5) 仕事中のケガ(通勤途上は除く)はお支払いの対象外となります。詳細はP35をご覧ください。

- 1 入院・手術保障(ケガの「入院」「手術」「入院一時金」) A ケガ後遺障害保障 B 通院保障(ケガの「通院」) C 医療充実保障(ケガの「長期入院時保険金」・③型にセットされる「後遺障害保険金」)

**必須加入** ご本人が **1 2** (P7)に加入された場合のみ、ご家族の保障もご加入いただけます。

### 3 入院・手術保障

ご家族が病気やケガで入院したり、手術を受けたりした場合に保障します。  
日帰り入院から最長365日までの入院を保障します。

申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
入院(病気・ケガ) (疾病・傷害)入院保険金	3,000円/日	5,000円/日	8,000円/日	10,000円/日	15,000円/日
手術	入院中の手術20倍・入院中以外の手術5倍・放射線治療10倍(それぞれ疾病入院保険金日額の倍数)				
	入院中の手術20倍・入院中以外の手術5倍(それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)				
入院一時金(病気・ケガ) (疾病・傷害)入院一時金	3万円	5万円	8万円	10万円	15万円
月額保険料	720円 (140円)	1,190円 (230円)	1,910円 (370円)	2,370円 (460円)	3,560円 (690円)

\* 配偶者以外のご家族の方で満70才以上の方(2026年6月1日現在)はケガのみの保障となり、( )内の保険料となります。入院(病気)および手術(病気)、入院一時金(病気)は保障の対象となりません。

#### (1) 入院・手術保障について

- 手術の保険金は手術の種類によってお支払いの対象外となる場合もあります。
- 入院一時金は1回の入院(ケガの場合は1回の事故による入院)につき1回のみ保険金をお支払いします。5日以上入院が要件です。(免責期間：4日のため)

#### (2) ご加入になれるご家族の範囲について

- ①配偶者
- ②こども：平成16年6月2日生まれ～令和5年6月1日生まれの本人の扶養しているこども(左記以外のこどもはその他家族)
- ③その他家族：役員・社員およびその配偶者の上記以外のこども・両親・兄弟姉妹および役員・社員と同居の親族  
上記「②こども」に該当しないお子さまは、その他家族としてご加入ください。

**E F G** の各コースには、必須加入保障 **3** (P9)にご加入いただいた方のみご加入いただけます。

**3** のご家族の保障は、ご本人の保障 **1 2** への加入が必要です。P7をご覧ください。

**E ケガ後遺障害保障** — ケガで後遺障害が発生した場合の保障です。

申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
後遺障害(ケガ) (傷害後遺障害保険金) (保険金額)	最高200万円 (100万円)	最高400万円 (200万円)	最高500万円 (250万円)	最高1,000万円 (500万円)	最高1,500万円 (750万円)
月額保険料	60円	100円	120円	260円	370円

\* 傷害後遺障害等級第1～7級倍額支払特約がセットされています。  
ケガ後遺障害保障の最高保障額は保険金額の2倍の額で、後遺障害等級第1級の場合の保障額です。詳細はP30・38・45・46をご覧ください。

### F 通院保障

ケガで通院した場合の保障です。事故による打撲やねんざなど、日常生活でよく起こるケガも対象です。  
病気により入院前後に通院した場合の保障です。

申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型	④型
通院(ケガ) (傷害通院保険金)	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	4,000円/日
通院(病気) (疾病通院保険金)	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	4,000円/日
月額保険料	170円 (120円)	340円 (240円)	500円 (360円)	660円 (470円)

\* 配偶者以外のご家族の方で満70才以上の方(2026年6月1日現在)はケガのみの保障となり、( )内の保険料となります。  
通院(病気)は保障の対象となりません。

**G 医療充実保障** — 思わぬ出費に備えるための保障です。

申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型
抗ガン剤治療 (抗ガン剤治療保険金)	—	—	10万円/月
高度医療(病気・ケガ) (先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金)	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度
三大疾病 (三大疾病診断保険金)	—	50万円	50万円
長期入院 (病気・ケガ) (疾病・傷害)長期入院時保険金	5万円	5万円	5万円
月額保険料	100円	570円	1,460円

国内の治療のみ対象

\*医療充実保障は保険期間の開始時点(2026年6月1日現在)で満69才までご加入できます。

## 高度医療保障で対象になる患者申出療養制度をご存知ですか？

治療、先進医療のいずれでも  
実施していない医療を実施してほしい

受けたい治療が高額すぎて受けられない...  
そんな状況が変わります。

先進医療が行われていたようだが、  
今は患者を募集していないようだ

2016年4月よりスタートした、困難な病気と闘う患者さんの思いに応えるために創設された制度です。

医療充実保障(高度医療)では「患者申出療養」も保障対象になります。

新制度により治療の選択肢が増える一方、患者申出療養にかかる費用は高額であり全額負担です。

例えば..

適応症	患者申出療養技術名	費用※1※2
悪性固形腫瘍	タゼメトスタット経口投与療法	約1,755万円

(注) 患者申出療養の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。

※1 医療機関は患者に上記費用のうち自己負担額を定めることができる。  
※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。  
第46回患者申出療養評価会議資料  
「令和5年(令和4年7月1日～令和5年6月30日)の患者申出療養の費用」より

医療充実保障に  
加入することで  
先進医療だけでなく  
「患者申出療養費」の  
費用も  
カバーできるよう  
なります。

#### (1) ケガ後遺障害保障について

- 事故の発生日からその日を含めて180日以内に発生した後遺障害が対象となり、障害の程度により「保険金額」に所定の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金としてお支払いします。そのうち第1～7級に掲げる保険金支払割合を適用すべき後遺障害が発生した場合は保険金を2倍にしてお支払いします。詳細はP30・38・45・46をご覧ください。

#### (2) 通院保障について

- 通院(ケガ)：事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。
- 通院(病気)：病気により入院し、入院開始日の前日以前60日以内の通院または、退院後の翌日から180日以内の通院について、通算90日がお支払いの限度となります。

#### (3) 医療充実保障について

- 長期入院は1回の入院(ケガの場合は1回の事故による入院)の入院日数が90日の整数倍となるごとに、保険金をお支払いします。(4回が限度)
- 抗ガン剤治療は保険期間を通じて1,200万円がお支払いの限度となります。
- ③型にはケガによる後遺障害：後遺障害保険金(保険金額10万円)がセットされています。(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故は保障対象外となります。)

#### (4) ご家族のコースは仕事上の事故によるケガも保障の対象になります。

#### (5) ご加入になれるご家族の範囲について

- ①配偶者
- ②こども：平成16年6月2日生まれ～令和5年6月1日生まれの本人の扶養しているこども(左記以外のこどもはその他家族)
- ③その他家族：役員・社員およびその配偶者の上記以外のこども・両親・兄弟姉妹および役員・社員と同居の親族

# 介護の保障

必須加入保障にご加入いただいた方のみご加入いただけます。  
ご本人の場合は **1** **2** (P7)、配偶者の場合は **3** (P9)への加入が必要です。

## H 介護保障(ご本人・配偶者の保障)

ご本人および配偶者が要介護状態(軽度介護一時金の場合は、軽度要介護状態)となりその状態が30日を超えて継続した場合、保障の対象となります。要介護状態・軽度要介護状態につきましては、P34をご覧ください。

保障内容/型	申込型 控					
	既にご加入いただいている方のみ 同プランにて継続可能		新規加入の方はこちら			
	<要介護3以上>		<要介護2以上>		<要支援1以上> ※40才以上の方のみ	
	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型
軽度介護一時金	—	—	—	—	50万円	50万円
介護一時金	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
介護年金	月額5万円 (年額60万円)	月額10万円 (年額120万円)	月額5万円 (年額60万円)	月額10万円 (年額120万円)	月額5万円 (年額60万円)	月額10万円 (年額120万円)
月額保険料(1名あたり)	320円	600円	440円	830円	460円	850円

\*介護保障(ご本人・配偶者の保障)は保険期間の開始時点(2026年6月1日現在)で満69才までご加入できます。(ただし軽度介護一時金を含む⑤⑥型は満40才以上の方に限ります。) \*配偶者のみでもご加入いただけます。

- 上記は1名分の保険料です。
- 加入状況により保険料は毎年変動する可能性があります。
- 前年度までに要介護3以上(①~②型)にご加入いただいている方は現在ご加入のプランでの継続または要介護2以上(③~④型)、要支援1以上(⑤~⑥型)に変更が可能です。  
要介護3以上(①~②型)の新規販売は停止されています。現在要介護3以上(①~②型)にご加入されている方が要介護2以上(③~④型)要支援1以上(⑤~⑥型)に変更する場合、健康に関する告知が必要となります。
- 軽度介護一時金をお支払いした場合、次年度以降、介護保障⑤型、⑥型に関してはご加入いただけません。軽度介護一時金の支払事由が発生した時点で要介護2以上(③~④型)の介護年金同額の型へプラン変更となります。(例:⑤型→③型へ移行)

### 【ご加入上のご注意】(H・I 共通)

○保険期間中に次の要介護状態(軽度介護一時金の場合は軽度要介護状態)が30日を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

<要介護3以上>	<要介護2以上> <要支援1以上(介護一時金・介護年金)*>	<要支援1以上(軽度介護一時金)>
要介護状態(要介護3以上の状態)	要介護状態(要介護2以上の状態)	軽度要介護状態(要支援1もしくは要支援2、または要介護1の状態)

○ご加入の型により、お支払い要件となる要介護認定の度合いが異なります。詳細はP34「※印の用語のご説明」をご覧ください。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
H ①型、②型					介護一時金、介護年金*		
I ①型、②型					介護一時金、介護年金*		
H ③型、④型					介護一時金、介護年金*		
I ③型~⑤型					介護一時金、介護年金*		
H ⑤型、⑥型	軽度介護一時金				介護一時金、介護年金*		
I ⑥型~⑧型	軽度介護一時金				介護一時金、介護年金*		

○介護保障①型、②型、両親介護保障①型、②型にご加入の場合:要介護3~要介護5のいずれかと認定された場合、介護一時金、介護年金をお支払いします。  
○介護保障③型、④型、両親介護保障③~⑤型にご加入の場合:要介護2~要介護5のいずれかと認定された場合、介護一時金、介護年金をお支払いします。  
○介護保障⑤型、⑥型、両親介護保障⑥型~⑧型にご加入の場合:要支援1~要介護1のいずれかと認定された場合、軽度介護一時金をお支払いします。  
もしくは、要介護2~要介護5のいずれかと認定された場合、介護一時金、介護年金をお支払いします。  
(注)介護一時金、軽度介護一時金については1回に限りお支払いします。

- 「健康状況告知書質問事項」に該当された場合は、介護保障および両親介護保障に加入できません。質問内容はご加入いただく型によって異なります。必ず加入・変更(または解約)申込票(兼告知票)の「加入者告知事項」をよくお読みのうえ、申込みください。
- 軽度介護一時金は軽度介護一時金または介護一時金をお支払いした場合、介護一時金は介護一時金をお支払いした場合、失効します。
- 介護年金\*の保険金額は年額で設定されており、1/12として計算した額を月額として表記しています。
- ケガによる後遺障害・後遺障害保険金(保険金額20万円)がセットされています。ただし、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故は保障対象外となります。被保険者となる方は、軽度介護一時金・介護一時金・介護年金\*の被保険者と同一です。
- 軽度介護一時金・介護一時金のお支払いにあたっては、年間保険料が必要となります。年間保険料に対して未払込保険料がある場合は、未払込保険料を保険金から差し引いてお支払いさせていただきますこともできます。
- 詳細はP30・34「保険金をお支払いする場合」、P38・40「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。
- ※Iには介護年金の保障はありません。P12をご確認ください。

ご本人が必須加入保障 **1** **2** (P7)にご加入いただいた方のみご加入いただけます。

## 1 両親介護保障(ご本人および配偶者の親の保障)

ご本人および配偶者の「親(同居・別居を問いません。)」の介護が必要となった場合の保障です。  
親が要介護状態(軽度介護一時金の場合は軽度要介護状態)となりその状態が30日を超えて継続した場合、一時金を受け取ることができます。  
要介護状態(軽度介護一時金の場合は軽度要介護状態)につきましては、P34「※印の用語のご説明」をご覧ください。

保障内容/型	申込型 控									
	既にご加入いただいている方のみ 同プランにて継続可能		新規加入の方はこちら							
	<要介護3以上>		<要介護2以上>			<要支援1以上>				
	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型	⑦型	⑧型		
軽度介護一時金	—	—	—	—	—	50万円	50万円	50万円		
介護一時金	100万円	300万円	100万円	300万円	500万円	100万円	300万円	500万円		
月額保険料(1名あたり)	保障対象となる方(親)の年齢	40才~44才	20円	30円	20円	30円	50円	30円	40円	60円
		45才~49才	20円	50円	30円	60円	90円	40円	70円	100円
		50才~54才	40円	90円	50円	120円	190円	60円	130円	200円
		55才~59才	70円	190円	100円	270円	440円	130円	300円	470円
		60才~64才	140円	410円	210円	600円	1,000円	300円	690円	1,090円
		65才~69才	320円	930円	480円	1,410円	2,340円	630円	1,560円	2,490円
		70才~74才	690円	2,040円	1,070円	3,180円	5,290円	1,480円	3,590円	5,700円
		75才~79才	1,480円	4,420円	2,360円	7,060円	11,770円	3,360円	8,060円	12,770円
80才~84才	3,780円	11,310円	6,090円	18,260円	30,430円	8,330円	20,500円	32,670円		

\*両親介護保障(ご本人および配偶者の親の保障)は保険期間の開始時点(2026年6月1日現在)で満40才~満84才までのご本人または配偶者の親御さまがご加入できます。

- 年齢は2026年6月1日現在の満年齢です。上記は1名分の保険料です。
  - 加入状況により保険料は毎年変動する可能性があります。
  - 前年度までに要介護3以上(①~②型)にご加入いただいている方は現在ご加入のプランでの継続または要介護2以上(③~⑤型)、要支援1以上(⑥~⑧型)に変更が可能です。  
要介護3以上(①~②型)の新規販売は停止されています。現在要介護3以上(①~②型)にご加入されている方が要介護2以上(③~⑤型)、要支援1以上(⑥~⑧型)に変更する場合、健康に関する告知が必要となります。
  - 夫婦・親子・兄弟姉妹でアイシンググループ総合保障にご加入の場合、重複加入はできません。
  - 軽度介護一時金をお支払いした場合、次年度以降両親介護保障(⑥型~⑧型)に関してはご加入いただけません。軽度介護一時金の支払事由が発生した時点で要介護2以上(③~⑤型)の介護一時金同額の型へプラン変更となります。
- ※P11【ご加入上のご注意】(H・I 共通)もご確認ください。ただし、Iには介護年金の保障はありません。

## 「要支援1」から「要介護5」の身体状態の目安は?

要支援1	要支援2/要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活はほとんどひとりで</li> <li>起き上がりや立ち上がりなどに、何らかの支えを必要とすることがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活の一部に見守りや手助けを必要とする</li> <li>起き上がりや立ち上がり、片足の立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある</li> <li>適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事や排せつ、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある</li> <li>起き上がりや立ち上がり、片足の立位保持、歩行などに何らかの支えが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事や排せつ、入浴、衣服の着脱などに介助が必要</li> <li>起き上がりや立ち上がり、片足の立位保持がひとりでできない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、排せつ、入浴、衣服の着脱などに全面的な介助が必要</li> <li>起き上がりや立ち上がり、両足の立位保持、歩行などがひとりでできない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする</li> <li>意思の疎通がほとんどできないことが多い</li> </ul>
介護保障①型・②型 および 両親介護保障①・②型			介護保障③型・④型 および 両親介護保障③~⑤型		介護保障⑤型・⑥型 および 両親介護保障⑥~⑧型

(公財) 生命保険文化センター ホームページ「ひと目でわかる生活設計情報」をもとに作成

制度概要

保障内容

Q & A

ご参考

重要事項

記入例

# 死亡・高度障害の保障

**J 死亡・高度障害保障** 必須加入保障(P7、P9)に加入いただいた方のみ加入いただけます。

ご本人の場合 …… **1 2** への加入が必要です。

配偶者・子どもの場合 …… **3** およびご本人の死亡・高度障害保障への加入が必要です。

上記以外の子ども・その他家族の場合 …… **3** への加入が必要です。

**ご本人** 申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型	⑦型	⑧型
死亡・高度障害	500万円	700万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
保険年齢(*1)								
月額保険料(概算)								
満15才~40才 \$60.12.2生~H23.6.1生	250円	350円	500円	750円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
41才~50才 \$50.12.2生~\$60.12.1生	450円	630円	900円	1,350円	1,800円	2,700円	3,600円	4,500円 <sup>(※)</sup>
51才~60才 \$40.12.2生~\$50.12.1生	750円	1,050円	1,500円	2,250円	3,000円	4,500円	6,000円	-
61才~満75才 \$25.6.2生~\$40.12.1生	1,350円	1,890円	2,700円	4,050円	5,400円	8,100円	10,800円	-

(※)効力発生日現在の年齢が満50才以上の方は、保険金額4,000万円が上限となります。保険金額4,000万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に制限範囲内の上限保険金額に減額して更新されます。それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。  
(\*1)記載の年齢は効力発生日(2026年6月1日)現在の年齢です。

**配偶者・子ども**

ご本人が加入しなければ、配偶者・子どもはお申込みできません。本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

申込型 控

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型	⑦型	⑧型
死亡・高度障害	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
保険年齢(*1)								
月額保険料(概算)								
配偶者								
満18才~40才 \$60.12.2生~H20.6.1生	50円	100円	150円	200円	250円	500円	1,000円	1,500円
41才~50才 \$50.12.2生~\$60.12.1生	90円	180円	270円	360円	450円	900円	1,800円	2,700円
51才~60才 \$40.12.2生~\$50.12.1生	150円	300円	450円	600円	750円	1,500円	3,000円	4,500円
61才~満75才 \$25.6.2生~\$40.12.1生	270円	540円	810円	1,080円	1,350円	2,700円	5,400円	8,100円
子ども								
満3才~満21才 H16.6.2生~R5.6.1生	70円/1名	140円/1名	210円/1名	280円/1名				

(\*1)記載の年齢は効力発生日(2026年6月1日)現在の年齢です。

**加入できる子ども**  
本人の扶養する子ども(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。)で年齢満3才以上満21才以下の方  
これにあてはまらない子どもはその他家族となります。

◎年齢は保険年齢で記載しております。保険料はご自身の生年月日にてご確認ください。  
「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。  
(例:19才7カ月の被保険者の方の保険年齢は20才となります。)

左記以外の子ども・その他家族 (損害保険)  
ケガによる死亡・後遺障害の保障です。(病気死亡・高度障害は保障されません。)

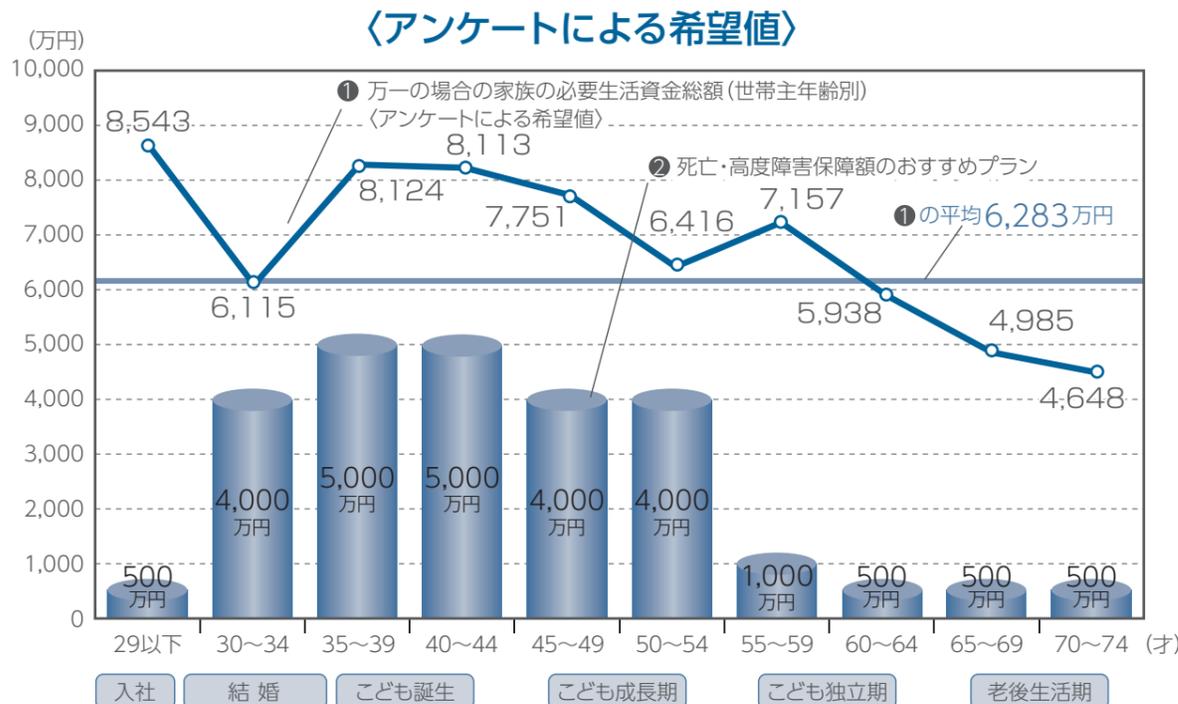
保障内容/型	①型	②型	③型	④型	申込型 控
傷害死亡・後遺障害	最高100万円	最高200万円	最高300万円	最高400万円	
月額保険料	30円/1名	50円/1名	80円/1名	100円/1名	

「子ども⇄上記以外の子ども・その他家族」の区分変更は、原則として自動的には行われません。ご自身でご確認のうえ手続きを行ってください。

ご本人 配偶者・子ども ……生命保険 左記以外の子ども・その他家族 ……損害保険

「死亡・高度障害保障」の必要保障額の考え方を知りたいのですが?

## 万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別)



※「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。  
(公財)生命保険文化センター 「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査」

- 死亡・高度障害保障について(制度内容等の詳細は「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。)
- 傷害死亡・後遺障害について

制度概要

保障内容

Q & A

ご参考

重要事項

記入例



## 日常生活のトラブルにお役立ち!

### L 個人賠償責任保障 (家族型)

ご本人が必須加入保障 **1** **2** (P7)にご加入  
 いただいた方のみご加入いただけます。  
 (保険期間:1年 団体割引:30% 損害率による割引:45%)  
 ※ご加入人数は1口のみです。

保障内容	保険金額
個人賠償責任	国内:無制限 国外:1億円
月額保険料	100円

### 示談代行実施\*

\*国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、  
 示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

### M 弁護士費用総合保障

ご本人が必須加入保障 **1** **2** (P7)にご加入  
 いただいた方のみご加入いただけます。

保障内容	保険金額
弁護士費用保険金 (自己負担割合10%)	通算300万円限度
法律相談・書類作成 費用保険金 (自己負担額1,000円)	通算10万円限度
月額保険料	330円

保険期間:1年 団体割引:30% 過去の損害率による割引:45%

2025年10月1日以降保険始期契約について、弁護士費用総合補償  
 特約の補償内容の改定を行っています。  
 更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレット  
 をご確認ください。

## 日常生活の様々なトラブルに備える 充実の保障ラインナップ!!

万が一の加害事故に

個人賠償責任保障

身の回りの法的トラブルに

弁護士費用総合保障

## 個人賠償責任保障

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や  
 預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険  
 金をお支払いします。

\*1自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.27以降をご確認ください

個人賠償責任保障は、本人が加入すると、「本人」、「本人の配偶者」、「本人またはその配偶者の同居の親族」、「本人またはその配偶者の別居の  
 未婚のお子様」が保険の対象となる方となります。

※被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  
 ※個人賠償責任において、ご本人\*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の  
 親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りです。)  
 \*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方ご本人」として記載された方をいいます。  
 ※配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一  
 であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たす  
 ことが書面等により確認できる場合に限りです。(婚姻とは異なります。)  
 a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)  
 b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。  
 ※親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)  
 ※未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 弁護士費用総合保障 (正式名称:弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険)

弁護のちからは、法的トラブルに巻き込まれたときの弁護士費用を補償します。



"弁護のちから"が支える5つのトラブル  
 次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者	①人格権侵害(※2)	②被害事故	③借地・借家
被保険者ご本人 お子さま	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもがいじめにあい、登校拒否の状 態になった。</li> <li>●昔の交際相手からストーカー行為を されている。</li> <li>●ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)上でいじめもない誹謗中傷に あい、精神的苦痛を受けた。</li> <li>●電車で痴漢被害を受けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●路上歩行中に他人が運転する 自転車に追突され、ケガをした。</li> <li>●インターネット通販の会社から、 本物といつわられて、偽物のブ ランド品を売りつけられた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃貸期間中に賃貸マンションの家主から 正当な理由もなく立ち退きを迫られた。</li> <li>●アパートの雨漏りにより家具にカビ が生えてしまったが、家主が修理し てくれない。</li> <li>●借りている土地に建てた家の 増築を、地主が正当な理由も なく承諾してくれない。</li> </ul>
トラブルの当事者	④遺産分割調停	⑤離婚調停(※3)	
被保険者ご本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●兄弟間の遺産分割の協議がまとまら ず、調停での手続きとなった。</li> <li>●母がすべての遺産を兄に相続させる とした遺産を残して亡くなり、自分が 相続できる権利が侵害されたため、 調停で手続きすることとなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初年度契約は、保険開始91日目から補償対 象となります。</li> <li>●夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚 手続きを進めるしかなくなった。</li> <li>●子どもの将来のための養育費の額につい て夫婦間の折り合いがつかないため、調停 で離婚手続きをすることとなった。</li> </ul>	<p>遺産分割調停、離婚調停に ついては、トラブルが調停 等の手続きに至った場合に、 被保険者ご本人に係る調停 等に要した費用のみ対象と なります。</p>

**X** 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。  
 (※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるト  
 ラブルにかぎりあります。  
 (※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間  
 に発生したときは、保険金をお支払いできません。

## 2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。国内補償(※)

### 1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル  
 解決の委任を行うとき  
 に負担した弁護士費用  
 を補償します。

■保険金額  
 (保険期間1年間につき)  
 通算 **300万円**限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士  
 等への委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合10%)

### 2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ  
 法律相談・書類作成の依頼を  
 行うときに負担した法律相談・  
 書類作成費用を補償します。

■保険金額  
 (保険期間1年間につき)  
 通算 **10万円**限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談  
 ・書類作成にかかった費用 - 自己負担額  
 (免責金額) **1,000円**

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

▲ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

**お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)**

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回  
 の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手も理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 <b>40万円</b> 着手金 15万、報奨金 25万	➡	弁護士費用保険金のお支払い額 40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = <b>36万円</b>
法律相談・書類作成にかかった費用 <b>1万円</b>	➡	法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額 1万円 - 1,000円(自己負担額) = <b>9,000円</b>
		<b>合計36万9,000円をお支払い</b>

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

### 相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士を紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。  
 お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客様に弁護士をご紹介します。

### 「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コン  
 サルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外と  
 なりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1)本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。  
 (注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。  
 (注3)ご利用は日本国内からにかぎりあります。  
 (注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
 (注5)「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。  
 事故サポートセンター:【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、P.27以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

## 保障内容

**Days1基本コース(1口あたり)** — 生きるためのがん保険Days1基本コース 入院給付金日額5,000円 定額タイプ 保険期間:終身

保障内容		がんの場合	上皮内新生物の場合
初めて診断されたとき 診断給付金	一時金としてそれぞれ1回限り	50万円	5万円
入院したとき 入院給付金	1日につき	5,000円	5,000円
以下のいずれかの通院をしたとき 通院給付金 ・所定の治療*1のための通院 ・365日以内*2の通院	1日につき	5,000円	5,000円
複数回受け取れる 複数回診断給付金	1回につき 2年に1回を限度	50万円	5万円

\*1…所定の治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療(経口投与を除く)、ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。  
\*2…初めて診断確定された日、所定の治療\*1を受けた日、または退院日の翌日から365日以内の通院

**(オプション特約)がん先進医療・患者申出療養特約** — 保険期間:10年(自動更新)

保障内容		がんの場合(上皮内新生物は保障の対象外)
がん先進医療・患者申出療養を受けたとき がん先進医療・患者申出療養給付金	1回につき	先進医療・患者申出療養にかかる技術料のうち自己負担額と同額 更新後の保険期間を含め通算2,000万円まで
がん先進医療・患者申出療養を受けたとき がん先進医療・患者申出療養一時金	一時金として 1年に1回まで	15万円

※がん先進医療・患者申出療養特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみです。すでにご加入の場合は、追加することはできません。  
「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が認める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。  
※がん保険には保障の開始まで待ち時間(保障されない期間)がございます。

上記プランの場合 月払保険料、定額タイプ、解約払戻金なしタイプ、特定保険料払込免除特約なし、団体取扱、保険料払込期間:終身

月払保険料	契約日の満年齢		1名1口あたり		契約日の満年齢		1名1口あたり	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0才	630円	630円	22才	1,080円	1,025円	44才	2,315円	1,840円
1才	640円	645円	23才	1,120円	1,050円	45才	2,420円	1,880円
2才	655円	645円	24才	1,150円	1,075円	46才	2,510円	1,910円
3才	670円	660円	25才	1,185円	1,110円	47才	2,605円	1,945円
4才	685円	690円	26才	1,230円	1,140円	48才	2,715円	1,985円
5才	695円	695円	27才	1,250円	1,175円	49才	2,820円	2,030円
6才	710円	715円	28才	1,300円	1,210円	50才	2,935円	2,060円
7才	735円	720円	29才	1,340円	1,250円	51才	3,045円	2,105円
8才	750円	730円	30才	1,395円	1,285円	52才	3,185円	2,150円
9才	775円	755円	31才	1,445円	1,325円	53才	3,310円	2,190円
10才	780円	770円	32才	1,490円	1,350円	54才	3,435円	2,230円
11才	805円	790円	33才	1,540円	1,400円	55才	3,570円	2,275円
12才	830円	805円	34才	1,595円	1,445円	56才	3,705円	2,330円
13才	855円	830円	35才	1,660円	1,475円	57才	3,840円	2,375円
14才	860円	840円	36才	1,705円	1,510円	58才	3,990円	2,420円
15才	885円	855円	37才	1,770円	1,560円	59才	4,140円	2,480円
16才	910円	880円	38才	1,845円	1,585円	60才	4,290円	2,525円
17才	925円	890円	39才	1,910円	1,635円	61才	4,430円	2,580円
18才	960円	925円	40才	1,990円	1,665円	62才	4,570円	2,630円
19才	990円	940円	41才	2,065円	1,715円	63才	4,700円	2,685円
20才	1,005円	965円	42才	2,135円	1,755円	64才	4,855円	2,725円
21才	1,045円	1,000円	43才	2,225円	1,800円	65才	5,000円	2,795円

※<がん先進医療・患者申出療養特約>には更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢、保険料率によって決まります。  
※66才~85才の保険料は申込書裏面の保険料表をご参照ください。

**がん先進医療  
患者申出療養  
特約**

保険料払込期間:  
10年更新

**男 女 共通**

全年齢一律  
**94円**

(2025年12月現在)  
※2口加入の場合は基本  
コースの保険料が2倍  
になります。

## がん保障のポイント

- 特長1** 基本コースの保険料は契約日\*の満年齢で決まり、安心が生涯続く**終身保障!!**  
(注)がん先進医療・患者申出療養特約は10年更新のため、更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。  
\*契約日:2026年8月1日
- 特長2** 入院および所定の治療のための通院保障は**日数無制限!!**  
(注)所定の治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療(経口投与を除く)、ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。
- 特長3** 多額の費用がかかる場合もある**先進医療や患者申出療養は、先進医療・患者申出療養にかかる技術料のうち自己負担額と同額を通算2,000万円まで保障!!**  
(注)がん先進医療・患者申出療養特約を付加した場合
- 特長4** <ご契約後のサービス>**アフラックのよりそうがん相談サポート(\*)で  
さまざまながんの悩みの解決までサポート!!**
- 特長5** **退職後も継続**できます。  
(注)個別保険料に変更となる場合もあります。

## がん保障 ご契約後のサービスのご案内

アフラック(終身型)がん保険 すでにご加入の方、ご検討中の方へ /

## アフラックのよりそうがん相談サポート

アフラックのよりそうがん相談サポートは、アフラックの全てのがん保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)の被保険者様が被保険者様自身のがんに関して利用できるサービスです。がんに関するお悩みやお困りごとを、お電話やチャットで専門の相談員(よりそうがん相談サポーター)へご相談頂けるサービスです。

診断前から、治療後までずっと。すべての不安を、相談できる人がいます。

お世話になってる医師に、他の人の意見も聞きたい、なんて言えない。

命に関わる治療を、1週間で決めなきゃいけない。

我慢している副作用のこと、本当は誰かに話したい。

10年経っても、またがんになるかもしれない。

このまま結婚していいの?

ステージはIAと浅いの、開腹手術って本当に必要?

子宮がなくなること。家族になんて伝えよう。

近場にあるがんの病院、意外と知らないんです。

突然わかったがん。仕事を続けていける自信がない。

ネットで知った新しい治療。私もやるべきでしょうか?

闘病しながら、仕事も家事もしなきゃいけない。

再就職の履歴書にある、「健康状態」の項目。私って健康に含まれるのかな。

治療後 治療は終わったけどまだ心配も...

被保険者様と被保険者様の同意を得たご家族(配偶者および2親等内)が代理でご利用いただけます。\*

\*被保険者様のがんおよびがん疑いについてのご相談が対象となります。

よりそうがん相談サポーターへの  
ご相談は  
無料で何度でも  
ご利用いただけます

よりそうがん相談サポーターは、がん患者様のご相談サポートの経験がある看護師・社会福祉士等のメンバーで構成された専任のサポートチームです。

お気軽にご相談ください

お一人おひとりによりそい、信頼できる情報やサービスのご案内を通じて、納得のいく治療・療養生活や意思決定を実現できるようご支援いたします。

「よりそうがん相談サポート」について、動画でもご確認ください。

(\*)アフラックのよりそうがん相談サポートは、アフラックがグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。よりそうがん相談サポートで提供する各種サービスの内容は、2025年12月現在のものであり、将来変更される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> にてご確認ください。

## がんの保障については

豊通保険パートナーズ株式会社  
**0120-820-880**(通話料無料)

- 契約種類 個人契約
- 契約日 2026年8月1日
- 第1回保険料引去:7月支給給与より天引開始
- 保険期間・保険料払込期間:終身(がん先進医療・患者申出療養特約は10年更新)
- 責任開始 第1回保険料引去日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日(ただし、その日が、告知の日から3か月を経過していない場合には、告知の日から3か月を経過した日の翌日)

詳しくは「契約概要」等をご確認ください。

募集代理店:豊通保険パートナーズ株式会社 〒453-6128 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート28階  
:アイシン開発株式会社 〒448-8525 刈谷市相生町3-3  
引受保険会社:アフラック法人第三営業部 〒451-6029 名古屋市中区西島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階 Tel.052-217-2455

## 制度のしくみ

Q	年齢によって保険料は変更されますか？
A	一部の保障を除き、年齢にかかわらず保険料は変わりません。両親介護保障およびがん保険は年齢別、死亡・高度障害保障は年齢群団別の保険料となっています。ただし、保険料率および割引率の見直しなどにより、毎年保険料が変更になることがあります。
Q	本年度定年退職（または再雇用期間満了）する予定ですが、どうすればいいでしょうか？
A	保障は定年退職（または再雇用期間満了）時まで有効となりますので、継続されることをおすすめします。保障は退職と同時に終了します。定年退職（または再雇用期間満了）後は退職者保障制度「アイシングループ総合保障退職者保障」に加入することができます。退職時に「アイシングループ総合保障」に加入していないと「アイシングループ総合保障退職者保障」に加入できません。
Q	死亡保険金の受取人は誰になりますか？
A	本人の死亡保険金（生命保険部分）の受取人は以下の順になります。（同順位複数あるときは等分します。） ①配偶者 ②子ども（子どもが死亡している場合はその直系卑属） ③父母 ④祖父母 ⑤兄弟姉妹（傷害）死亡保険金（損保部分）の受取人は、被保険者の法定相続人です。
Q	保険証券はいつ頃届きますか？
A	8月中旬～下旬頃にお勤め先経由で「ご加入内容のお知らせ」を送付しています。（団体契約のため、個別の保険証券は発行していません。）「ご加入内容のお知らせ」には、加入内容の他にもプランごとの保険料控除対象額や相談無料の生活サポートサービスの利用案内書が同封されており、お手元に届きましたら大切に保管していただくようお願いいたします。
Q	控除証明書はいつ頃届きますか？
A	アイシングループ総合保障は団体契約で給与控除のため、原則、控除証明書は発行されませんが、年末調整時に各会社から配付される「保険料控除申告書」に控除対象保険料が印字されています。印字内容については、お勤め先の担当部署に問い合わせください。

## 加入・見直し

Q	結婚して姓が変わったので訂正したいのですが、どうすればいいですか？
A	「加入・変更（または解約（脱退））申込票（兼告知票）」に印字されている旧姓を新姓に訂正し、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえご提出ください。
Q	「子ども」の加入範囲は？
A	本人の扶養している満3才から満21才までの子どもに限定されます。それ以外の子ども（扶養していない19才の子どもなど）は「それ以外の子ども 其他家族」での加入となります。また、「子ども⇄それ以外の子ども 其他家族」の区分変更は原則として自動的には行われません。ご自身でご確認のうえ手続きを行ってください。
Q	入院・手術保障と休業保障に加入しないと他のコースには加入できませんか？
A	入院・手術保障と休業保障への加入が他のコースに加入することの条件となりますので、必ずご加入ください。ただし、積立ドリームプランは単独での加入が可能です。
Q	アイシングループ総合保障を解約した場合、返れい金はありますか？
A	掛け捨てかつ月払でのお支払いですので解約しても原則返れい金はありません。（積立ドリームプランは脱退一時金がありますが、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回る場合があります。）
Q	申込票の印鑑はシャチハタ（スタンプ）印でもいいですか？
A	申込票の印鑑はシャチハタ（スタンプ）印で結構です。
Q	引越しをして住所が変わったのですが、どうすればいいですか？
A	アイシングループ総合保障のみの加入の場合は手続き不要です。がん保険にもご加入がある場合、電話いただけましたら変更手続きをさせていただきます。
Q	保険の期中に解約をしたいのですが。
A	申し訳ございません。保険の対象となられる方が亡くなられた場合、離婚によって加入条件を満たさなくなった場合を除き保険期間中のご解約（脱退）は原則できません。
Q	自分がどんなプランに入ればいいのか、参考になるものはありますか？
A	モデルプランをP5～6に掲載しておりますのでご参照ください。また、専門家のアドバイスを参考に、一人ひとりに合わせて保険内容を見直しいただける「無料保険コンサルティング」サービスを提供しています。詳しくはアイシン開発へお問い合わせください。
Q	申込票の記入例はどこに記載がありますか？
A	パンフレットのP71～74に記入例がございますのでご覧ください。
Q	前年度加入内容と変更がなくても申込票の提出は必要ですか？
A	提出不要です。前年度ご加入の内容に応じたコース・型での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。※年齢により保険金額に制限がかかる方については、申込票の提出なしでも、自動的に制限範囲内の上限保険金額に減額して更新されます。（死亡・高度障害保障）

## 保障内容

Q	「ケガ」とはどういうものをいいますか？
A	ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」をいいます。「急激かつ偶然な外来の事故」によらない腱鞘炎、疲労骨折、関節炎、加齢による関節症、ヘルニア、腰椎分離症、すべり症などのご治療は上記要素を満たさないため、ケガ扱いとはなりません。
Q	病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？
A	病名を確定診断された日ではなく、初めて医師が診察した日となります。（「医学上因果関係がある病気」も含まれます。）健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。
Q	手術を別々の日に2回受けました。2回とも保険金請求の対象となりますか？
A	ケガは1事故に1回の手術に限ります。病気は原則として2回とも対象となります。※ただし病気であっても、例えば一連の手術（医科診療報酬点数表において、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術）については14日に1回が限度となります。詳しくはP28をご参照ください。
Q	妊娠・出産・早産または流産で入院、手術をした場合に保障対象となりますか？
A	妊娠自体は病気ではないため保障の対象外ですが、例えば帝王切開等の治療を行い、健康保険等の対象となった入院期間や手術については、保障の対象となります。
Q	死亡・高度障害保障は、本人が加入しなくても配偶者・子どもは加入できますか？
A	申し訳ございません。ご本人が死亡・高度障害保障に加入いただかなければ配偶者、子どもは加入いただけません。
Q	レジャー保障はどんなものが補償の対象となりますか？
A	レジャー保障は「携行品損害」「レンタル用品賠償責任」「キャンセル費用」「ホールインワン・アルバトロス費用」について保障いたします。詳しくはP15およびP32～33、39～40をご参照ください。
Q	自転車は携行品損害の補償対象になりますか？
A	自転車は携行品損害の補償対象外です。その他補償対象外となる主な携行品についてはP43をご覧ください。
Q	加入前から治療をしている病気（持病）で入院・手術をした場合も保障されますか？
A	ご加入前に発病した病気による入院・手術などは原則保障対象になりません。また、発病した時点と入院・手術などをされたときで保険金額に変更がある場合は原則低い方の額でのお支払いとなります。詳しくはP37・41をご参照ください。
Q	不妊治療で手術を受けていますが、総合保障で保障は受けられますか？
A	診療明細書上の手術区分に健康保険適用対象の手術が記載されていれば対象となる可能性があります。詳細、お支払い可否は引受保険会社にて診療明細書等を確認のうえ判断致しますので、まずは保険金請求のお手続きをお願い致します。

## 健康状況告知事項

\*死亡・高度障害保障については、P55【正しく告知いただくために】をご確認ください。

Q	捻挫をして治療中です。健康状況告知事項に該当しますか？
A	健康状況告知事項には該当しません。詳しくは「加入・変更（または解約（脱退））申込票（兼告知票）」の「ご加入に際しての重要なご確認事項（加入者告知事項）」をご覧ください。
Q	定期健康診断で要検査と診断されました。健康状況告知事項に該当しますか？
A	医師による「指示・指導」とみなされ、健康状況告知事項に該当します。※入院・手術保障、休業・長期休業保障、通院保障、医療充実保障は該当しません。
Q	体調に不調を感じたため、医師の診察を受けたのですが、結果的には問題はないと診断されました。ただし念のため、処方された薬を服用しています。この場合は健康状況告知事項に該当するのでしょうか？
A	自らの意思であっても、医師による「診察」および「投薬」に該当するため、健康状況告知事項に該当します。※入院・手術保障、休業・長期休業保障、通院保障、医療充実保障は該当しません。
Q	花粉症、インフルエンザは健康状況告知事項に該当しますか？
A	花粉症、インフルエンザは、入院がなく、一過性の症状の場合「告知の対象外となる病名・症状」にあてはまりますので、告知対象外です。※介護保障、両親介護保障の健康状況告知事項については「加入・変更（または解約（脱退））申込票（兼告知票）」の「ご加入に際しての重要なご確認事項（加入者告知事項）」をご覧ください。

## がん保障

Q	がん保障を解約したい場合の手続方法は？
A	ご契約者様専用サイト「アフラックよりそうネット※」にてお手続き、または募集代理店までご連絡ください。※ログイン方法、新規登録のお手続きは別途ご案内の書面をご確認ください。

## 海外赴任時のご留意点

アイシングループ総合保障は、  
 ①レジャー保障のホールインワン・アルバトロス費用  
 ②レジャー保障のレンタル用品賠償責任（海外の業者からのレンタル用品）  
 ③個人賠償責任保障の示談代行実施（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除く）  
 ④医療充実保障の高度医療  
 ⑤弁護士費用総合保障  
 以外は海外でも保障されます。なお、介護保障は海外でも保障されますが、年齢によっては日本国内における公的介護保険制度の要支援・要介護認定を必要とすることがあります。

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。  
アイシンググループ総合保障にご加入のお客さまとその同居のご家族の方  
専用サービスです。

\*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）加入者ご本人のみが利用いただけます。  
詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルス相談  
平日 9:00~21:00  
土曜日 10:00~18:00  
■上記以外  
年中無休 24 時間対応

- 健康・医療相談  
日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。
- メンタルヘルス相談  
＜疾病補償プラン加入者限定＞  
メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。  
\*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。
- 診断サポートサービス  
（各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス）  
提携機関をご紹介します。  
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供  
「三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。  
\*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。
- 医療機関総合情報提供  
地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。
- 女性医師情報提供、女性医師相談  
女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。  
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介護



年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

- 介護に関する情報提供  
老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。
- 介護に関する悩み相談  
介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談  
公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・  
行方不明時の  
対応相談

年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

- 認知症に関する情報提供と悩み相談  
社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。



- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談  
認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談

平日 14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談（法律相談）  
個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。  
弁護士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 暮らしの税務相談  
個人の日常生活上の税務相談にお応えします。  
税理士相談は予約制となります。

情報提供・  
紹介サービス

平日 10:00~17:00

- 子育て相談（12才以下）  
妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。
- 暮らしの情報提供  
冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介  
●福祉機器および介護用品のレンタル・販売  
●緊急通報サービス  
●ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。  
URL:[https://www.ms-ins.com/kenko\\_kaigo/](https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/)

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けするご加入内容のお知らせや案内状の案内などをご覧ください。

- \*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。
- \*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- \*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- \*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご参考



定年後の保障(アイシンググループ総合保障  
退職者保障)

まもなくご定年(または再雇用期間満了)を迎える方へ

\*本年度定年退職される方も退職時まで継続加入していないと退職者保障へ移行できませんのでご注意ください。

アイシンググループ総合保障 退職者保障とは?

- 定年退職(または再雇用期間満了)後の皆さまのための保障制度です。
- 定年退職(または再雇用期間満了)時までアイシンググループ総合保障に加入されていた方が加入することができます。
- アイシンググループ総合保障 退職者保障も団体のスケールメリットを活かした制度です。

	在職中 アイシンググループ総合保障	定年退職(または再雇用期間満了)後 アイシンググループ総合保障 退職者保障	
		90才満了コース	終身コース
病 気 ・ ケ ガ	入院・手術保障		医療保障【終身】コース
	医療充実保障(高度医療のみ)	→ 医療保障【90才満了】コース	
	ケガ後遺障害保障/通院保障		ケガ後遺障害保障/通院保障 ※お取り扱いがございません
	レジャー保障	→ レジャー保障	レジャー保障 ※お取り扱いがございません
	個人賠償責任保障	→ 個人賠償責任保障	個人賠償責任保障 ※お取り扱いがございません
	弁護士費用総合保障	→ 弁護士費用総合保障	弁護士費用総合保障 ※お取り扱いがございません
	休業保障/長期休業保障	→ 休業保障/長期休業保障 ※お取り扱いがございません	休業保障/長期休業保障 ※お取り扱いがございません
死 亡	介護保障/両親介護保障	→ 介護保障/両親介護保障 ※お取り扱いがございません	介護保障/両親介護保障 ※お取り扱いがございません
	死亡・高度障害保障	→ 死亡・高度障害保障 ※お取り扱いがございません	
年 金	積立ドリームプラン (別冊パンフレットP3をご参照ください。)	→ 年金コース 5年、10年、15年確定年金	
が ん		→ アイシながん保険	

- 医療保障【終身】コースへのご加入については別途加入要件※がありますのでご注意ください。
- 上記内容は概要です。詳細は定年退職(または再雇用期間満了)時に個別にご案内するパンフレットをご覧ください。
- 保障内容および保険料は2025年11月現在のものであり、今後変更となることがあります。  
(アイシンググループ総合保障 退職者保障【90才満了】コースについては保険期間2026年3月1日午後4時~1年間の保険契約の保険料をご案内しています。)

※医療保障【終身】コースのご加入要件

1. 保険始期日時時点で満85才以下であること
2. 定年退職日(または再雇用期間満了日)時点でアイシンググループ総合保障に継続して2年以上加入していること
3. 定年退職日(または再雇用期間満了日)時点で過去2年以内に入院・手術・放射線治療に関する保険金の支払いがないこと
4. アイシンググループ総合保障で病気による入院保障5,000円/日以上に加入していること
5. 過去5年以内に、ガン(肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む)により、医師による手術または医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことが無いこと

## それぞれのコースと保険料

■医療保障【90才満了】コース 正式名称:団体総合生活補償保険(MS&AD型)、団体総合生活補償保険(標準型)

お支払いする保険金		①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型
病	疾病入院保険金	入院1日につき 3,000円	入院1日につき 5,000円	入院1日につき 3,000円	入院1日につき 5,000円	入院1日につき 8,000円	入院1日につき 10,000円
	疾病手術保険金	入院中の手術 6万円 入院中以外の手術 1万5,000円	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 2万5,000円	入院中の手術 6万円 入院中以外の手術 1万5,000円	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 2万5,000円	入院中の手術 16万円 入院中以外の手術 4万円	入院中の手術 20万円 入院中以外の手術 5万円
	疾病放射線治療保険金	3万円	5万円	3万円	5万円	8万円	10万円
	疾病通院保険金	—	—	入院前後の通院 1日につき 3,000円	入院前後の通院 1日につき 3,000円	入院前後の通院 1日につき 3,000円	入院前後の通院 1日につき 3,000円
ケガ	高度医療費用保険金	保険期間中 1,000万円限度	保険期間中 1,000万円限度	保険期間中 1,000万円限度	保険期間中 1,000万円限度	保険期間中 1,000万円限度	保険期間中 1,000万円限度
	傷害入院保険金	入院1日につき 3,000円	入院1日につき 5,000円	入院1日につき 3,000円	入院1日につき 5,000円	入院1日につき 8,000円	入院1日につき 10,000円
ケガ	傷害手術保険金	入院中の手術 6万円 入院中以外の手術 1万5,000円	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 2万5,000円	入院中の手術 6万円 入院中以外の手術 1万5,000円	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 2万5,000円	入院中の手術 16万円 入院中以外の手術 4万円	入院中の手術 20万円 入院中以外の手術 5万円
	傷害通院保険金	—	—	通院1日につき 3,000円	通院1日につき 3,000円	通院1日につき 3,000円	通院1日につき 3,000円
ガ	傷害後遺障害保険金	—	—	最高500万円	最高500万円	最高500万円	最高500万円
	本人 (60才~64才の場合)	14,140円	23,160円	26,530円	35,550円	49,080円	58,100円

\*上記は60才~64才の保険料を記載しています。

■レジャー保障 正式名称:団体総合生活補償保険(標準型)

保障内容/型	本人のみ保障		夫婦とも保障	
	①型	②型	③型	④型
携行品損害	保険期間中 30万円限度		保険期間中 30万円限度	
レンタル用品賠償責任	保険期間中 30万円限度		保険期間中 30万円限度	
キャンセル費用	保険期間中 10万円限度		保険期間中 10万円限度	
ホールインワン・アルパトロス費用	—	1回につき 30万円限度	—	1回につき 30万円限度
年払保険料	2,970円	4,600円	3,660円	6,110円

■個人賠償責任保障

正式名称:団体総合生活保険(個人賠償責任補償)

個人賠償責任	国内:無制限 国外:1億円
年払保険料	1,150円



■弁護士費用総合保障

正式名称:弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険

保障内容	保険金額
弁護士費用 (自己負担割合10%)	通算300万円限度
法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円)	通算10万円限度
年払保険料	3,650円

保険期間:1年 団体割引:30% 過去の損害率による割引45%

■医療保障【終身】コース

医療保険A(エース)セレクトup(アップ)  
(正式名称:医療保険(無解約返戻金型)(25)無配当)

お支払いする給付金		給付金額
病	疾病入院給付金	病気により入院されたとき 入院5日目まで一律 2.5万円 入院6日目以降1日につき 5,000円
		ケガにより入院されたとき 入院5日目まで一律 2.5万円 入院6日目以降1日につき 5,000円
ケガ	災害入院給付金	病気やケガにより 手術を受けられたとき 入院中の手術 10万円 外来での手術 2.5万円
		病気やケガにより 放射線治療を 受けられたとき※1 5万円
病	手術給付金	病気やケガにより 集中治療室管理を 受けられたとき※2 10万円
		先進医療による療養を 受けられたとき※3 通算2,000万円限度

基本保障



先進医療

■医療保障【終身】コース<基本保障>

加入要件を満たし、かつアイシングループ総合保障「医療充実保障」に継続して2年以上加入されている方

年齢	保険料	
	年払(口座振替)	
	男性	女性
50才	35,650円	32,660円
51才	37,030円	33,810円
52才	38,410円	34,845円
53才	39,850円	35,995円
54才	41,345円	37,260円
55才	42,840円	38,410円
56才	44,390円	39,675円
57才	46,060円	41,000円
58才	47,670円	42,380円
59才	49,450円	43,700円
60才	51,175円	45,080円
61才	52,670円	46,175円
62才	54,225円	47,210円
63才	55,775円	48,360円
64才	57,385円	49,565円
65才	59,055円	50,660円

入院給付金日額:5,000円 保険期間:終身  
保険料払込期間:終身 支払限度の型:60日型  
手術給付金の型:手術II型

■医療保障【終身】コース<基本保障+先進医療保障>

加入要件を満たし、かつアイシングループ総合保障「医療充実保障」に継続して2年以上加入されている方

年齢	保険料	
	年払(口座振替)	
	男性	女性
50才	36,938円	33,948円
51才	38,318円	35,098円
52才	39,698円	36,133円
53才	41,138円	37,283円
54才	42,633円	38,548円
55才	44,128円	39,698円
56才	45,678円	40,963円
57才	47,348円	42,288円
58才	48,958円	43,668円
59才	50,738円	44,988円
60才	52,463円	46,368円
61才	53,958円	47,463円
62才	55,513円	48,498円
63才	57,063円	49,648円
64才	58,673円	50,853円
65才	60,343円	51,948円

入院給付金日額:5,000円 保険期間:終身  
保険料払込期間:終身 支払限度の型:60日型  
手術給付金の型:手術II型 先進医療特約(無解約返戻金型)

引受保険会社:三井住友海上あいおい生命保険株式会社

- ※1放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いできません。
- ※2集中治療給付金は1回の入院について1回のお支払いを限度とします。
- ※3先進医療給付金は、受療した先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費(1泊につき1万円を限度)をお支払いします。なお、保険期間を通じて2,000万円が限度です。先進医療の保障は、医療技術、医療機関および適応症等によってはお支払対象とならないことがありますのでご注意ください。
- 生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要(移行制度専用)」「注意喚起情報(移行制度専用)」「ご契約のしおり・約款」「ご契約のしおり・約款(移行制度専用)」をご覧ください。
- 移行後契約は、2025年12月現在の商品に記載しています。今後変更となる場合がありますので、移行時に必ず移行後契約の商品内容をご確認ください。

2025-C-0757 (2025/11/26-2027/12/30)

■5・10・15年確定年金コース

基本年金月額	一般コースの場合は、最低年金月額10,000円以上から受取ることができます。
年金受取期間	年金受給権取得日(定年退職月)から5・10・15年間 *個人年金コースは10年確定年金のみ

## アイシングループ総合保障 退職者保障の概要

コース	保険期間	保障内容	払込方法	対象者
病	1年間 (始期日時点満89才まで 継続可能)	○入院・手術・通院(病気・ケガ) ○後遺障害(ケガ) ○放射線治療(病気) ○高度医療(病気・ケガ)	口座振替年払	退職者本人と その配偶者 およびそのご家族 (子ども、両親、兄弟 姉妹、および本人と 同居している親族)
ケガ		○携行品損害 ○レンタル用品賠償責任 ○キャンセル費用 ○ホールインワン・アルパトロス費用		
賠償・財産	終身	○入院・手術保障(病気・ケガ) ○先進医療保障(病気・ケガ) ※先進医療保障については別途加入要件 があります。	口座振替年払	
年金	5・10・15年確定年金コース 拠出型企業年金保険	年金受取期間 5・10・15年間	—	○5・10・15年間の確定年金 *個人年金コースは10年確定年金のみ 定年者本人

# 保険金をお支払いする場合

- 各補償(保障)ともあくまで簡略化して記載している概要および主な注意事項となっており、スペースの関係上すべてを記載することができません。したがって記載事項以外はすべて所定の保険約款および特約によりますので、ご不明な点はお気軽に代理店・扱者および引受保険会社へ問い合わせください。
- ※印を付した用語については、P34、P41～43の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">休業保障・長期休業保障</p>	<p>所得補償保険金 ★所得補償(標準型)特約 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約)セット ☆精神障害補償特約(所得補償特約)セット ☆妊娠に伴う身体障害補償特約(所得補償特約)セット ☆天災危険補償特約(所得補償特約)セット</p>	<p><b>保険金をお支払いする場合</b> 保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が所得補償保険金の免責期間*(休業保障は継続して3日。長期休業保障は継続して365日。)を超えて継続した場合(注1)【再度就業不能となった場合の取扱い】 所得補償保険金の免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガまたは病気によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業不能を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能とされた日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p><b>保険金のお支払額</b> <math display="block">\frac{\text{所得補償保険金額} \times \text{就業不能期間*の月数} + \text{所得補償保険金額} \times \text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}</math> (注1) 所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2) 原因または時を異にして発生したケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
	<p>(病気・ケガ) 休業保障 ② 長期休業保障 ④</p>	<p><b>保険金をお支払いする場合</b> ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療*<sup>(※1)</sup>、拡大治験*<sup>(※2)</sup>または患者申出療養*<sup>(※3)</sup>を受けた場合で、被保険者が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担されたとき。 (注) 先進医療*<sup>(※1)</sup>、拡大治験*<sup>(※2)</sup>または患者申出療養*<sup>(※3)</sup>の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。治療を受けた日現在において、先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (※1) 「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。) (※2) 「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験*<sup>(※4)</sup>をいいます。 (※3) 「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。 (※4) 「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第29項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第29項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第29項に規定する拡大治験をいいます。</p> <p><b>保険金のお支払額</b> 被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用*<sup>(※1)</sup> イ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)</p> <p>(注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金額が限度となります。 (注3) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気*<sup>(※2)</sup>を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療、拡大治験または患者申出療養費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気*<sup>(※2)</sup>を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(※1) 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (※2) 先進医療、拡大治験または患者申出療養の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">医療充実保障</p>	<p>先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金 ★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p>(病気・ケガ) 高度医療 ④ ⑤</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">入院・手術保障</p>	<p>疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p><b>保険金をお支払いする場合</b> 保険期間の開始後*<sup>(※)</sup>に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p> <p><b>保険金のお支払額</b> <math display="block">\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}</math> (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間* (1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数* (365日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
	<p>疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p><b>保険金をお支払いする場合</b> ① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間* (1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後*<sup>(※)</sup>に発病*した病気の治療*のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p> <p><b>保険金のお支払額</b> 1回の手術*について次の額をお支払いします。 ① 疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院*中に受けた手術の場合 <math display="block">\text{疾病入院保険金日額} \times [20]</math> ② ①以外の手術の場合 <math display="block">\text{疾病入院保険金日額} \times [5]</math> (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">疾病保険金</p>	<p>疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p><b>保険金をお支払いする場合</b> ① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間* (1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後*<sup>(※)</sup>に発病*した病気の治療*のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p> <p><b>保険金のお支払額</b> 1回の放射線治療*について次の額をお支払いします。 <math display="block">\text{疾病入院保険金日額} \times [10]</math> (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。</p>
	<p>病気による放射線治療 ① ③</p>	<p><b>保険金をお支払いする場合</b> 疾病入院保険金をお支払いする場合で、次の①または②のいずれかに該当されたとき。 ① 疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。) ② 疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療*のため、通院された場合(以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。) (注) 疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。</p> <p><b>保険金のお支払額</b> <math display="block">\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}</math> (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・保険期間の開始時(疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時)より前の疾病通院の日数 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間* (180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数* (90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。))によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通院保障</p>	<p>疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p>(病気による通院) ② ⑥</p>

制度概要

保障内容

Q & A

ご参考

重要事項

記入例

# 保険金をお支払いする場合

入院・手術保障	<p>疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット [欄外(☆)参照] 病気による入院一時金 <b>1 3</b></p>	<p>保険金をお支払いする場合 「疾病入院」の状態が免責期間* (4日) を超えて継続した場合</p> <p>保険金のお支払額 [疾病入院時一時金額の全額] [疾病入院時一時金額] (注1) 1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。</p>								
	<p>疾病長期入院時保険金 ★疾病長期入院時保険金補償 (90日ごと用) 特約 ☆特定精神障害補償特約セット [欄外(☆)参照] 病気による長期入院 <b>C G</b></p>	<p>保険金をお支払いする場合 「疾病入院」の状態が90日以上となった場合</p> <p>保険金のお支払額 [疾病長期入院時保険金額 (5万円) の全額] [疾病長期入院時保険金額 (5万円) の全額] (注) 1回の疾病入院*における疾病入院の日数*が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払いします。 (*) 疾病入院保険金の支払限度日数* (365日) に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含みません。</p>								
医療充実保障	<p>三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定・始期前発病免責不適用型) 特約  三大疾病 <b>C G</b></p>	<p>保険金をお支払いする場合 特約記載の三大疾病(がん*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*し、下表の支払要件を充足した場合(がんと診断確定*された時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により初めて入院*を開始された時<sup>(*)</sup>が保険期間中である場合に限り、)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①がん</td> <td>次のいずれかのがんと診断確定された場合 ア. 保険期間の開始時<sup>(*)</sup>以降に初めて罹患したがん イ. 再発したがん<sup>(*)</sup> ウ. 転移したがん<sup>(*)</sup> エ. 既払がん<sup>(*)</sup>とはまったく別のがん</td> </tr> <tr> <td>②急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>急性心筋梗塞と医師*によって診断され、急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始された場合</td> </tr> <tr> <td>③脳卒中を発病したこと。</td> <td>脳卒中と医師*によって診断され、脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始された場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合、上記①について、前回の保険金支払事由該当日<sup>(*)</sup>から、その日を含めて1年以内に再び上記①ア. からエ. までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。 (*) 1 初めて入院を開始された時とは、同一の病気*を原因とする一連の入院のうち、最初の入院を開始された時をいいます。 (*) 2 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 (*) 3 「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。 (*) 4 「転移したがん」とは、他の部位・臓器<sup>(*)</sup>に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (*) 5 「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。 (*) 6 継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。 (*) 7 同一の種類部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。</p> <p>保険金のお支払額 [三大疾病診断保険金額の全額] (注1) 保険期間中1回に限り、 (注2) 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合、左記「保険金をお支払いする場合」の②および③について、保険金の支払回数は継続加入してきた最初のご契約の始期日から、それぞれ通算して1回とします。 (注3) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん*と診断確定*された時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は、がんと診断確定された時の保険契約のお支払条件で算出した金額となります。三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中<sup>(*)</sup>を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① 急性心筋梗塞または脳卒中<sup>(*)</sup>を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、急性心筋梗塞または脳卒中<sup>(*)</sup>を発病した時が、急性心筋梗塞または脳卒中による入院*を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は62ページの&lt;代理請求人について&gt;をご覧ください。 (*) 急性心筋梗塞または脳卒中には、その急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	支払事由	支払要件	①がん	次のいずれかのがんと診断確定された場合 ア. 保険期間の開始時 <sup>(*)</sup> 以降に初めて罹患したがん イ. 再発したがん <sup>(*)</sup> ウ. 転移したがん <sup>(*)</sup> エ. 既払がん <sup>(*)</sup> とはまったく別のがん	②急性心筋梗塞を発病したこと。	急性心筋梗塞と医師*によって診断され、急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始された場合	③脳卒中を発病したこと。	脳卒中と医師*によって診断され、脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始された場合
	支払事由	支払要件								
①がん	次のいずれかのがんと診断確定された場合 ア. 保険期間の開始時 <sup>(*)</sup> 以降に初めて罹患したがん イ. 再発したがん <sup>(*)</sup> ウ. 転移したがん <sup>(*)</sup> エ. 既払がん <sup>(*)</sup> とはまったく別のがん									
②急性心筋梗塞を発病したこと。	急性心筋梗塞と医師*によって診断され、急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始された場合									
③脳卒中を発病したこと。	脳卒中と医師*によって診断され、脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始された場合									
入院・手術保障	<p>傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 ☆傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長 (365日) 特約セット  ケガによる入院 <b>1 3</b></p>	<p>保険金をお支払いする場合 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合 (以下、この状態を「傷害入院」といいます。)</p> <p>保険金のお支払額 [傷害入院保険金日額] × [傷害入院の日数] (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院*された場合に限り、傷害入院保険金をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の入院に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は365日が限度となります。また、お支払いする傷害入院の日数は365日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 傷害長期入院時保険金のお支払いの対象となる期間についても、365日に延長します。</p>								
	<p>傷害手術保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 ☆傷害手術保険金支払倍率変更特約セット ☆傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長 (365日) 特約セット  ケガによる手術 <b>1 3</b></p>	<p>保険金をお支払いする場合 保険期間中の事故によるケガ*による治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に手術*を受けられた場合</p> <p>保険金のお支払額 ①入院*中に受けた手術*の場合 [傷害入院保険金日額] × [20] ②①以外の手術の場合 [傷害入院保険金日額] × [5] (注) 1 事故に基づくケガ*について、1回の手術に限り、また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>								
通院保障	<p>傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約  ケガによる通院 <b>B F</b></p>	<p>保険金をお支払いする場合 保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 (以下、この状態を「傷害通院」といいます。)</p> <p>(注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときからは、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定<sup>(*)</sup>であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限り、 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り、</p> <p>保険金のお支払額 [傷害通院保険金日額] × [傷害通院の日数] (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>								

入院・手術保障	<p>傷害入院時一時金 ★傷害入院時一時金補償特約  ケガによる入院一時金 <b>1 3</b></p>	<p>保険金をお支払いする場合 「傷害入院」の状態が免責期間* (4日) を超えて継続した場合</p> <p>保険金のお支払額 [傷害入院時一時金額の全額] (注1) 1事故に基づく傷害入院につき、1回を限度とします。 (注2) 傷害入院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院時一時金を重ねてはお支払いしません。</p>
	<p>傷害長期入院時保険金 ★傷害長期入院時保険金補償 (90日ごと用) 特約  ケガによる長期入院 <b>C G</b></p>	<p>保険金をお支払いする場合 「傷害入院」の状態が、90日以上となった場合</p> <p>保険金のお支払額 [傷害長期入院時保険金額 (5万円) の全額] [傷害長期入院時保険金額 (5万円) の全額] (注) 1回の事故に基づく傷害入院の日数*が、事故の発生の日からその日を含めて90日の整数倍となるごとにお支払いします。 (*) 事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の期間は含みません。</p>
死亡・高度障害の保障	<p>傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約  ケガによる死亡 <b>J</b> (損害保険)</p>	<p>保険金をお支払いする場合 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>保険金のお支払額 [傷害死亡・後遺障害保険金額の全額] (注1) 被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>
	<p>傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 ☆傷害後遺障害等級第1～7級倍額支払特約セット  ケガによる後遺障害 <b>A E</b></p>	<p>保険金をお支払いする場合 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合</p> <p>保険金のお支払額 後遺障害*の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級までに掲げる保険金支払割合 (42%～100%) を適用すべき後遺障害が発生した場合、傷害後遺障害保険金の額を2倍してお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 (注5) ご加入されたご契約に傷害後遺障害保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合には、支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額となります。</p>
死亡・高度障害の保障	<p>傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 ☆傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約セット  ケガによる後遺障害 <b>J</b> (損害保険)</p>	<p>保険金をお支払いする場合 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合で、かつ後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合 (42%～100%) を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>保険金のお支払額 後遺障害*の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の42%～100%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、被保険者に後遺障害等級の第7級に掲げる保険金支払割合 (42%) 以上の割合で、保険金が支払われるべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第7級に掲げる保険金支払割合 (42%) 以上の場合のみ傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
	<p>傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約  ケガによる後遺障害 <b>K</b></p>	<p>保険金をお支払いする場合 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合</p> <p>保険金のお支払額 [傷害死亡・後遺障害保険金額] × [約款所定の保険金支払割合 (4%～100%)] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
介護保障、両親介護保障、医療充実保障	<p>後遺障害保険金  ケガによる後遺障害 <b>H I</b> <b>C③型G③型</b></p>	<p>保険金をお支払いする場合 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合</p> <p>保険金のお支払額 [保険金額<sup>(*)</sup>] × [約款所定の保険金支払割合 (4%～100%)] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、保険金額<sup>(*)</sup>から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、保険金額<sup>(*)</sup>が限度となります。 (*) 保険金額とは、ご加入内容のお知らせ等の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。</p>

制度概要

保障内容

Q & A

ご参考

重要事項

記入例

# 保険金をお支払いする場合

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">死亡・高度障害保障</p>	<p>&lt;団体定期保険&gt;</p>	<p>保険金をお支払いする場合 [死亡保険金] 引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。</p> <p>[高度障害保険金] 引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（※1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（※2）に定める高度障害状態のいずれかになられた場合、高度障害保険金をお支払いします。</p> <p>なお、上記によって高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障害状態になられた時に消滅したものととして取扱います。</p> <p>したがって、高度障害保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。</p> <p>（※1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。</p> <p>（※2）対象となる「高度障害状態」とは</p> <table border="1" data-bbox="415 388 1365 577"> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> </td> </tr> </table> <p>～高度障害状態に関する補足説明～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に介護を要するもの 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</li> <li>2. 眼の障害（視力障害） (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3)視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</li> <li>3. 言語またはしゃくの障害 (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合 (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。</li> <li>4. 上・下肢の障害 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。</li> </ol> <p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</li> <li>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</li> <li>■電車等*1を運行不能にさせた場合</li> <li>■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合</li> </ul> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>※2 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等</p> <p>※ご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご確認ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>			
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個人賠償責任保障</p>	<p>個人賠償責任保険金 ★個人賠償責任補償特約 + 保険の対象または受託品の範囲変更特約 (個人賠償責任補償用)</p>	<p>保険金をお支払いする場合 被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル（※1）について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取（※2）にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</li> <li>2. 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。</li> <li>3. 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</li> </ol>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">弁護士費用総合保障</p>	<p>弁護士費用 ★弁護士費用総合補償特約 セット団体総合保険 + 弁護士費用保険金 + 法律相談・書類作成費用保険金 M</p>	<p>4. 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求（※3）における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>5. 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりります。</p> <p>弁護士費用 ★弁護士費用総合補償特約 セット団体総合保険 + 弁護士費用保険金 + 法律相談・書類作成費用保険金 M</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">弁護士費用総合保障</p>	<p>弁護士費用 ★弁護士費用総合補償特約 セット団体総合保険 + 弁護士費用保険金 + 法律相談・書類作成費用保険金 M</p>	<p>4. 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求（※3）における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>5. 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりります。</p> <table border="1" data-bbox="1869 346 2834 661"> <thead> <tr> <th>保険金種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士費用保険金</td> <td>                     弁護士等への委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。  <math display="block">\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)</math> </td> </tr> <tr> <td>法律相談・書類作成費用保険金</td> <td>                     弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※4）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。  <math display="block">\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額} \quad 1,000 \text{円}</math> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>(※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりります。 (※2) 詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎりります。 (※3) 遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。</p> <p>(注) 補償内容が同様のご契約<sup>(*)1</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください<sup>(*)2</sup>。</p> <p>(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。</p>	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用保険金	弁護士等への委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$	法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※4）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額} \quad 1,000 \text{円}$
保険金種類	お支払いする保険金の額							
弁護士費用保険金	弁護士等への委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$							
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※4）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額} \quad 1,000 \text{円}$							
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">携行品損害</p>	<p>携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット ☆携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約セット ☆損害額の上限変更に関する特約セット K</p>	<p>保険金をお支払いする場合 保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品<sup>(*)1</sup>に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品<sup>(*)2</sup>をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用される動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。</p> <p>保険金のお支払額 [損害の額] - [免責金額* (1回の事故につき3,000円)] (注1) 損害の額は、再調達価額<sup>*</sup>によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額<sup>*</sup>によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）を含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき20万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>						
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">レジャー保障</p>	<p>レジャー保障 レンタル用品賠償責任 ★レンタル用品賠償責任補償特約 K</p>	<p>保険金をお支払いする場合 保険期間中で、レンタル用品<sup>(*)1</sup>をレンタル業者に返還するまでの間に、損壊<sup>(*)2</sup>または盗難された場合に、レンタル業者に対して法律上の損害賠償責任を負われたとき。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者<sup>*</sup>、同居の親族および別居の未婚<sup>*</sup>の子となります。なお、これらの方が責任能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りませ。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (※1)「レンタル用品」とは、被保険者が自ら使用する目的で日本国内においてレンタル業者から賃借した賃貸借の期間が6か月以内の動産をいいます。ただし、不動産に備え付けられた動産を除きます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。</p> <p>保険金のお支払額 [被保険者がレンタル業者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額<sup>*</sup>] + [判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金] - [被保険者がレンタル業者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額] - [免責金額* (1回の事故につき3,000円または損害額の20%に相当する額のいずれか高い額)] (注1) 保険期間を通じ、レンタル用品賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*) レンタル用品の時価額が限度となります。</p>						

# 保険金をお支払いする場合

キャンセル費用

**キャンセル費用保険金**  
★キャンセル費用補償特約

**K**

保険金をお支払いする場合  
被保険者、被保険者の配偶者\*または被保険者の1親等内の親族の死亡、ケガ\*または病気\*による入院\*によって、被保険者が特定のサービス\*を受けられなくなり、ホテルの違約金などのキャンセル費用\*を負担された場合  
(\*「特定のサービス」とは、業として有償で提供されるサービスで、次のア～カのいずれかに該当するものをいいます。ただし、キャンセル事由が死亡の場合は、死亡の日からその日を含めて31日以内(ただし、被保険者の死亡の場合にはこの限りではありません。)、入院の場合は入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスに限ります。  
ア. 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス  
イ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれにセットするサービス  
ウ. 航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送  
エ. 宴会、パーティ用施設の提供およびそれにセットするサービス  
オ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供  
カ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

保険金のお支払額  
被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用\*の額ー  
免責金額\*(1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額)  
(注1) 第三者から支払われた損害賠償金等の回収金がある場合には、その額を差し引いた額をお支払いします。  
(注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。  
(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。

レジャー保障

保険金をお支払いする場合  
日本国内のゴルフ場\*において被保険者が達成した次のホールインワン\*またはアルバトロス\*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。  
① 次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス

区分	目撃者
公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)
公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。)

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など

(注1) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。  
(注2) 前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。

ホールインワン・アルバトロス費用

ホールインワン・アルバトロス費用保険金  
★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)

**K**

② 達成証明資料\*<sup>(\*)</sup>によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス  
なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、  
●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、  
●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、  
●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書\*<sup>(\*)</sup>により証明できるものに限り、  
(注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。  
(\*1) 「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。  
(\*2) 「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。

区分	署名または記名・押印が必要な方
公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者
公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者

保険金のお支払額  
次の費用のうち実際に支出した額  
ア. 贈呈用記念品購入費用\*<sup>(\*)</sup>  
イ. 祝賀会に要する費用  
ウ. ゴルフ場\*に対する記念植樹費用  
エ. 同伴キャディ\*に対する祝儀  
オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護\*<sup>(\*)</sup>またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン\*またはアルバトロス\*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)  
(注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。  
(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。  
(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。  
(注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。  
(\*1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。  
(\*2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。

要支援1以上

軽度介護一時金  
★軽度介護一時金支払特約(要支援1から要介護1用)  
H ⑤～⑥型  
I ⑥～⑧型

保険金をお支払いする場合  
保険期間中に、被保険者\*が軽度要介護状態(要支援1もしくは要支援2、または要介護1の状態)\*となり、30日を超えて継続した場合  
(\*この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。)

保険金のお支払額  
軽度介護一時金額の全額  
(注) 軽度介護一時金または介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。

要介護2以上

介護年金  
★介護年金支払特約  
☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護年金支払特約用) セット  
H ③～⑥型 I ③～⑧型

介護一時金  
★介護一時金支払特約  
☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用) セット  
H ③～⑥型 I ③～⑧型

保険金をお支払いする場合  
保険期間中に、被保険者\*が要介護状態(要介護2以上の状態)\*となり、30日を超えて継続した場合  
(\*この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。)

保険金のお支払額  
介護一時金額の全額  
(注) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。

要介護3以上

介護年金  
★介護年金支払特約  
H ①～②型

介護一時金  
★介護一時金支払特約  
H ①～②型 I ①～②型

保険金をお支払いする場合  
保険期間中に、被保険者\*が要介護状態(要介護3以上の状態)\*となり、30日を超えて継続した場合  
(\*この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。)

保険金のお支払額  
介護一時金額の全額  
(注) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。

介護の保障

〈介護年金・介護一時金〉  
(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】  
要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。  
①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額  
②この保険契約のお支払条件で算出した金額  
ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡して5年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

〈軽度介護一時金〉  
(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】  
軽度要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、軽度要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。  
①軽度要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額  
②この保険契約のお支払条件で算出した金額  
ただし、軽度要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その軽度要介護状態の軽度要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡して5年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

※印の用語のご説明  
●「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。  
●「認知症」とは、正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般かつ持続的に低下することをいいます。  
●「要介護状態(要介護2以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。  
①公的介護保険制度\*の第1号被保険者(65才以上)  
要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態  
②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)  
要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症\*等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。  
③公的介護保険制度の被保険者以外  
要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態  
●「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。  
①公的介護保険制度\*の第1号被保険者(65才以上)  
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態  
②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)  
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症\*等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。  
③公的介護保険制度の被保険者以外  
要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態  
●「軽度要介護状態(要支援1もしくは要支援2、または要介護1の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。  
①公的介護保険制度\*の第1号被保険者(65才以上)  
要支援1もしくは要支援2の要支援認定、または要介護1の要介護認定の効力が生じた状態  
②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)  
要支援1もしくは要支援2の要支援認定、または要介護1の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等および公的介護保険制度の要支援認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要支援1もしくは要支援2、または要介護1に相当する約款所定の社会的支援または軽度の介護を要する状態とします。  
③公的介護保険制度の被保険者以外  
要支援1もしくは要支援2、または要介護1に相当する約款所定の社会的支援または軽度の介護を要する状態

制度概要

保障内容

Q & A

ご参考

重要事項

記入例

# 保険金をお支払いする場合

医療充実保障

抗ガン剤治療保険金  
★抗ガン剤治療(診断ベース)特約  
☆ガン治療に関する特約(抗ガン剤治療特約) セット

抗ガン剤治療  
C G

保険金をお支払いする場合  
保険期間の開始後<sup>(※1)</sup>にガン<sup>\*</sup>と診断確定<sup>\*</sup>され、そのガンの治療<sup>\*</sup>のため、保険期間中に抗ガン剤<sup>(※2)</sup>治療を開始した場合(注1)同一の月に複数回の抗ガン剤治療を受けた場合は、1つの抗ガン剤治療についてのみ保険金をお支払します。  
(注2)先進医療に該当するもの、試験薬剤による治療は補償の対象になりません。  
(※1)抗ガン剤治療を補償するセットに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。  
(※2)投薬または処方された時点で、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。  
①厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したガンの治療に対する効能または効果が認められた薬剤  
②世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤

世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類	
L 0 1. 抗悪性腫瘍薬	
L 0 2. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(※3)</sup>	
L 0 3. 免疫賦活薬	
L 0 4. 免疫抑制剤	
V 1 0. 治療用放射性医薬品	

(※3)内分泌療法(ホルモン療法)とは、ガン細胞の発育・増殖を阻止するために、ガン細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。

保険金のお支払額  
抗ガン剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払します。  
抗ガン剤治療保険金額×[下表の倍率]

世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・ガンの種類	倍率	
L 0 1. 抗悪性腫瘍薬	1	
L 0 2. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(※3)</sup>	乳ガン、前立腺ガン	1
	上記以外のガン	1
L 0 3. 免疫賦活薬	1	
L 0 4. 免疫抑制剤	1	
V 1 0. 治療用放射性医薬品	1	

(注1)保険期間を通じて抗ガン剤治療保険金額の1.2倍が限度となります。  
(注2)支払事由に該当する月に該当しない期間が6か月継続し、その翌月以降に被保険者が再び抗ガン剤治療を行った場合は、後の抗ガン剤治療は前の抗ガン剤治療とは異なった抗ガン剤治療とみなします。  
(注3)被保険者が医師から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できないなどの事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は62ページの<代理請求人について>をご覧ください。  
(※)内分泌療法(ホルモン療法)とは、ガン細胞の発育・増殖を阻止するために、ガン細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。

**1 3 A B C** (③型の後遺障害保険金を除く)**E F G** (③型の後遺障害保険金を除く)**J** (損害保険)には、天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ<sup>\*</sup>のときも、傷害保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金)、傷害入院時一時金、傷害長期入院時保険金および先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金をお支払します。  
**2 D**には、天災危険補償特約(所得補償特約)がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ<sup>\*</sup>による就業不能<sup>\*</sup>の場合も、所得補償保険金をお支払します。  
**2 D**には妊娠に伴う身体障害補償特約(所得補償特約)がセットされているため、公的医療保険の「療養の給付」等<sup>\*</sup>の対象となる「妊娠、出産、早産または流産」によって被ったケガ<sup>\*</sup>または病気<sup>\*</sup>による就業不能<sup>\*</sup>の場合も、所得補償保険金をお支払します。  
**1 A B C**には就業中の傷害危険対象外特約がセットされているため、職業または職務に従事している間のケガ<sup>\*</sup>に対しては、傷害保険金(傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金)、傷害入院時一時金、傷害長期入院時保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。  
(注)就業規則等の適用されない会社役員等就業中との否との区別が明らかでない方は、代理店・扱者までお問い合わせください。  
**C**③型には就業中の危険対象外特約がセットされているため、職業または職務に従事している間のケガ<sup>\*</sup>に対しては、傷害保険金(後遺障害保険金)をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。  
**J**(損害保険)には傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(42%～100%)を適用すべき後遺障害<sup>\*</sup>が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払します。  
**A E**には傷害後遺障害等級第1～7級倍額支払特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級までに掲げる保険金支払割合(42%～100%)を適用すべき後遺障害<sup>\*</sup>が発生した場合、傷害後遺障害保険金の額を2倍にしてお支払します。  
(注)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合(42%)以上の場合のみ傷害後遺障害保険金をお支払します。  
**A E K**には傷害死亡保険金対象外特約がセットされているため、傷害死亡保険金をお支払いしません。  
**C**③型**G**③型**H I**には死亡保険金対象外特約がセットされているため、死亡保険金をお支払いしません。  
**1 3**には傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(365日)特約がセットされているため、傷害入院保険金の支払限度日数およびお支払いの対象となる期間を180日から365日に延長します。この場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院<sup>\*</sup>された場合に限り、傷害入院保険金をお支払します。傷害手術保険金については、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に手術<sup>\*</sup>を受けた場合にお支払します。  
(注)**C G**傷害長期入院時保険金のお支払いの対象となる期間についても、180日から365日に延長します。  
**K**⑤型・⑥型の「夫婦とも保障」には夫婦型への変更に関する特約(ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約)がセットされているため、ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)における被保険者は、本人およびその配偶者<sup>\*</sup>とします。  
**K**④～⑥型の「夫婦とも保障」には夫婦型への変更に関する特約がセットされているため、被保険者の範囲を、本人およびその配偶者<sup>\*</sup>とします。ただし、レンタル用品賠償責任は、本特約のセットの有無にかかわらず、「特約固有の被保険者の範囲」が適用されます。詳細は、P56をご覧ください。  
**A B E F J** (損害保険)**K**には熱中症危険補償特約がセットされているため、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金または傷害通院保険金をお支払します。  
**C**③型**G**③型**H I**には熱中症危険補償特約(死亡保険金支払なし)がセットされているため、保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、後遺障害保険金をお支払します。

# 保険金をお支払いしない主な場合

・各補償(保障)ともあくまで簡略化して記載している概要および主な注意事項となっており、スペースの関係上すべてを記載することができません。したがって記載事項以外はすべて所定の保険約款および特約によりますので、ご不明な点はお気軽に代理店・扱者および引受保険会社へお問い合わせください。  
・※印を付した用語については、P41～43の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

休業保障・長期休業保障

所得補償保険金  
★所得補償(標準型)特約  
☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約) セット  
☆精神障害補償特約(所得補償特約) セット  
☆妊娠に伴う身体障害補償特約(所得補償特約) セット  
☆大炎危険補償特約(所得補償特約) セット

(病気・ケガ) 休業保障  
2  
長期休業保障  
D

●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ<sup>\*</sup>や病気<sup>\*</sup>  
●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気  
●麻薬等の使用によるケガや病気(ただし、治療<sup>\*</sup>を目的として医師<sup>\*</sup>が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)  
●自動車等<sup>\*</sup>の無資格運転、飲酒運転<sup>\*</sup>中または麻薬等を使用しての運転中のケガ  
●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気(公的医療保険の「療養の給付」等<sup>\*</sup>の対象となる「妊娠、出産、早産または流産」によって被ったケガまたは病気による就業不能の場合は、妊娠に伴う身体障害補償特約(所得補償特約)により、保険金の支払い対象となります。)  
●戦争、その他の変乱<sup>\*</sup>、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)  
●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気  
●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群<sup>\*</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<sup>\*</sup>  
などによる就業不能<sup>\*</sup>

●精神障害<sup>(※2)</sup>を被り、これを原因として生じた就業不能  
●妊娠または出産による就業不能  
●骨髄採取手術<sup>\*</sup>による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約)をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合

(注)ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時<sup>(※3)</sup>より前に発病<sup>\*</sup>した病気<sup>(※1)</sup>または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは保険金をお支払します。  
(※1)その病気と医学上因果関係がある病気<sup>\*</sup>を含みます。  
(※2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。  
(※3)就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ<sup>\*</sup>や病気<sup>\*</sup>  
●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気  
●自動車等<sup>\*</sup>の無資格運転、飲酒運転<sup>\*</sup>または麻薬等を使用しての運転中のケガ  
●脳疾患、病気<sup>\*</sup>または心神喪失によるケガ  
●妊娠、出産、早産または流産によるケガ  
●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療<sup>\*</sup>以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ  
●戦争、その他の変乱<sup>\*</sup>、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)  
●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ  
●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群<sup>\*</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<sup>\*</sup>  
●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ  
●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ  
●乗用具<sup>\*</sup>を用いて競技等<sup>\*</sup>をしている間のケガ

●精神障害<sup>(※1)</sup>およびそれによる病気  
●戦争、その他の変乱<sup>\*</sup>、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)<sup>(※2)</sup>  
●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気<sup>(※2)</sup>  
●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師<sup>\*</sup>が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払します。)  
●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期)の異常<sup>(※3)</sup>の場合は、保険金をお支払します。など

先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金  
★先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約  
☆特定精神障害補償特約 セット

(病気・ケガ) 高度医療  
C G

(注)保険期間の開始時<sup>(※5)</sup>より前に被ったケガまたは発病<sup>\*</sup>した病気<sup>(※4)</sup>については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療<sup>(※6)</sup>、拡大治療<sup>(※7)</sup>または患者申出療養<sup>(※8)</sup>に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療、拡大治療または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは、保険金をお支払します。  
(※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。)  
<支払対象外となる精神障害の例>  
アルコール依存、薬物依存 など  
(※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。  
(※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期)の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO0からO99まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。  
(※4)その病気と医学上因果関係がある病気<sup>\*</sup>を含みます。  
(※5)先進医療、拡大治療または患者申出療養に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。  
(※6)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます。  
(※7)「拡大治療」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治療に係る診療のうち、人道的見地から実施される治療<sup>(※9)</sup>をいいます。  
(※8)「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。  
(※9)「人道的見地から実施される治療」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第29項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第29項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第29項に規定する拡大治療をいいます。

# 保険金をお支払いしない主な場合

<p>疾病保険金</p>	<p>疾病入院保険金 ★疾病補償特約</p> <p>疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット</p> <p>疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約</p> <p>疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット</p>	<p>&lt;疾病保険金の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気*</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気</li> <li>●精神障害<sup>(※1)</sup>およびそれによる病気</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)<sup>(※2)</sup></li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気<sup>(※2)</sup></li> <li>●麻薬等の使用による病気(ただし、治療<sup>*</sup>を目的として医師<sup>*</sup>が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常<sup>(※3)</sup>)の場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群<sup>*</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<sup>*</sup></li> </ul> <p>(注) 保険期間の開始時<sup>(※5)</sup>より前に発病<sup>*</sup>した病気<sup>(※4)</sup>については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院<sup>*</sup>を開始された日<sup>(※6)</sup>からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。)</p> <p>&lt;支払対象外となる精神障害の例&gt; アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(※3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p>(※4) その病気と医学上因果関係がある病気<sup>*</sup>を含みます。</p> <p>(※5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(※6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。</p> <p>&lt;疾病入院時一時金・疾病長期入院時保険金の場合&gt; 上記と同じ。ただし、(注)および(※5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。</p>
<p>入院・手術保障、通院保障、医療充実保障</p>	<p>疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約</p> <p>疾病長期入院時保険金 ★疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約</p> <p>(各保険金共通) ☆特定精神障害補償特約セット</p> <p>&lt;疾病入院保険金&gt; 病気による入院 <b>1 3</b></p> <p>&lt;疾病手術保険金&gt; 病気による手術 <b>1 3</b></p> <p>&lt;疾病放射線治療保険金&gt; 病気による放射線治療 <b>1 3</b></p> <p>&lt;疾病通院保険金&gt; 病気による通院 <b>B F</b></p> <p>&lt;疾病入院時一時金&gt; 病気による入院一時金 <b>1 3</b></p> <p>&lt;疾病長期入院時保険金&gt; 病気による長期入院 <b>C G</b></p>	<p>など</p>
<p>医療充実保障</p>	<p>三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定・始期前発病免責不適用型)特約</p> <p>三大疾病 <b>C G</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん<sup>*</sup>、急性心筋梗塞または脳卒中</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中(テロ行為によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)<sup>(※1)</sup></li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中<sup>(※1)</sup></li> <li>●麻薬等の使用によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中(ただし、治療<sup>*</sup>を目的として医師<sup>*</sup>が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</li> </ul> <p>(注) 保険期間の開始時<sup>(※2)</sup>より前に発病<sup>*</sup>した急性心筋梗塞または脳卒中については保険金をお支払いしません。ただし、三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合で、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、急性心筋梗塞または脳卒中による入院<sup>*</sup>を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※1) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(※2) 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>

<p>傷害保険金</p>	<p>傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金 傷害入院保険金 傷害手術保険金 傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約</p> <p>傷害入院時一時金 ★傷害入院時一時金補償特約 傷害長期入院時保険金 ★傷害長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約</p> <p>&lt;傷害入院保険金&gt; ケガによる入院 <b>1 3</b></p> <p>&lt;傷害手術保険金&gt; ケガによる手術 <b>1 3</b></p> <p>&lt;傷害通院保険金&gt; ケガによる通院 <b>B F</b></p> <p>&lt;傷害入院時一時金&gt; ケガによる入院一時金 <b>1 3</b></p> <p>&lt;傷害長期入院時保険金&gt; ケガによる長期入院 <b>C G</b></p> <p>&lt;傷害後遺障害保険金&gt; ケガによる後遺障害 <b>A E K</b></p> <p>&lt;傷害死亡保険金&gt; ケガによる死亡 <b>J</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</li> <li>●自動車等<sup>*</sup>の無資格運転、飲酒運転<sup>*</sup>または麻薬等を使用しての運転中のケガ</li> <li>●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>●原因がいかかなるときでも、誤嚥(えん)<sup>*</sup>によって発生した肺炎</li> <li>●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>●乗用具<sup>*</sup>を用いて競技等<sup>*</sup>をしている間のケガ</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ <b>(K)</b> レジャー保障以外には、天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。)</li> </ul> <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p>&lt;夫婦型への変更に関する特約をセットする場合&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>上記に追加される事由</td> <td>●別記の「補償対象外となる職業」に従事中的ケガ</td> </tr> <tr> <td>上記から除外される事由</td> <td>●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ</td> </tr> </table>	上記に追加される事由	●別記の「補償対象外となる職業」に従事中的ケガ	上記から除外される事由	●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
上記に追加される事由	●別記の「補償対象外となる職業」に従事中的ケガ					
上記から除外される事由	●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ					
<p>介護保障、両親介護保障、医療充実保障</p>	<p>後遺障害保険金 ケガによる後遺障害 <b>H I</b> <b>C③型 G③型</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</li> <li>●自動車等<sup>*</sup>の無資格運転、飲酒運転<sup>*</sup>または麻薬等を使用しての運転中のケガ</li> <li>●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群<sup>*</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<sup>*</sup></li> <li>●入浴中の溺水<sup>*</sup>(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>●原因がいかかなるときでも、誤嚥(えん)<sup>*</sup>によって発生した肺炎</li> <li>●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>●乗用具<sup>*</sup>を用いて競技等<sup>*</sup>をしている間のケガ</li> </ul> <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>				
<p>死亡・高度障害保障</p>	<p>&lt;団体定期保険&gt;</p>	<p>【主契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。</li> <li>・保険契約者・被保険者の故意。</li> <li>・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。</li> <li>・戦争その他の変乱<sup>*</sup>。(※2)</li> </ul> </li> <li>(※1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読み替えます。</li> <li>(※2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。</li> </ul> <p>【高度障害保険金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高度障害保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合にかぎり、(原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)</li> <li>したがって、原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金はお支払対象となりません。</li> </ul> <p>【すべての保険金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○告知義務違反による解除の場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。</li> </ul> </li> <li>○詐欺による取消の場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は戻しません。</li> </ul> </li> <li>○不法取得目的による無効の場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は戻しません。</li> </ul> </li> <li>○保険契約が失効した場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。</li> </ul> </li> <li>○重大事由による解除の場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>				

制度概要

保障内容

Q & A

ご参考

重要事項

記入例

# 保険金をお支払いしない主な場合

死亡・高度障害保障	<団体定期保険>	<p>①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。</p> <p>②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。</p> <p>③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること</p> <p>(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること</p> <p>(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること</p> <p>(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること</p> <p>(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p>④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。</p>
	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</p> <p>●被保険者と同居する親族*の故意による損害</p> <p>●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</p> <p>●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害</p> <p>●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</p> <p>●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</p> <p>●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●携行品の置き忘れまたは紛失による損害</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</p> <p>●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為</p> <p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共に謀って行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害</p>	など
	<p>●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</p> <p>●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</p> <p>●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外にレンタル用品を使用したことによる損害</p> <p>●レンタル用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</p> <p>●偶然な外来の事故に直接起因しないレンタル用品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害</p> <p>●レンタル用品の置き忘れまたは紛失による損害</p> <p>●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害</p> <p>●被保険者の職務の用に供されている間に発生した損害(仕事上の損害賠償責任)</p> <p>●被保険者以外の方に転貸されている間に発生した損害</p> <p>●レンタル業者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>●返還後に発見された損壊または盗取による損害賠償責任</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による損害</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</p> <p>●別記の「補償対象外となる主な『レンタル用品』」の損害</p>	など

キャンセル費用	<p>●提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合</p> <p>●予約日・提供日が確認できない場合</p> <p>●サービスが職務遂行に係るものである場合</p> <p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</p> <p>●被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または麻薬等の使用による損害</p> <p>●被保険者の自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産による入院*</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</p> <p>●原因がいかなるときでも、被保険者が頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</p>	など
	<p>(注)被保険者、被保険者の配偶者*または被保険者の1親等内の親族の、死亡または入院の直接の原因となったケガ*または病気*が保険期間の開始時より前または保険料領取前に発生していたためキャンセル費用*を負担された場合は、保険金をお支払いしません。なお、病気の発病*の認定は、医師*の診断によります。</p>	

レジャー保障	<p>●ホールインワン・アルバトロス費用保険金</p> <p>★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)</p>	<p>●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス*</p> <p>●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>●ゴルフ場の使用人*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p>	など
--------	---	--	----

介護保障/両親介護保障	<p>介護年金</p> <p>★介護年金支払特約</p> <p>&lt;要介護2以上&gt;</p> <p>&lt;要支援1以上&gt;</p> <p>☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護年金支払特約用)セット</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態</p> <p>●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態</p> <p>●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態</p> <p>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</p>	など
	<p>介護一時金</p> <p>★介護一時金支払特約</p> <p>&lt;要介護2以上&gt;</p> <p>&lt;要支援1以上&gt;</p> <p>☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット</p>	<p>(注)保険期間の開始時*より前に要介護状態の原因となった事由*が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由*が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは、介護年金(介護保障のみ)および介護一時金をお支払いします。</p> <p>(*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>	

レジャー保障	<p>軽度介護一時金</p> <p>★軽度介護一時金支払特約(要支援1から要介護1用)</p>	<p>介護一時金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、「要介護状態」を「軽度要介護状態」、「介護一時金」を「軽度介護一時金」と読み替えます。</p>	
--------	---	---	--

個人賠償責任保障	<p>個人賠償責任保険金</p> <p>★個人賠償責任補償特約</p> <p>●保険の対象または受託品の範囲変更特約(個人賠償責任補償用)</p>	<p>●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任(*1))によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物(*2)の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●航空機、船舶、車両(*3)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電気的または機械的事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失(*4)</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</p>	等
	<p>●提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合</p> <p>●予約日・提供日が確認できない場合</p> <p>●サービスが職務遂行に係るものである場合</p> <p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</p> <p>●被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または麻薬等の使用による損害</p> <p>●被保険者の自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産による入院*</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</p> <p>●原因がいかなるときでも、被保険者が頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</p>	<p>(*1)保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導(*5)中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>(*2)受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>(*3)自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>(*4)置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>(*5)ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>	

<介護保障/両親介護保障 過去の保険金支払歴がある場合の取扱い>  
 介護一時金をお支払いした場合、次年度以降介護保障/両親介護保障に関してはご継続いただけません。

制度概要

保障内容

Q & A

ご参考

重要事項

記入例

# 保険金をお支払いしない主な場合

弁護士費用総合保障	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 故意、重大な過失または契約違反</li> <li>② 自殺行為(※1)、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー、危険ドラッグ等の使用</li> <li>④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※2)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>⑥ 国または公共団体の強制執行または即時強制</li> <li>⑦ 財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。</li> <li>⑧ 被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル</li> <li>⑨ 主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由</li> <li>⑩ 債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。</li> <li>⑪ 保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。</li> </ol> <p>(※1)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。</p> <p>(※2)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p>【各トラブル固有の事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑫ 被害事故に関するトラブルに該当する場合</li> <li>⑬ 自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル。</li> <li>⑭ 医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防</li> <li>⑮ あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等</li> <li>⑯ 薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示</li> <li>⑰ 身体美容または整形被害事故に関するトラブル・借地または借家に関するトラブル・人格権侵害に関するトラブルに該当する場合</li> <li>⑱ 被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由被害事故に関するトラブル・人格権侵害に関するトラブルに該当する場合</li> <li>⑲ 環境汚染</li> <li>⑳ 環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由</li> <li>㉑ 騒音、振動、悪臭、日照不足等</li> <li>㉒ 電磁波障害</li> <li>㉓ 離婚調停に関するトラブルに該当する場合</li> <li>㉔ 被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル</li> </ol>	<p>など</p> <p>★弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険</p> <p>弁護士費用保険金 + 法律相談・書類作成費用保険金</p>
	医療充実保障	<p>●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるガン(悪性新生物)*</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるガン(悪性新生物)</p> <p>●麻薬等の使用によるガン(悪性新生物)(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動によるガン(悪性新生物)(テロ行為によるガン(悪性新生物)は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*)</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるガン(悪性新生物)(*)</p> <p>(注)ガン診断確定時*が保険期間の開始時*(*)より前のガン(悪性新生物)については保険金をお支払いしません。</p> <p>(※1)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと受取保険会社 が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(※2)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約のご加入時をいいます。</p>

(☆)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

疾病保険金(疾病入院保険金・疾病手術保険金・疾病放射線治療保険金・疾病通院保険金)・疾病入院時一時金・疾病長期入院時保険金
<p>病気*を補償する加入タイプ*(*)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院*(*)の原因となった病気*(*)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</li> <li>② この保険契約のお支払条件で算出した金額</li> </ol> <p>ただし、病気*(*)を発病した時が、その病気による疾病入院*(*)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(※1)疾病入院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。</p> <p>(※2)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。</p> <p>(※3)疾病入院*(*)の原因となった病気*と医学上関係がある病気*を含みます。</p>

三大疾病診断保険金
<p>三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん*と診断確定*された時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は、がん*と診断確定された時の保険契約のお支払条件で算出した金額となります。</p> <p>三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中*を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 急性心筋梗塞または脳卒中*を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</li> <li>② この保険契約のお支払条件で算出した金額</li> </ol> <p>ただし、急性心筋梗塞または脳卒中*を発病した時が、急性心筋梗塞または脳卒中による入院*を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(※)急性心筋梗塞または脳卒中*とは、その急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>■すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p>■「6か月以内に再度就業不能*となった場合の取り扱い」(休業・長期休業保障)所得補償保険金の免責期間*を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ*または病気*によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。この場合、再発した就業不能に対しては、新たに「所得補償保険金の免責期間」の適用はせず、「てん補期間*」については、再発前の就業不能のものを引き続き適用します。</p>

※印の用語のご説明

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気\*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気\*として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を含みます。
- 「就業不能」とは、ケガ\*または病気\*を被り、入院\*していることまたは治療\*を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術\*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるケガまたは病気\*が治りた後は就業不能\*とはいいません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間\*内における被保険者の就業不能\*の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術\*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます
- 「所得補償保険金の免責期間」とは、就業不能\*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術\*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。

- 「てん補期間」とは、所得補償保険金の免責期間\*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。
- 「平均月間所得額」とは、所得補償保険金の免責期間\*が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児等を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 「療養の給付等」とは、公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
- 「ガン(悪性新生物)」「抗ガン剤治療」、「がん(悪性新生物)」「(三大疾病)とは、特約に定めるガン、がん(悪性新生物)をいい、上皮内新生物を含みます。「ガン診断確定時」(抗ガン剤治療)とは、ガンに罹患したことが被保険者以外の医師によって診断確定された時\*(\*)をいいます。
- (※1)診断確定された時とは、転移したガン\*(\*)の場合はその原発ガン\*の診断確定時とします。
- (※2)転移したガンとは、原発ガンと原発巣(最初にガンが発生した場所をいいます。)が同じであると診断確定されたガンをいい、原発ガンと同じ部位に再発したガンを含みます。
- 「診断確定」とは、医師\*による病理組織学的所見\*(\*)によってなされたものをいいます。(注)病理組織学的検査\*(\*)が行われない場合には、病理組織学的検査\*(\*)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見\*(\*)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見\*(\*)による診断確定も認めることがあります。
- (※1)病理組織学的所見とは、生検等をいいます。
- (※2)病理組織学的検査とは、生検等をいいます。
- (※3)その他の初見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日\*からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気\*(これと医学上因果関係がある病気\*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- (※)疾病入院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
- 「入院」とは、自宅等での治療\*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師\*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間\*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて加入者証等記載の期間または日数をいいます。適用される保険金の名称は疾病入院保険金、疾病通院保険金です。
- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院\*が中断している期間がある場合にはその期間を含む継続した期間をいいます。適用される保険金の名称は疾病入院保険金、疾病通院保険金です。
- 「発病」とは、医師\*が診断\*(\*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(※)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ\*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為\*(\*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手の整形術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)を除きます。
  - ②先進医療\*に該当する診療行為\*(\*)
    - (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
    - (※2)②の診療行為は、治療\*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身薬剤投与、局所薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「治療」とは、医師\*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
  - ②先進医療\*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「医学的 he 覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、P T B プレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限り)およびハローベストをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
  - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
  - ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)
  - ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。
  - ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状\*(\*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
  - ①細菌性食中毒
  - ②ウイルス性食中毒

(※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療\*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的 he 覚所見のないもの\*を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等\*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術\*または放射線治療\*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動をします。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療\*により、治療\*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのもまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限り、をいいます。なお、電話診療は含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被保険者が購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「アルバイト」とは、ホールインワン\*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
介護一時金支払特約・介護年金支払特約 ・軽度介護一時金支払特約(要支援1から要介護1用)	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「キャンセル費用」とは、サービスの提供を受けられない場合にかかる取消料、違約金等、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払いを要する費用で、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限り、をいいます。ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者が行う被保険者の配偶者\*もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行\*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(※)いずれもそのための練習を含みます。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルバイト費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等\*を運転することをいいます。
- 「保険価額」とは、保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者\*および3親等内の姻族をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン\*またはアルバトロス\*を達成したゴルフ場\*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン\*またはアルバトロス\*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。

適用される保険金の名称	
・ 傷害入院時一時金	・ 疾病入院時一時金

- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の算出にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は該当しません。(弁護士総合保障)
- 「原因事故」とは、トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。

トラブルの種類	原因事故の発生の時
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)
3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時

- 「財物」とは、有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
- 「財物の損壊」とは、財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
- 「調停等」とは、調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎりります。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
- 「被保険者の未成年の子」とは、被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。
- 「弁護士等」とは、弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
- 「保険金請求権者」とは、弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。
- 「親族」とは6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

補償対象外となる運動等
山岳登山 <sup>(*)1</sup> 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 <sup>(*)2</sup> 操縦 <sup>(*)3</sup> 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 <sup>(*)4</sup> 搭乗、ジャイルプレーン搭乗 (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (*3)職務として操縦する場合は含みません。 (*4)モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」
船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダーおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、コンタクトレンズ、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

補償対象外となる主な「レンタル用品」
日本国外で賃借した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物 など

### 別表 三大疾病診断保険金における「三大疾病」および抗ガン剤治療保険金における「ガン(悪性新生物)」の範囲

「三大疾病」「ガン(悪性新生物)」の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、下記の分類コードに規定されたもの<sup>(\*)1</sup>とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
<三大疾病診断保険金> 1. がん(悪性新生物) <sup>(*)2</sup>	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 0 0 ~ C 1 4
	消化器の悪性新生物	C 1 5 ~ C 2 6
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 3 0 ~ C 3 9
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 4 0 ~ C 4 1
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C 4 3 ~ C 4 4
<抗ガン剤治療保険金> ガン(悪性新生物) <sup>(*)2</sup>	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 4 5 ~ C 4 9
	乳房の悪性新生物	C 5 0
	女性生殖器の悪性新生物	C 5 1 ~ C 5 8
	男性生殖器の悪性新生物	C 6 0 ~ C 6 3
	腎尿路の悪性新生物	C 6 4 ~ C 6 8
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 6 9 ~ C 7 2
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 7 3 ~ C 7 5
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 7 6 ~ C 8 0
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 8 1 ~ C 9 6
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 9 7

疾病の種類	分類項目	基本分類コード	
<三大疾病診断保険金> 1. がん(悪性新生物) <sup>(*)2</sup>	上皮内新生物	D 0 0 ~ D 0 9	
	真正赤血球増加症(多血症)	D 4 5	
	骨髄異形成症候群	D 4 6	
<抗ガン剤治療保険金> ガン(悪性新生物) <sup>(*)2</sup>	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D 4 7)のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D 4 7. 1 D 4 7. 3	
	<三大疾病診断保険金> 2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患( I 2 0 ~ I 2 5)のうち、 ・急性心筋梗塞	I 2 1
	<三大疾病診断保険金> 3. 脳卒中	脳血管疾患( I 6 0 ~ I 6 9)のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 6 0 I 6 1 I 6 3

- (\*1)下記の分類コードに規定されたもの  
厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。
- (\*2)<三大疾病診断保険金>がん(悪性新生物) <抗ガン剤治療保険金>ガン(悪性新生物)  
新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているもの<sup>(\*)3</sup>をいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
/ 2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性	/ 3 . . . 悪性、原発部位 / 6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位 / 9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

- (\*3)悪性または上皮内癌と明示されているもの  
厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

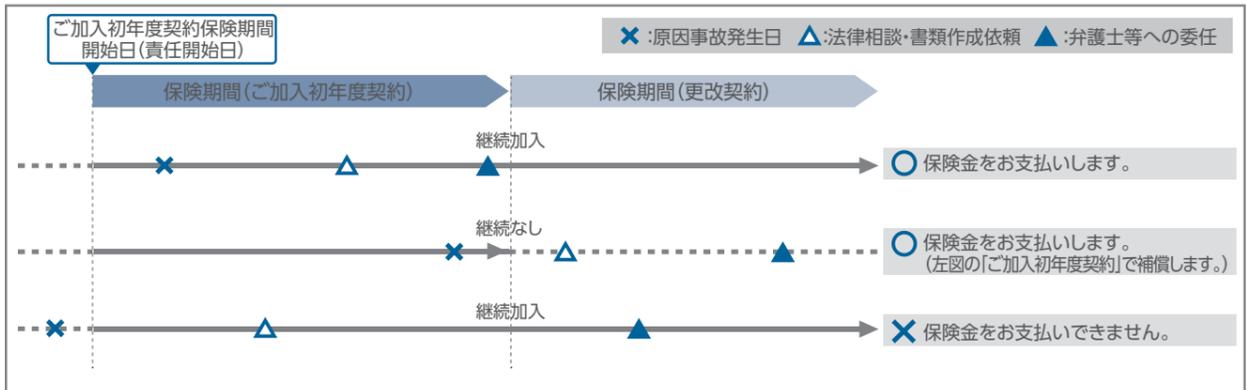
### <ご参考>「職種級別」と「対応するご職業」

職種級別	職業
ご契約の引受範囲	職種級別A 下記「職種級別B」および「特別危険な職業」に該当しないご職業の方 職種級別B 農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、建設作業、自動車運転者(助手を含みます。)、木・竹・草・つる製品製造作業
ご契約の引受範囲外	特別危険な職業 オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

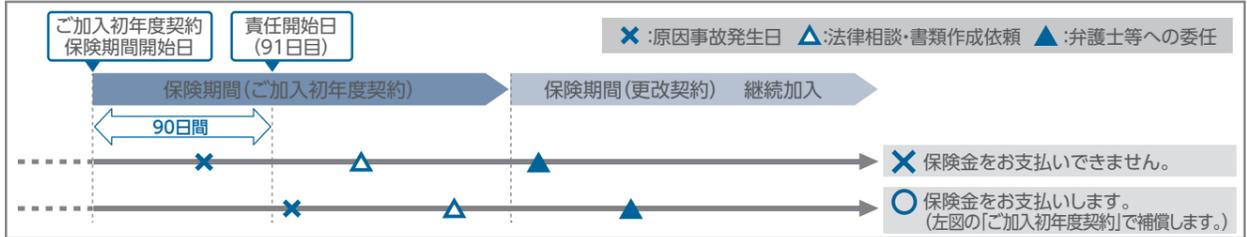
### 弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

### 【「保険責任の開始」と「原因事故発生日と保険期間との関係」(イメージ図)】



### 【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



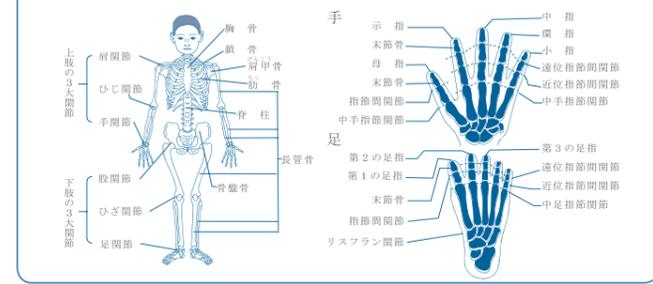
(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

**A・C③型・E・G③型・H・I・J(損害保険)・K (傷害)後遺障害保険金に対する支払割合(後遺障害等級表)**

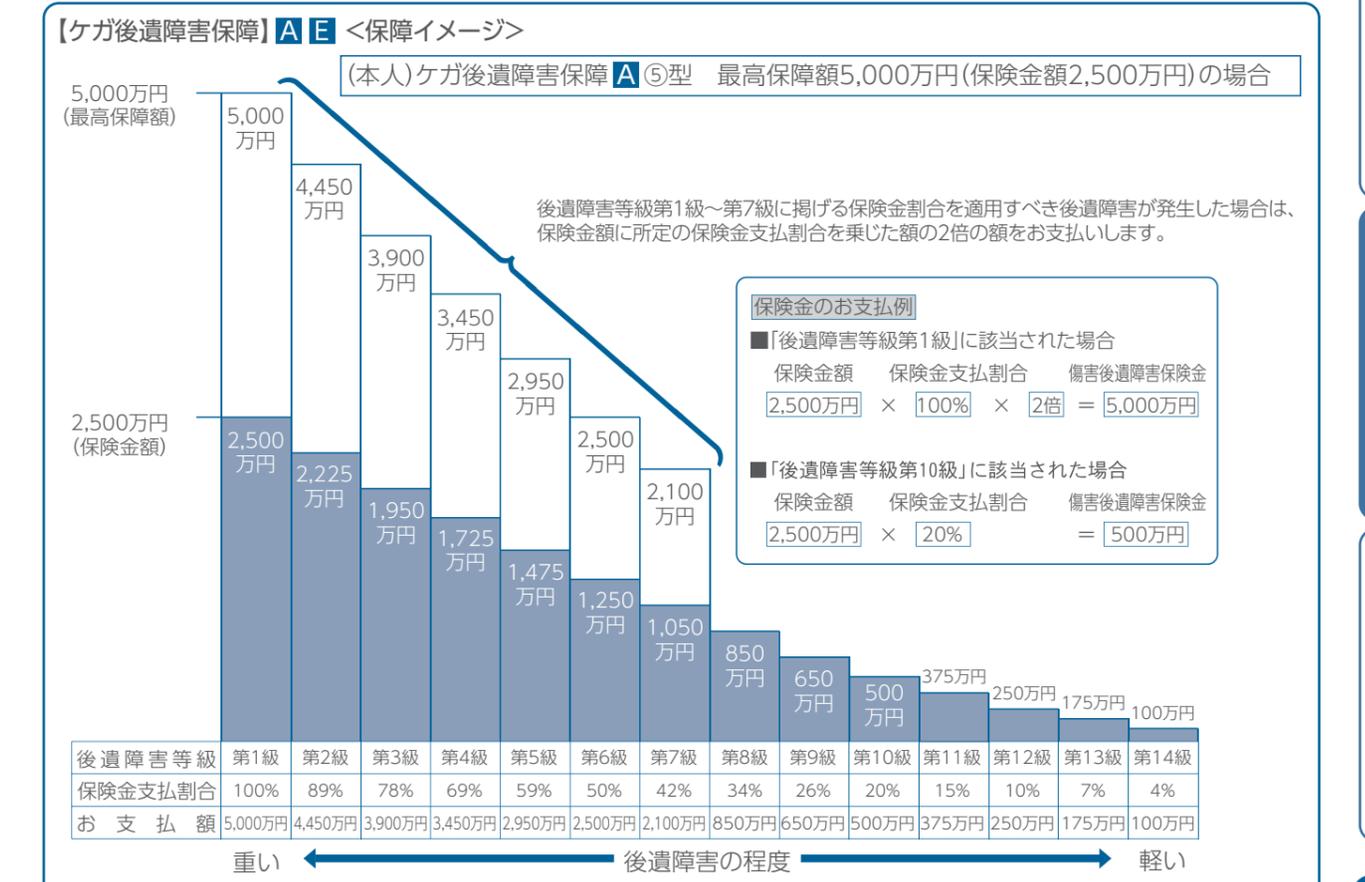
等級	後遺障害	保険金額	等級	後遺障害	保険金額
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼および言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%	第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12)外貌に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸を失ったもの	42%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%	第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの	34%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%	第9級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%	第10級	(1)1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%			
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%			

等級	後遺障害	保険金額	等級	後遺障害	保険金額
第11級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)脊柱に変形を残すもの (8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%	第13級	(1)1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4)1耳の耳殻の大部分を欠損したものの (5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8)長管骨に変形を残すもの (9)1手の小指を失ったもの (10)1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12)1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13)局部に頑固な神経症状を残すもの (14)外貌に醜状を残すもの	10%	第14級	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8)1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの (9)局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。  
(注2) 関節等の説明図



★上記の後遺障害等級表の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。  
★同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を(傷害)後遺障害保険金として支払います。  
①上記の後遺障害等級表の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合  
②①以外の場合で、上記の後遺障害等級表の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合  
③①および②以外の場合で、上記の後遺障害等級表の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記後遺障害等級表の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。  
④①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合



制度概要

保障内容

Q & A

参考

重要事項

記入例

制度運営	【死亡・高度障害保障（団体定期保険）】 当制度は株式会社アイシンが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付無配当扱特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
税務(法)上のお取扱い	税務(法)上のお取扱いにつきましては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

## 引受保険会社

※以下①、③、⑦を除く保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。  
※引受割合は2025年11月時点の実績です。将来、引受保険会社および引受割合は変更する場合があります。変更がある場合は別途ご案内します。

保障名	正式名称（主な約款・特約）	引受保険会社
死亡・高度障害保障 <b>J</b> <生命保険部分>	団体定期保険・こども特約付・年金払特約付・無配当扱特約付	①日本生命
ケガ後遺障害保障 <b>A E</b> 死亡・高度障害の保障 <b>J</b> のケガ死亡・後遺障害 <損害保険>	団体総合生活補償保険(標準型) ・就業中の傷害危険対象外特約( <b>A</b> ) ・傷害後遺障害等級第1～7級倍額支払補償特約( <b>A E</b> ) ・傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約( <b>J</b> ) ・天災危険補償特約( <b>A E J</b> ) ・熱中症危険補償特約( <b>A E J</b> )	②幹事 三井住友海上(53.2%) 非幹事 損保ジャパン(31.1%) あいおいニッセイ同和損保(11.4%) 東京海上日動(4.3%)
入院・手術保障(病気) <b>1 3</b> 医療充実保障 <b>C G</b> (長期入院(病気)・高度医療(病気・ケガ)・三大疾病) 通院保障 <b>B F</b> (疾病通院)	団体総合生活補償保険(MS & AD型) ・疾病手術保険金等支払倍率変更特約( <b>1 3</b> ) ・疾病長期入院時保険金補償(90日ごと)特約( <b>C G</b> ) ・疾病入院時一時金補償特約( <b>1 3</b> ) ・疾病通院保険金の支払条件変更特約( <b>B F</b> ) ・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約( <b>C G</b> ) ・三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定・始期前発病免責不適用型)特約( <b>C G</b> )	③三井住友海上
医療充実保障 <b>C G</b> (抗ガン剤治療)	普通傷害保険・疾病特約付団体普通傷害保険特約 ・抗ガン剤治療(診断ベース)特約( <b>C G</b> )	③と同じ
入院・手術保障(ケガ) <b>1 3</b> 医療充実保障 <b>C G</b> (長期入院(ケガ)) 通院保障 <b>B F</b> (通院(ケガ))	団体総合生活補償保険(標準型) ・傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(365日)特約( <b>1 3</b> ) ・傷害手術保険金支払倍率変更特約( <b>1 3</b> ) ・傷害長期入院時保険金補償(90日ごと)特約( <b>C G</b> ) ・傷害入院時一時金補償特約( <b>1 3</b> ) ・就業中の傷害危険対象外特約( <b>1 B C</b> ) ・天災危険補償特約( <b>1 3 B C F G</b> ) ・熱中症危険補償特約( <b>B F</b> )	②と同じ
休業保障・長期休業保障 <b>2 D</b>	団体総合生活補償保険(標準型)・所得補償(標準型)特約 ・天災危険補償特約(所得補償特約用) ・妊娠に伴う身体障害補償特約(所得補償特約用)	②と同じ
個人賠償責任保障 <b>L</b>	団体総合生活保険・個人賠償責任補償特約	④幹事 東京海上日動(70%) 非幹事 三井住友海上(10%) 損保ジャパン(10%) あいおいニッセイ同和損保(10%)
弁護士費用総合保障 <b>M</b>	弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険	⑤幹事 損保ジャパン(70%) 非幹事 三井住友海上(10%) あいおいニッセイ同和損保(10%) 東京海上日動(10%)
レジャー保障 <b>K</b>	団体総合生活補償保険(標準型)	②と同じ
介護保障(介護一時金・軽度介護一時金)・両親介護保障 <b>H I</b>	普通傷害保険・介護一時金支払特約・軽度介護一時金支払特約(要支援1から要介護1用)	③と同じ
介護保障(介護年金) <b>H</b>	普通傷害保険・介護年金支払特約	③と同じ
積立ドリームプラン	拠出型企業年金保険	⑥幹事 日本生命(68.0%) 非幹事 第一生命(13.9%) 明治安田生命(13.9%) 住友生命(4.2%)
がん保険	がん保険[低・無解約払戻金2018] ・診断給付金複数回支払特約[2018] ・がん先進医療・患者申出療養特約	⑦アフラック



# アイシングループ総合保障 死亡・高度障害保障 団体定期保険

当パンフレットには株式会社アイシンと保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

## 商品内容のご説明

### 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障害保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- 保障内容はニーズに合致していますか。
  - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに**応じた保障の必要性**をご理解いただきご確認ください。

金融庁の  
公的保険ポータルはこちら



## ご契約の概要について(契約概要) 団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

### 1 この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障害に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。詳しくはP54の「5 保険金の年金受取り」の項目をご確認ください。

### しくみ図(イメージ)



### 2 主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

#### 【主契約】

死亡保険金	高度障害保険金
保険期間中に、死亡された場合	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障害状態になられた場合

※死亡保険金・高度障害保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。  
死亡保険金と高度障害保険金を重複してお支払いすることはありません。  
(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない主な場合」(P51)、【制度の詳細とその他取扱い】(P53~54)を必ずご確認ください。

### 3 効力発生日・申込締切日および保険期間

- 効力発生日: 2026年6月1日
- 申込締切日: 2026年3月24日(火)
- 保険期間は効力発生日~2027年5月31日までです。以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- 当死亡・高度障害保障は追加募集しておりますので、上記効力発生日以外でも加入(\*)可能です。中途加入・中途変更が可能な方につきましては、P50「5 加入資格」をご確認ください。
- 追加募集時に加入(\*)される場合は、アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部へ「中途加入・中途変更申込票兼告知票」等をご提出ください。申込締切日については、アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部までお問合せください。なお、引受保険会社が「中途加入・中途変更申込票兼告知票」等を受理した場合、効力発生日は、その翌月1日となります。  
(\*)保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。

### 4 保障額と保険料

(本人)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型	⑦型	⑧型	
死亡保険金額 (高度障害保険金額)	500万円	700万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	
保険年齢	満15才~40才 \$60.12.2生~H23.6.1生								
月払保険料(概算)	41才~50才 \$50.12.2生~\$60.12.1生	250円	350円	500円	750円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
	51才~60才 \$40.12.2生~\$50.12.1生	450円	630円	900円	1,350円	1,800円	2,700円	3,600円	4,500円 (※)
	61才~満75才 \$25.6.2生~\$40.12.1生	750円	1,050円	1,500円	2,250円	3,000円	4,500円	6,000円	-
		1,350円	1,890円	2,700円	4,050円	5,400円	8,100円	10,800円	-

(※)効力発生日現在の年齢が満50才以上の方は、保険金額4,000万円が上限となります。保険金額4,000万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に制限範囲内の上限保険金額に減額して更新されます。それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇才と記載しております。  
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。  
(例: 19才7カ月の被保険者の方の保険年齢は20才となります。)
- 【本人・配偶者】の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年6月1日)から適用します。**  
保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。  
《ごども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。
- 記載の保険料は、確定保険料を含め、2025年12月16日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 追加募集の際に加入(\*)される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部までご照会ください。  
(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

### 5 加入資格

- 以下の加入資格の他、「加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。  
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 《本人》株式会社アイシンおよび当制度に編入の関連会社に在籍する役員・社員・嘱託の方で、新規加入・増額は、年齢満15才以上満69才以下の方。  
継続加入は、年齢満75才以下の方。
- 《配偶者》本人の配偶者の方で、新規加入・増額は、年齢満18才以上満69才以下の方。  
継続加入は、年齢満75才以下の方。  
※内縁関係の配偶者は加入できません。
- 《ごども》本人の扶養するごども(\*)で年齢満3才以上満21才以下の方。ただし、加入資格のあるごどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。  
この場合、保障額は同一となります。  
(\*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。
- 中途加入・中途変更が可能な方は以下のとおりです。  
①中途入社された方  
②結婚・ごども誕生・死亡・離婚等により家族構成が変更となった方  
③アイシングループ総合保障で企画する三井住友海上あいおい生命または、日本生命もしくはアイシン開発による個別コンサルティングを受けた方

#### <ご注意>

- (1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・ごどものみで加入することはできません。
- (4)配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・ごどもも自動的に脱退となります。
- (6)本人が退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

### 6 受取人

- 本人の死亡保険金受取人は以下の順になります。(同順位複数あるときは等分します。)  
①配偶者 ②ごども(ごどもが死亡している場合はその直系卑属) ③父母 ④祖父母 ⑤兄弟姉妹
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障害保険金受取人は被保険者ご自身、ごどもの死亡保険金・高度障害保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

### 7 配当金

- この保険契約には、払込みいただいた保険料に対する配当金はありません。

### 8 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

### 9 制度運営および引受保険会社

- 当制度は株式会社アイシンが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したごども特約付年金払特約付無配当扱特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

[引受保険会社]  
日本生命保険相互会社

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、P54をご確認ください。

# 特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報) 団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

## 1 クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

## 2 告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
- 傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入(\*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

## 3 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、2026年6月1日(加入日(\*))から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
- 当保険制度は追加募集をしておりますので、上記加入日(\*)以外でも加入(\*)可能です。
- 追加募集時に加入(\*)される場合は、アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部へ「中途加入・中途変更申込票兼告知票」等をご提出ください。申込締切日については、アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部までお問合せください。なお、引受保険会社が「中途加入・中途変更申込票兼告知票」等を受理した場合、加入日(\*)は、その翌月1日となります。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

## 4 保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
  - ・加入日(\*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
  - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
  - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障害保険金】

- 原因となる傷病が加入日(\*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

## 5 この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
  - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障害保険金が支払われた場合には、本人が高度障害状態に該当された日
  - ②加入資格を失われた日
  - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

## 6 制度内容の変更

- 株式会社アイシンの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## 7 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。(お問合せ先)生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 8 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、株式会社アイシン経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに株式会社アイシンのご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。( <https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/> )

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、P54をご確認ください。

# 更に詳しい内容について(制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

## 1 保険金のお支払事由

【死亡保険金】  
引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障害保険金】  
引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(\*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(\*2)に定める高度障害状態のいずれかになられた場合、高度障害保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障害保険金支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障害状態になられた時に消滅したものととして取扱いします。したがって、高度障害保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(\*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

(\*2)対象となる「高度障害状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 2 保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】  
○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(\*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。(\*2)

(\*1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(\*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障害保険金】

○高度障害保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(\*1)時以後に生じた場合にかぎります。

(原因となる傷病がご加入(\*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(\*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(\*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(\*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることになっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)(または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。))を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。))をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。))があったとき。

③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

～高度障害状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## 3 税務上のお取扱い

保険料

●主契約および子ども特約の保険料は、一般生命保険料控除の対象です。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。  
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※一般生命保険料控除の対象となる保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当死亡・高度障害保障以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当死亡・高度障害保障のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

保険金

●死亡保険金

< 本人 > 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

< 配偶者・子ども > 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

●高度障害保険金・被保険者が受取人の場合、非課税です。

年金

●年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金) - 必要経費※ ※必要経費= 年金年額 ×  $\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額 (除配当金)}}$

税務の取扱い等について、2025年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

## 4 個人情報の取扱いに関する株式会社アイシンと引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、株式会社アイシン(以下、「団体」といいます。))を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。))の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(システム会社等を含みます。以下同じ。))は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(再保険会社を含みます。以下同じ。))へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および再保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。))の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

## 5 保険金の年金受取り

●保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※ 子どもを被保険者とする保険金は対象外です。

※ 年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年	・ 増額型				
	15年	(年5%の単利)				

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。

○年金とともに受取る方法 ○年金の買増にあてる方法 ○利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

・所定の利率(\*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

(\*)利率は金融情勢等により変動することがあります。

○第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)

○年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

## 6 ご相談窓口等

●ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

< 団体お問合せ先 > アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部 TEL:0120-27-8801

< 日本生命お問合せ先 > 日本生命保険相互会社 名古屋法人サービス課 TEL:0120-982-515 (通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(930-16826)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

< 指定紛争解決機関 >

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。([生命保険相談所]・[連絡所]の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。))なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

# 【正しく告知いただくために】団体定期保険

◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)」(以下「申込票」といいます。)に記載の「健康状況告知書質問事項」(以下「質問事項」といいます。)に対するご回答が全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

## 1 健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といたします。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の病歴(病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態について、「申込票」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、ご回答が全て「いいえ」となる場合にお申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

## 2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知いただいたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込票」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

## 3 病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6. 「申込票」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

## 4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込票」等に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。(\*)
  - 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
  - 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由が発生した事実となった事実にもつかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
  - (\*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかつた場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。
- ※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障害保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

## 5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

## 6 「申込票」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット(募集のご案内)、重要事項のご説明に記載の加入資格を満たしていること、および「申込票」の裏面に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめたのうえ、「申込票」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込票」を提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印してください。
- 「申込票」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

### ◀質問事項▶

1. 申込日(告知日)現在、以下に該当する事実がありますか。  
・健康上の理由等で就業制限(\*1)を受けている【本人のみ】
2. 申込日(告知日)から過去3か月以内に、以下に該当する事実がありますか。  
・病気で医師の治療(指示・指導を含む)・投薬(\*2)を受けた。
3. 申込日(告知日)から過去1年以内に、以下のいずれかに該当する事実がありますか。  
・病気で手術を受けた。  
・病気で継続して2週間以上の入院をした。  
・病気で2週間以上にわたり(\*3)医師の治療(指示・指導を含む)・投薬(\*2)を受けた。

### ◀補足説明▶

- (\*)1「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休、普通休暇等によるものを含む)を指示されている場合などをいいます。
  - (\*)2「医師の治療(指示・指導を含む)・投薬」とは、
    - (1)「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを受けるために通院などをすることをいいます。
    - (2)「指示・指導」とは、医師の診察・検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・入院・手術をすすめられること、投薬、業務上の制限を受けることをいいます。
    - (3)「検査」とは、医師の指示により受ける「再検査、精密検査」等であり、経過観察を含みます。医師の指示によらない「定期検査、定期健康診断」や保険契約の申込みにともなう医師の診査は含みません。定期健康診断や人間ドックを受検することを告知する必要はありませんが、再検査等の指示を受けたことは告知すべき「医師の指示」にあたります。
  - (4)「投薬」には、病気の治療等ではなく、健康増進のための服用(ビタミン剤等)や「医師に処方されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬等)の服用」は含みません。  
\* 正常妊娠・正常分娩に伴う「医師の治療(指示・指導を含む)・投薬」は該当しません。ただし、申込日(告知日)現在入院している場合は該当します。
  - (\*)3「2週間以上にわたり」とは、病気で、医師の治療(指示・指導を含む)・投薬を受け、転院・転科を含め、初診から終診までの継続加療期間が2週間以上の場合をいいます。(実際の治療日数ではありません。)たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合は、「2週間以上」となります。
- \* 「終診」とは、医師から次回通院、入院、手術、再検査等の指示や投薬を受けなかったことをいいます。(治療の必要はないが、定期的に経過観察(診察・検査)の必要があると医師から指示を受けている状態は、終診には該当しません。)



告知の対象外となる病名・症状  
(1)入院が同一過性の症状の場合:感冒(かぜ)・インフルエンザ・アトピー性皮膚炎・湿疹(ニキビ・吹き出物)・水虫・虫歯・歯の治療・花粉症・アレルギー性鼻炎・巻き爪・食中毒・ものもらい・斜視・結膜炎  
(2)ケガ  
(3)手術を受けて完治した場合:虫垂炎のみ  
(4)新型コロナウイルス感染症(ただし、治療期間が1か月以上、または医療機関への入院がある場合、申込日(告知日)現在完治せず診察が終了していない場合は告知に該当します。【死亡・高度障害保障(生命保険)のみ】

- 「申込票」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込票」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出した場合には、追加の告知が必要場合は、当制度に関する団体窓口経由で生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

事務幹事会社 日本生命保険相互会社

K2023-465

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明

保障名	入院・手術保障	通院保障
	ケガ後遺障害保障	長期休業保障
	医療充実保障	両側介護保障
	介護保障	レジャー保障
	死亡・高度障害保障	個人賠償責任保障
	休業保障	弁護士費用総合保障

正式名称	【個人賠償責任保障】引受保険会社：東京海上日動
	団体総合生活保険
	【弁護士費用総合保障】引受保険会社：損保ジャパン
	団体総合保険
	【その他の保障】引受保険会社：三井住友海上
	団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
団体総合生活補償保険 (標準型)	
疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険	

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、(代理店・扱者または引受保険会社まで)お問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行います。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合や病気になられた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって商品をお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害など日常でのさまざまな事故を補償する事も可能です。なお、被保険者としてご加入いただける方はP3のとおり、また被保険者の範囲は右のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲(○：被保険者の対象 ―：被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族
本人型	○	―	―
夫婦型(*1)	○	○	―

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約 三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定・始期前発病免責不適用型)特約 疾病入院時一時金補償特約 疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約 抗がん剤治療(診断ベース)特約 軽度介護一時金支払特約(要支援1から要介護1用)【H】介護保障 介護年金支払特約 介護一時金支払特約【H】介護保障 所得補償(標準型)特約	本人(*2)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点でP3記載の年齢の方(ご加入いただける年齢はプラン等により異なります。) ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
介護一時金支払特約【H】両親介護保障	役員・社員およびその配偶者の「親(同居・別居を問いません。)」のうち、加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満40才以上満84才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
レンタル用品賠償責任補償特約	(a) 本人(*2) (b) 本人(*2)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等以内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって無責任能力者を監督する方(*3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人(*2) (注)下記の特約をセットした場合は、被保険者の範囲が拡大されます。 ・夫婦型への変更に関する特約(ホールインワン・アルパトロス費用補償特約用)
個人賠償責任補償特約	(a) 本人(*2) (b) 本人(*2)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等以内の血族または3親等以内の姻族(配偶者を含みません。)) (d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e) 本人(*2)が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*3)。ただし未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。 (1) 配偶者・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。) ①婚姻意思(*4)を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること (2)未婚・これまでに婚姻がないこととをいいます。
弁護士費用総合補償特約	(a) 保険契約者(申込人) ※未成年者を除きます。 下記については被保険者が親権を有する未成年の子も対象となります。 ・人格権侵害、被害事故、借地・借家

- (\*)1 夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。
  - (\*)2 加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
  - (\*)3 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族に限ります。
  - (\*)4 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- (注1) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。  
(注2) 本パンフレットでは「補償」「補償期間」をそれぞれ「保障」「保障期間」と表記している場合があります。

### (2)補償内容

- 保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりに。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
  - ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額  
パンフレットをご参照ください。
  - ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)  
パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

### (3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

### (4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)の保険期間欄にてご確認ください。

### (5)引受条件

- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。
- お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
  - ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
  - ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.isa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

(金融庁ホームページ)



## 2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(「就業中の傷害危険対象外特約」をセットしたご契約の場合を除きます。)、被保険者(補償の対象者)の方の年齢区分・性別・ご加入いただいた被保険者の人数等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)の保険料欄にてご確認ください。

## 3 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

## 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

# 重要事項のご説明 注意喚起情報 のご説明

保 障 名	入院・手術保障	通院保障
	ケガ後遺障害保障	長期休業保障
	医療充実保障	両親介護保障
	介護保障	レジャー保障
	死亡・高度障害保障	個人賠償責任保障
	(その他家族)	弁護士費用総合保障
	休業保障	

正 式 名 称	〔個人賠償責任保障〕引受保険会社：東京海上日動
	〔団体総合生活保険〕
	〔弁護士費用総合保障〕引受保険会社：損保ジャパン
	〔団体総合保険〕
	〔その他の保障〕引受保険会社：三井住友海上
	〔団体総合生活補償保険 (MD&AD型)〕
	〔団体総合生活補償保険 (標準型)〕
〔疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険〕	

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載してはおりません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は豊通保険パートナーズ株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

## 2 告知義務・通知義務等

### (1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)に記載された内容のうち、「★」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

- ①被保険者(※)の「職業・職務」(※)夫婦型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
  - ②他の保険契約等(※)に関する情報(※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
  - ③被保険者の「生年月日」、「年令」、「性別」 ④被保険者の健康に関する告知(③④は病気を補償する場合。ただし、「性別」は抗ガン剤治療、介護保障、両親介護保障の場合のみ。)
- (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご確認のご案内」をご覧ください。
- 「弁護士費用総合補償特約」
  - 「弁護士費用総合保障」において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

### (2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】 ①職業・職務を変更した場合 ②新たに職業に就いた場合 ③職業をやめた場合  
また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

### (3)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。
- 保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- 休業保障・長期休業保障にご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。将来に向かって、保険金額を通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月額まで減額することができます。
  - 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(※)を解約しなければなりません。
  - ①この保険契約(※)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
  - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合  
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。  
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
  - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(※)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
  - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(※)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (注)夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければならないなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
  - b. この保険契約(※)を解約すること。

- (※)保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

- 複数のご契約があるお客さまへ  
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活保険 個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(標準型) ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約
③	弁護士費用総合保障	自動車保険 個人用傷害所得総合保険

## 3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、補償期間開始日の翌月支給分の給与より毎月控除します。保険料を控除できない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

#### 【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

## 4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

### (1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2)重大事由による解除

- 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
  - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
  - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

## 5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

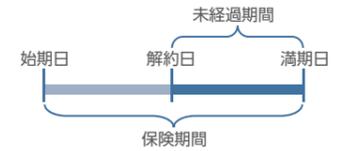
- (1)保険料は、補償期間開始日の翌月支給分の給与より毎月控除します。保険料を控除できない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

## 6 失効について

ご加入後に、被保険者(夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

## 7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。  
・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分より少なくなります。  
・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。  
・「弁護士費用総合保障」に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。  
なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。



## 8 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

## 9 個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

## 10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

### (1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

### (2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険・疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

### この保険商品に関する お問合わせは

【代理店・扱者】  
アイシン開発株式会社  
保険サービス事業本部  
住所：刈谷市相生町3丁目3番地  
富士ビル3F  
電話：0120-27-8801

#### 【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社  
名古屋企業営業第一部第二課  
損害保険ジャパン株式会社  
モビリティ開発部刈谷営業課  
東京海上日動火災保険株式会社  
名古屋営業第三部トヨタグループ企業室

### 万一、ケガをされたり、 病気になるれたり、 事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。  
24時間365日  
事故受付サービス  
[三井住友海上  
事故受付センター]

#### 0120-258-189(無料)

損保ジャパン  
事故サポートセンター  
0120-727-110  
(受付時間：24時間 365日)

事故受付センター  
(東京海上日動安心110番)  
0120-720-110  
受付時間：24時間 365日

### 引受保険会社へのご相談・ 苦情・お問合わせは

[三井住友海上  
お客さまデスク]  
0120-632-277(無料)  
[チャットサポートなどの各種サービス]  
https://www.ms-ins.com/contact/cc/  
損保ジャパン  
カスタマーセンター  
0120-888-089

東京海上日動のホームページのご案内  
www.tokiomarine-nichido.co.jp

### 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
(ナビダイヤル(全国共通・通話料有料))

#### 0570-022-808

・受付時間[平日 9:15~17:00  
(土日・祝日および年末年始を除きます)]  
・携帯電話からも利用できます。  
IP電話からは03-4332-5241におかけください。  
・おかけ間違いにご注意ください。  
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

# 健康状況告知書 ご確認のご案内 (必ずお読みください)

保 障 名	入院・手術保障 医療充実保障 介護保障 休業保障	通院保障 長期休業保障 両親介護保障
	正式名称 団体総合生活補償保険 (MS&A型) 団体総合生活補償保険 (標準型) 疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険	

以下の注意点をとお読みいただき、加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)の押印欄に押印のうえ、お申込みください。  
 <継続加入の場合で、保険責任を加重(\*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。>  
 (\*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長、入院のみ補償特約の削除等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

## 1 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身(WE Bでお申込みいただく場合はお申込人)が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。  
 (注1)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。  
 (注2)被保険者が加入者のご家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および同居の親族)である場合には、加入者が被保険者(補償の対象者)の健康状況を確認のうえ、被保険者に代わってご回答いただくことができます。

## 2 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

## 3 書面によるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。  
 ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

## 4 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入はお引受できません。

## 5 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。  
 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

## 6 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療、拡大治療または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定・始期前発病免責不適用型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した三大疾病(*4)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
所得補償(標準型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗ガン剤治療(診断ベース)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に診断確定されたガン(悪性新生物)(*5)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
介護一時金支払特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態(*6)の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
軽度介護一時金支払特約(要支援1から要介護1用)	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態(*6)の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態(*6)が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護年金支払特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態(*6)の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態(*6)が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して5年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (\*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (\*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (\*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
- (\*4)三大疾病が急性心筋梗塞または脳卒中の場合、その急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (\*5)転移したガンを含みます。転移したガンとは、原発巣(最初にガンが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたガンをいい、そのガンと同じ部位に再発したガンを含みます。
- (\*6)軽度介護一時金支払特約(要支援1から要介護1用)の場合は、「要介護状態」を「軽度要介護状態」と読み替えます。

## 7 その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

# ご加入内容確認事項

## ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。  
 お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませますようお願い申し上げます。  
 なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**  
 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。  
**「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。**

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)	保険金額(ご契約金額)
保険期間(保険のご契約期間)	保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

2. 加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)への記載・記入の漏れ・誤りがなにかご確認ください。  
 以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。  
**記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。**

①皆さまがご確認ください。
・加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)の「生年月日」または「年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? 「年齢」欄は保険始期日時時点での満年齢をご記入ください。 *ご記入いただいた年齢と生年月日から算出した年齢が異なる場合には、生年月日から算出したものを年齢として取り扱うことがあります。 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか? ・加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか? または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか? ・加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか? *ご記入いただく保険商品の加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)によっては、上記の欄がない場合があります。 上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。 被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか? ◆「休業保障」「長期休業保障」をお申込みの場合のみご確認ください。 保険金額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の50%以下となるようなタイプでお申込みされていますか? ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)」のご提出が必要ですのでご確認ください。
  - ・この保険制度に新規加入される場合
  - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
  - ・既にご加入されているがご継続されない場合
4. 重要事項のご説明の内容についてご確認ください。  
 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意※」についてご確認ください。  
 ※例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

# その他注意事項

保 障 名	入院・手術保障	通院保障
	ケガ後遺障害保障	長期休業保障
	医療充実保障	両親介護保障
	介護保障	レジャー保障
	死亡・高度障害保障 (その他家族)	個人賠償責任保障
	休業保障	弁護士費用総合保障

正 式 名 称	【個人賠償責任保障】引受保険会社：東京海上日動 団体総合生活保険
	【弁護士費用総合補償】引受保険会社：損保ジャパン 団体総合保険
	【その他の保障】引受保険会社：三井住友海上 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
	団体総合生活補償保険 (標準型)
	疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 代理店・扱者は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の業務を行っています。したがって、代理店・扱者にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】  
この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。  
また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。  
①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため  
②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため  
③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため  
④その他の、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため  
なお、団体保険制度を適正に運営するために、団体に保険引受ならびに事故に関する情報を提供することがあります。  
○契約等の情報交換について  
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。  
○再保険について  
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。  
引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

## <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内に(個人賠償責任保障の場合は直ちに)ご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- M** 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険・普通傷害保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、保障が重複することがあります。保障が重複すること、保障対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも保障されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。保障内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上、東京海上日動、損保ジャパンは、幹事保険会社または他の引受保険会社との業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は別表(P47)のとおりです。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ご加入いただいた後にお届けするご加入内容のお知らせは、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険は、豊通保険パートナーズ株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者がとりまとめる引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- この保険は豊通保険パートナーズ株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。

## <自動継続の取扱いについて>

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- ケガ保障は最大約65%割引(団体割引30%、損害率による割引45%、大口契約割引10%(傷害危険に関する基本料率部分に限り)), 病気保障は40.5%割引(団体割引30%、損害率による割引15%)、介護保障は30%割引(団体割引30%)、レジャー保障(傷害後遺障害を除く)・個人賠償責任保障・弁護士費用補償は、61.5%割引(団体割引30%、損害率による割引45%)が適用されています。
- お申込人となる方は株式会社アイシンおよび制度に編入のアイシングループ関連会社に在籍する役員・社員(嘱託含む)に限り、この制度で被保険者(補償の対象者)本人(\*)となれる方の範囲は、株式会社アイシンおよび制度に編入のアイシングループ関連会社に在籍する役員・社員(嘱託含む)およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。詳細はP3をご確認ください。ただし、弁護士費用 総合保障に加入される場合は未成年者を除きます。
- (\*)加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- K** レジャー保障で被保険者(補償の対象者)本人(\*)となれる方の範囲は、株式会社アイシンおよび制度に編入のアイシングループ関連会社に在籍する役員・社員(嘱託含む)です。
- (\*)加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

## <保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(\*)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(\*)を終えて保険金をお支払いします。(\*3)
- (\*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (\*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (\*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>
- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 【ご提出いただく書類】

- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
  - ・引受保険会社所定の保険金請求書
  - ・引受保険会社所定の同意書
  - ・事故原因・損害状況に関する資料
  - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等)
  - ・引受保険会社所定の診断書
  - ・診療状況申告書
  - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
  - ・死亡診断書
  - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
  - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
  - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
  - ・休業・所得証明書
  - ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

## 【ご提出いただく書類 (M 弁護士費用総合保障)】

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および 保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および 事故状況等が確認できる書類	紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類	など
③	損害の額、損害の程度および損害の範囲 等が確認できる書類	弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認 できる客観的書類、弁護士費用または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、 弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書 和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類	など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑤	損保ジャパンが支払うべき 保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- レジャー保障のレンタル用品賠償責任には、示談交渉サービスはセットされておりません。
- 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として引受保険会社が行います。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方等が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、保険会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は保険会社に移転します。
  1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  3. 保険の対象となる方の指図に基づき、保険会社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
- <代理請求人について>
- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者(\*)に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者(\*)の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者(\*)と同居または生計を共にする配偶者(\*)2等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注) ①「被保険者(\*)と同居または生計を共にする配偶者(\*)」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者(\*)と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者(\*)2」または「上記②以外の3親等内の親族」
- (\*1) 東京海上日動火災保険株式会社の保障については、被保険者または保険金の受取人と読み替えます。
- (\*2) 法律上の配偶者に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数および就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

## <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
  - 【病気の保障】  
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
  - 【ケガの保障、レジャー保障、個人賠償責任保障】  
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月前までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
  - 【弁護士費用総合補償】  
ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月前までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
  - 【上記以外の保障】  
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- <税法上の取扱い>(2025年11月現在)
- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

## この保険商品に関する お問い合わせは

【代理店・扱者】  
アイシン開発株式会社  
保険サービス事業本部  
住所：刈谷市相生町 3 丁目 3 番地  
富士ビル 3F  
電話：**0120-27-8801**

【引受保険会社】  
三井住友海上火災保険株式会社  
名古屋企業営業第一部第二課  
損害保険ジャパン株式会社  
モビリティ開発部刈谷営業課  
東京海上日動火災保険株式会社  
名古屋営業第三トヨタグループ企業室

## 引受保険会社へのご相談・ 苦情・お問い合わせは

【引受保険会社】  
三井住友海上火災保険株式会社  
名古屋企業営業第一部第二課  
損害保険ジャパン株式会社  
モビリティ開発部刈谷営業課  
東京海上日動火災保険株式会社  
名古屋営業第三トヨタグループ企業室

【引受保険会社】  
三井住友海上火災保険株式会社  
名古屋企業営業第一部第二課  
損害保険ジャパン株式会社  
モビリティ開発部刈谷営業課  
東京海上日動火災保険株式会社  
名古屋営業第三トヨタグループ企業室

【引受保険会社】  
三井住友海上火災保険株式会社  
名古屋企業営業第一部第二課  
損害保険ジャパン株式会社  
モビリティ開発部刈谷営業課  
東京海上日動火災保険株式会社  
名古屋営業第三トヨタグループ企業室

# 生命保険

# 損害保険

# がん保険

# 重要事項のご説明＜生きるためのがん保険Days1＞

この書面には<1>契約概要、<2>注意喚起情報、<3>正しく告知いただくことの重要性についてなどの項目があります。これらには、ご契約に関する大切なことがらが記載されておりますので、ご契約前に必ずご一読のうえ、ご契約ください。また、ご契約後も大切に保管してください。なお、後日「ご契約のしおり・約款」を送付いたしますが、お申し出があれば事前にお届けいたします。ご不明の点がございましたら、最寄の当社支社・または募集代理店までお問い合わせください。

ご契約に際しては、保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。また、この書面のほか、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

## 1 契約概要

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

### 1.商品の特長・保障内容について

- 商品の特長および具体的な支払額については当冊子P19「がんの保障」にてご確認ください。
- 給付金などの支払事由については当冊子P66の「ご確認ください」にてご確認ください。

### 2.商品名称・しくみ・保険期間・契約年令などについて

<生きるためのがん保険Days1基本コース>

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	保険料払方タイプ	契約年令
生きるためのがん保険Days1基本コース	がん保険(低・無解約払戻金2018)(保険契約の型：2型)	終身	終身	定額タイプ	0才～満85才
	診断給付金複数回支払特約〔2018〕	終身	終身	——	0才～満85才

<がん先進医療・患者申出療養特約>

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年令
がん先進医療・患者申出療養特約	がん先進医療・患者申出療養特約	10年*1	10年	0才～満85才

\*1 自動更新により、所定の年令まで保障を延長することができます。詳細は下記【自動更新について】をご確認ください。

- <がん先進医療・患者申出療養特約>のみをお申込みいただくことはできません。
- <生きるためのがん保険Days1>および<がん先進医療・患者申出療養特約>には契約者に対する貸付制度はありません。
- <がん先進医療・患者申出療養特約>は支払限度に達した場合、消滅します。

【自動更新について】

特約保険期間満了日の2カ月前までに更新しない旨をご連絡いただかない限り、健康状態にかかわらず下表の条件で自動的に更新されます。更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年令、保険料率によって決まります。また、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。更新した場合、給付金のお支払い限度については更新前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。

特約名称	更新時の年令	更新後の保険期間	満86才～満95才での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
がん先進医療・患者申出療養特約	満85才以下	10年満期	

- 「生きるためのがん保険Days1」には、指定代理請求特約が附加されています。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。<ご契約後は必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。>
- ◎指定代理請求特約について  
受取人が被保険者となっている給付金などについては、被保険者が給付金などを請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できる特約<指定代理請求特約>があります。詳細は当社または募集代理店にお問い合わせください。

### 3.保障の開始について

- 告知と第1回保険料のお払込みがともに完了した日からその日を含めて2カ月を経過した日の翌日から保障が始まります。 ※ただし、告知日から3カ月を経過していない場合には、告知日から3カ月を経過した日の翌日から保障が始まります。
- 給付金などの支払事由については当冊子P66の「ご確認ください」にてご確認ください。また、さらに詳細な内容については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### 4.ご契約のお引受けについて

- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります。
- お申込みにあたっては、医師による診査は必要ありません。申込書に記載されております告知事項に相違がないかご確認ください。なお、ご健康状態が申込書に記載の告知事項と相違している場合には、当社所定の告知書にて健康状態を告知してください。この場合、ご健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。
- 現在入院中の方、入院・手術をすめられている方はお申込みいただけません。
- ご契約の限度については下記をご確認ください。

<生きるためのがん保険Days1基本コース>

1契約につき、入院給付金日額60,000円まで、かつ被保険者お1人につき、既にご契約の当社「がん保険」などの入院給付金日額・通院給付金日額をそれぞれ通算して60,000円(契約日の年令が満65才以上の方は45,000円)まで、診断給付金額\*と特定診断給付金額を通算して1,200万円までご契約いただけます。複数回診断給付金額\*は主契約の診断給付金額\*または100万円のいずれか小さい額までかつ被保険者お一人につき、既にご契約の当社「がん保険」の「診断給付金複数回支払特約」の特約給付金額\*を通算して1,200万円までご契約いただけます。また、1契約につき、1特約のみご契約いただけます。

\*がんの場合の給付金額

<がん先進医療・患者申出療養特約>

被保険者お1人につき、当社「がん保険」[医療保険]に付加する先進医療の特約および先進医療・患者申出療養の特約を通算して1特約のみご契約いただけます。(＜がん高度先進医療特約>は通算には含みません)既にこれらの特約のいずれかをご契約の場合、<がん先進医療・患者申出療養特約>をご契約いただくことはできません。◎その他当社の基準により限度を定めています。詳細はお問い合わせください。

### 5.給付金などをお支払いできない場合について

- 告知していただいた健康状態などが事実と違っていた場合は、給付金などをお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
- 「給付金などをお支払いできない場合」については、当冊子P64「6.給付金などが支払われない場合について」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### 6.保険料について

- 保険料については、同封の契約申込書の保険料欄にてご確認ください。
- 入院給付金日額5,000円以上をご希望の場合の保険料についてはお問い合わせください。
- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年令(1年未満は切捨)により決まります。
- 保険料払込経路は団体取扱となります。団体を脱退されたときは、個別取扱へ変更してご継続いただけます。
- 保険料払込方法は月払となります。

■<生きるためのがん保険Days1基本コース>の保険料について

がん保険(低・無解約払戻金2018)(保険契約の型・2型)	保険料定額タイプ	保険料を終身お払込みいただけます。
診断給付金複数回支払特約〔2018〕	——	保険料を終身お払込みいただけます。

■その他

- ・一定期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。
- ・保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎ、<生きるためのがん保険Days1基本コース>が失効したときは、特約も同時に失効します。

■<がん先進医療・患者申出療養特約>の保険料について

がん先進医療・患者申出療養特約	保険料払込期間は、特約保険期間満了日までとなります。特約を更新する場合は、更新時の年令、保険料率により計算された保険料を、更新日から更新後の特約保険期間満了日までお払込みいただけます。同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は更新前より高くなる場合があります。
-----------------	--

### 7.解約払戻金・契約者配当金・死亡返還金について

- 解約払戻金・契約者配当金・死亡返還金はありません。

## 2 注意喚起情報

お申込みに際して、特にご注意ください事項や不利益となる事項をまとめています。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解の上、お申込みください。保障開始やお支払いについてなど保険商品ごとの詳細については、当冊子P63の「契約概要」や、別途ご送付する「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

### 1.反社会的勢力に該当する場合、保険契約の申込みはできません

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(\*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(\*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力(\*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(\*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。
- (\*1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (\*2)反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

### 2.お申込みの撤回または解除について(クーリング・オフ制度)

- ご納得がいかない場合には、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込の日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除(以下「お申込の撤回など」といいます)をすることができます。当社オフィシャルホームページよりお申込の撤回などをする場合は、当社オフィシャルホームページにアクセスし、必須項目を入力のうえ、上記の期間内に送信してください。郵便によりお申込の撤回などをする場合は、書面(ハガキ、便箋)に、以下の<記入項目>をもれなく記載のうえ、引受保険会社へ送付してください。書式は自由です。

<記入項目>

- ①記入日
- ②撤回等の理由および撤回等をした意思
- ③契約者の自署・フリガナ
- ④契約者の生年月日
- ⑤契約者の住所・電話番号
- ⑥被保険者名
- ⑦保険種類(特約中途付加の場合は特約種類)
- ⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可)

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

- この場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。
- つぎの場合には、お申込の撤回などのお取扱ができません。
  - ・当社が指定した医師の診査を受けた場合
  - ・すでに契約したご契約の内容を変更する場合

### 3.告知義務について

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。ご契約に際しては、被保険者の健康状態など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、事実をありのままに正確にもれなくご記入(告知)ください。医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- 申込書は、ご契約者ご自身で記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名をお願いします。また、被保険者欄のお名前および告知書は被保険者ご自身で正確にご記入ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
- 当社では、お客様の健康状態などに応じてご契約の引受対応を行っております。お客様の健康状態などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。
- 当社の職員または当社で委託した担当者が、ご契約のお申込後または給付金・保険金・年金などや保険料払込の免除のご請求の際に、お申込の内容やご請求の内容などについて確認させていただく場合があります。
- 当社が告知書でおたずねすることからについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合、所定の期間(2年以内)であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することができます。所定の期間(2年以内)を経過していても、給付金・保険金・年金などの支払事由が所定の期間(2年以内)内に生じていた場合などには、保険契約を解除することができます。この場合には、給付金・保険金・年金などの支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできませんし、保険料のお払込を免除する事由が生じていても、原則としてお払込を免除することはできません。解除の際にお支払いする払戻金があれば、ご契約者にお支払いします。

- \*上記の場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでにお払いただいた保険料はお返しいたしません。
- 当社では、被保険者の健康状態などに応じた引受対応を行っています。
  - ※健康状態によっては割り増しされた保険料でご契約をお引受けする「特別保険料率に関する特則」や、当社が指定する特定の疾病を保障しない「特別条件特則」を付加することでご契約をお引受けできる場合があります。
  - ※今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方は健康状態によっては、「経験者保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。

### 4.保険証券などについて

- ご契約をお引受けしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ(承認通知書)」などをご契約者にお送りいたします。
- 「保険証券」などの内容が、お申込の内容と相違していないかご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審な点がありました場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

### 5.保障の開始(責任開始)について

- 当社が「ご契約上の保障を開始する時期(日)を、責任開始期(日)」といいます。ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合「告知および第1回保険料のお払込がともに完了した時」を責任開始期(日)とし、その時から保障を開始します。ただし、生きるためのがん保険Days1および特約には、責任開始期(日)まで待ち期間(保障されない期間)があります。詳細は当冊子P63の「契約概要」、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
- 当社の生命保険募集人はお客様と当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### 6.給付金などが支払われない場合について

- つぎのような場合には給付金などをお支払いできない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
  - ・責任開始期(日)より前に「がん(悪性新生物)」、「上皮内新生物」と診断確定された場合
    - ※「がん(悪性新生物)」と診断確定された場合には、ご契約は無効(復活の場合は、復活の取扱いの無効)となります。
  - ・告知内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合
  - ・保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
  - ・給付金などを詐取る目的で事故をおこしたときや、保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
  - ・保険料のお払込がなかったため、ご契約が失効している場合上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

### 7.保険料の払込猶予期間・失効・復活について

- 保険料は払込期月内にお払ください。なお、払込期月内のお払込がない場合でも、一定の猶予期間がありますが、お払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。
- 効力を失ったご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらためて告知をしていただく必要があります。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。

### 8.お申込のご契約が更新型、または更新型の特約が含まれている場合

- 更新後の保険・特約には、更新日現在の普通保険約款、特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年令、保険料率によって計算されます。

### 9.解約と解約払戻金について

- ご契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。
- 生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は給付金・保険金・年金などのお支払いに、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、保険種類、契約年令、性別、保険期間、経過年数、市場金利などによって異なります)
- 保険種類によっては解約払戻金がないものがあります。低解約払戻金型・低解約払戻金特則が付加されている保険種類は、解約払戻金がない、または削減されているものがあります。詳細は当冊子P63の「契約概要」、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

# 重要事項のご説明<生きるためのがん保険Days 1 >

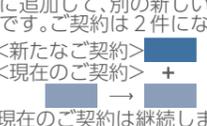
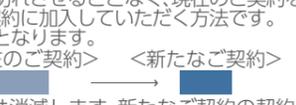
この書面には<1>契約概要、<2>注意喚起情報、<3>正しく告知いただくことの重要性についてなどの項目があります。これらには、ご契約に関する大切なことがらが記載されておりますので、ご契約前に必ずご一読のうえ、ご契約ください。また、ご契約後も大切に保管してください。なお、後日「ご契約のしおり・約款」を送付いたしますが、お申し出があれば事前にお届けいたします。ご不明の点がございましたら、最寄の当社支社・または募集代理店までお問い合わせください。

## 10. 新たな保険契約への乗り換えについて

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。
  - ・多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特にご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。(「9. 解約と解約払戻金について」をご参照ください)
  - ・一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
  - ・新たな保険契約については、あらためて告知(または診査)が必要になります。被保険者の健康状態などによりご契約をお引受けできない場合があります。

## 11. ご契約内容の見直し方法について

- 一般的につぎのような方法があります。

	特徴	しくみ	保険料
特約の中途付加	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。<新たな特約>  現在のご契約は継続します。	被保険者の満年齢(*1)、保険料率(*2)により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。
追加契約	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。ご契約は2件になります。  現在のご契約は継続します。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払いいただきます。
条件付解約	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約に加入していただく方法です。ご契約は1件となります。  現在のご契約は消滅します。新たなご契約の契約日前日に解約となります。また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします。(新たなご契約に充当はされません。)	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。  ※予定利率が現在のご契約より引き下げられ、保険料が引き上げられることがあります。

(\*1) 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢 となります(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。

(\*2) 中途付加日時点における保険料率となります。

- 保険料はどの方法を選択するかによって異なります。
- ご契約の形態によっては特約を付加できない場合があります。
- それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により所定の条件を満たすことが必要となります。ご契約の種類によっては、ご利用できない方法もあります。
- いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- ご契約中の特約を解約して新たな特約を中途付加する場合、新たな特約の保障の開始まで「待ち期間(保障されない期間)」があるため、ご契約中の特約と新たな特約ともに保障の対象とならない期間があります。

## 12. 給付金・保険金などのお支払手続きに関する留意事項について

- お客様からのご請求に応じて、給付金・保険金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金・保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに保険金コンタクトセンターまたは担当代理店までご連絡ください。すみやかに受け取りに必要な書類をお送りいたします。請求手続きについては当社ホームページでもご確認ください。
- 支払事由については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができませんおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金・保険金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますのでご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別の事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。
- 指定代理請求人があらかじめ指定されている場合には、指定代理請求人に対して、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

## 13. 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額、保険金額、年金額などが削減されることがあります。
- 当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。その会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約の際の給付金額、保険金額、年金額などが削減されることがあります。詳細については「ご契約のしおり」をご覧ください。

## 14. お客様からの相談・照会・苦情などのご連絡先

- 保険に関する相談・照会・苦情などありましたら、当社募集代理店または当社窓口(引受保険会社情報に記載のある電話番号)でお受けいたします。
- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談センター」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 3 正しく告知いただくことの重要性について

- 正しく告知いただくことは大変重要です。告知の内容が正しくないと、ご契約が解除になったり、給付金・保険金などが支払われないことがあります。※詳しくは、当冊子P64の「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 告知書は被保険者ご本人様(満15才未満の場合は親権者・後見人)があらのままを正確にご回答ください。
- 傷病歴の告知があるときは、ご契約のお引受けは以下の①～③のいずれかになります。
  - ①無条件でご契約をお引受けさせていただく場合
  - ②特別な条件付きでご契約をお引受けさせていただく場合
  - ③今回のご契約はお断りさせていただく場合
- 告知の記入もれが多いケースとして、異常妊娠、異常分娩、不妊症、白内障または検診などで指摘されたポリープがあります。告知項目に該当する場合は必ず告知してください。
- つぎのケースは告知の必要はありません。
  - \*入院または入院予定のない花粉症および水虫(白癬症)
  - \*医師への受診のない健康増進のための行為(市販のビタミン剤の服用など)
  - \*医師への受診がなく、医師から処方されていない市販の薬の使用(かぜ薬、胃腸薬、頭痛薬、目薬、湿布薬など)

告知書を提出された後に告知もれや間違いが判明した場合、告知書の記入にあたってご不明な点がある場合は、募集代理店または当社「コールセンター」までお問い合わせください。また、お申込の際、募集代理店が告知をしないよう勧めた、あるいは虚偽の告知をするよう勧めたなどの行為があった場合は当社「コールセンター」までご連絡ください。

## 4 ご確認ください<生きるためのがん保険Days1 基本コース> + <がん先進医療・患者申出療養特約>

支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

	名称	このようときお支払いします	お支払いの限度	ご確認ください。
がん保険(低・無解約払戻金2018)(保険契約の型…2型)	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	がん・上皮内新生物それぞれ保険期間を通じ1回限り	上皮内新生物の診断給付金額はがんの診断給付金額の1/10となります。
	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	支払日数は無制限	①治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院はお支払の対象になりません。 ②厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院もお支払いの対象となります。 ③同一の日に2回以上入院した場合は、1回分のみ支払います。
	通院給付金	つぎの①②いずれかの通院をしたとき(往診を含む) ① 所定の治療のための通院 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする・手術 ・放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・抗がん剤治療(経口投与を除く) ・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のために通院したとき ② 通院期間(用語)P67中の通院 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする通院をしたとき	① 支払日数は無制限 ② 通院期間中(365日以内)は日数無制限 ※通算支払日数に制限はありません。	通院給付金共通 ・入院給付金が支払われる日については、通院給付金は支払われません。 ・同一の日に2回以上通院した場合は、1回分のみ支払います。 ・①②両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。 支払対象外 薬の受取りのみの場合など
複数回診断給付金	複数回診断給付金	(1)がんの場合 初回:初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎのa)およびb)に該当したとき a)「がん」と診断確定されていること b)「がん」の治療を目的とする入院または所定の通院(*)をしていること 2回目以降:前回の「がん」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記のa)およびb)に該当したとき (2)上皮内新生物の場合 初回:初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎのa)およびb)に該当したとき a)「上皮内新生物」と診断確定されていること b)「上皮内新生物」の治療を目的とする入院または所定の通院(*)をしていること 2回目以降:前回の「上皮内新生物」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記のa)およびb)に該当したとき	・がん、上皮内新生物それぞれ2年に1回を限度 ・通算支払回数は無制限	① 所定の治療のための通院 共通 支払対象 治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、①②所定の治療のための通院]に該当したとき 手術 支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)のための通院 放射線治療 支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む)・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院 支払対象外 血液照射による通院 抗がん剤治療 支払対象 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院 支払対象外 経口投与による抗がん剤治療のための通院 ホルモン剤治療 支払対象 厚生労働大臣の承認を受けたホルモン剤による治療および治験薬剤によるホルモン剤治療のための通院 支払対象外 経口投与によるホルモン剤治療のための通院
				・がん、上皮内新生物の複数回診断給付金額はがんの複数回診断給付金額の1/10となります。
				更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで
				①公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術を用いた療養のうち、厚生労働大臣が認める技術を「先進医療」といい、お支払の対象となります。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているが、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。 ②公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術を用いた療養のうち、患者の申出に基づき、厚生労働大臣が認める医療技術を用いた療養のうち、お支払の対象となります。実施する医療機関(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所)が限定されています。 ③先進医療または患者申出療養の対象となる医療技術やその適応症、実施している医療機関は、随時見直しされます。したがって、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消しなどのために先進医療または患者申出療養ではなくなっている場合には、がん先進医療・患者申出療養給付金のお支払いはできません。
がん先進医療・患者申出療養給付金	「がん」の診断や治療の際に所定の先進医療または患者申出療養を受けたとき	がん先進医療・患者申出療養一時金	1保険年度に1回	当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約および先進医療・患者申出療養の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。(＜がん高度先進医療特約＞は通算には含まれません) がん先進医療・患者申出療養給付金がお支払される療養を受けたとき、お支払いします。

(\*) つぎの①②③いずれかの通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含まれません。) ●「保険年度」とは 契約日から1年ごとの期間のこと  
①手術のための通院  
②放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む)  
③抗がん剤治療のための通院(経口投与を除く)

生命保険

損害保険

がん保険

# 重要事項のご説明<生きるためのがん保険Days 1>

この書面には<1>契約概要、<2>注意喚起情報、<3>正しく告知いただくことの重要性についてなどの項目があります。これらには、ご契約に関する大切なことがらが記載されておりしますので、ご契約前に必ずご一読のうえ、ご契約ください。また、ご契約後も大切に保管してください。なお、後日「ご契約のしおり・約款」を送付いたしますが、お申し出があれば事前にお届けいたします。ご不明の点がございましたら、最寄の当社支社・または募集代理店までお問い合わせください。

**用語** 「通院期間」とは

「がん」の場合	つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間 ①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(注)・ホルモン剤治療(注)のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
「上皮内新生物」の場合	つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間 ①初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 ②「上皮内新生物」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(注)・ホルモン剤治療(注)のいずれかを受けた日 ③「上皮内新生物」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

(注)抗がん剤治療およびホルモン剤治療には、経口投与による通院は含みません。

## 5 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を超えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

上皮内新生物には子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病などが含まれます。がん・上皮内新生物には子宮筋腫などの「良性腫瘍」、子宮頸部の軽度異形成などは含まれません。

「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の定義および診断確定について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 6 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

### プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は当社ホームページにてご確認ください。

## 7 医療費助成制度について

おさまが医療機関で治療を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

### お申込みの際には当冊子 P63 の「契約概要」、P64 の「注意喚起情報」を必ずご覧ください。

ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。後日送付する「ご契約のしおり・約款」も併せて必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

【記載事項の例】 ●お申込みの撤回または解除について(クーリング・オフ制度) ●告知義務について など

◎ここに記載の「当社」とは、引受保険会社のことを指します。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

◎ここに記載の保障内容などは2025年12月現在のものです。

◎既にご契約の「がん保険」から、当がん保険への変更のお取扱いはいたしません。

◎募集代理店は、当社以外の保険商品もお取扱いできる場合があります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

## アフラックのよりそうがん相談サポートについて

### サービス内容

**被保険者の方やそのご家族に対して、  
専門の相談員が漠然とした不安や具体的なお悩みを傾聴し、  
ご相談内容に応じて、お悩みを解決する各種サービスをご案内します。**

※詳細については、下記ホームページをご確認ください。

**アフラックホームページ**▶ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>

### サービスに関する注意事項

- アフラックのよりそうがん相談サポートは、アフラックがグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。
- よりそうがん相談サポートで提供する各種サービスは、グループ会社またはグループ会社の提携先の提携先が提供いたします。
- よりそうがん相談サポートで提供する各種サービスの内容は、2025年12月現在のものであり、将来変更される場合があります。
- よりそうがん相談サポートはがんの疑いがある方およびがんを経験された方への支援を目的としたサービスであり、がん以外の健康相談の目的ではご利用いただけません。
- よりそうがん相談サポートはアフラックの全てのがん保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)の被保険者様が被保険者様自身のがんに関して利用できるサービスです。
- よりそうがん相談サポーターへの相談の回答は、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- よりそうがん相談サポートで案内する各種サービスは、無料で利用できるサービスもありますが、よりそうがん相談サポートの利用条件を満たすがん保険に複数ご加入いただいても、無料ででの提供回数はありません。
- よりそうがん相談サポートのご利用は、お客さまとアフラックのグループ会社との間の利用規約(<https://cancer-supporter.jp/terms/aflac>)に基づきます。

募集代理店：豊通保険パートナーズ(株) 〒453-6128 名古屋市中村区平池町4丁目60番12号 グローバルゲート28階

募集代理店：アイシン開発(株) 〒448-8525 刈谷市相生町3丁目3番地

当募集代理店では団体保険制度の募集に際して、同制度における採用保険会社に基づき、経営方針でご案内する保険会社を以下のとおり定めています。

【ご案内保険会社】がん保障：アフラック

【ご案内理由】制度商品として採用されているため。

※代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

引受保険会社：アフラック法人第三営業部 〒451-6029 名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階 Tel.052-217-2455

# 各コースの保険料前年比

- 2026年度の保険料は、加重平均料率、保障内容の変更などで保険料が前年と変更となっているコースがあります。
- 既にご加入の方へは同封の「加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)」に昨年の保険料を記載しております。

## 1 入院・手術保障(本人)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
入院(病気・ケガ)	3,000円/日	5,000円/日	8,000円/日	10,000円/日	15,000円/日
月額保険料	2026年	750円	1,240円	1,980円	2,470円
	2025年	700円	1,160円	1,870円	2,340円
差額	50円	80円	110円	130円	200円

## 2 休業保障(本人)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
休業(病気・ケガ)	3,000円/日	5,000円/日	6,000円/日	8,000円/日	10,000円/日
月額保険料	2026年	760円	1,280円	1,530円	2,040円
	2025年	750円	1,270円	1,520円	2,020円
差額	10円	10円	10円	20円	30円

## A ケガ後遺障害保障(本人)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
後遺障害(ケガ) (加入保障額)	最高1,500万円 (750万円)	最高2,500万円 (1,250万円)	最高3,500万円 (1,750万円)	最高4,000万円 (2,000万円)	最高5,000万円 (2,500万円)
月額保険料	2026年	260円	440円	620円	710円
	2025年	290円	480円	680円	770円
差額	-30円	-40円	-60円	-60円	-80円

## B 通院保障(本人)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
保険金	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	4,000円/日	5,000円/日
ケガ通院	90円	160円	250円	320円	410円
疾病通院	50円	100円	160円	210円	260円
月額保険料	2026年	140円	260円	410円	530円
	2025年	140円	270円	420円	560円
差額	0円	-10円	-10円	-30円	-30円

## C 医療充実保障(本人)

保障内容/型	①型	②型	③型
月額保険料	2026年	100円	620円
	2025年	90円	580円
差額	10円	40円	40円

## D 長期休業保障(本人)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
休業(病気・ケガ)	3,000円/日	5,000円/日	6,000円/日	8,000円/日	10,000円/日
月額保険料	2026年	390円	650円	770円	1,030円
	2025年	380円	640円	750円	1,010円
差額	10円	10円	20円	20円	30円

## 3 入院・手術保障(家族)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
入院(病気・ケガ)	3,000円/日	5,000円/日	8,000円/日	10,000円/日	15,000円/日
月額保険料	2026年	720円	1,190円	1,910円	2,370円
	2025年	690円	1,140円	1,820円	2,270円
差額	30円	50円	90円	100円	140円

## 3 70才以上、ケガのみ保障/入院・手術保障(家族)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
入院(ケガ)	3,000円/日	5,000円/日	8,000円/日	10,000円/日	15,000円/日
月額保険料	2026年	140円	230円	370円	460円
	2025年	140円	230円	360円	450円
差額	0円	0円	10円	10円	10円

## E ケガ後遺障害保障(家族)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型
後遺障害(ケガ) (加入保障額)	最高200万円 (100万円)	最高400万円 (200万円)	最高500万円 (250万円)	最高1,000万円 (500万円)	最高1,500万円 (750万円)
月額保険料	2026年	60円	100円	120円	260円
	2025年	50円	90円	120円	250円
差額	10円	10円	0円	10円	0円

## F 通院保障(家族)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型
保険金	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	4,000円/日
ケガ通院	120円	240円	360円	470円
疾病通院	50円	100円	140円	190円
月額保険料	2026年	170円	340円	500円
	2025年	200円	400円	600円
差額	-30円	-60円	-100円	-130円

## F 【家族】ケガのみの保障(70才以上)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型
保険金	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	4,000円/日
月額保険料	2026年	120円	240円	360円
	2025年	120円	240円	360円
差額	0円	0円	0円	0円

## G 医療充実保障(家族)

保障内容/型	①型	②型	③型
月額保険料	2026年	100円	570円
	2025年	90円	540円
差額	10円	30円	30円

## H 介護保障(本人・配偶者)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型
月額保険料	2026年	320円	600円	440円	830円	460円
	2025年	310円	570円	410円	770円	430円
差額	10円	30円	30円	60円	30円	60円

## I 両親介護(両親)

保障内容/型	2026年								2025年							
	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型	⑦型	⑧型	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型	⑦型	⑧型
年齢区分	40~44才	20円	30円	20円	30円	50円	30円	40円	60円	20円	30円	20円	30円	50円	30円	40円
	45~49才	20円	50円	30円	60円	90円	40円	70円	100円	20円	50円	30円	60円	90円	40円	70円
	50~54才	40円	90円	50円	120円	190円	60円	130円	200円	40円	90円	50円	120円	190円	60円	130円
	55~59才	70円	190円	100円	270円	440円	130円	300円	470円	70円	190円	100円	270円	440円	130円	300円
	60~64才	140円	410円	210円	600円	1,000円	300円	690円	1,090円	140円	410円	210円	600円	1,000円	300円	690円
	65~69才	320円	930円	480円	1,410円	2,340円	630円	1,560円	2,490円	320円	930円	480円	1,410円	2,340円	630円	1,560円
	70~74才	690円	2,040円	1,070円	3,180円	5,290円	1,480円	3,590円	5,700円	690円	2,040円	1,070円	3,180円	5,290円	1,480円	3,590円
	75~79才	1,480円	4,420円	2,360円	7,060円	11,770円	3,360円	8,060円	12,770円	1,480円	4,420円	2,360円	7,060円	11,770円	3,360円	8,060円
	80~84才	3,780円	11,310円	6,090円	18,260円	30,430円	8,330円	20,500円	32,670円	3,780円	11,310円	6,090円	18,260円	30,430円	8,330円	20,500円

## J 死亡・高度障害保障(本人)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型	⑦型	⑧型
2025年度 月額保険料 確定	満15才~40才	S59.12.2生~H22.6.1生	250円	350円	500円	750円	1,000円	1,500円
	41才~50才	S49.12.2生~S59.12.1生	450円	630円	900円	1,350円	1,800円	2,700円
	51才~60才	S39.12.2生~S49.12.1生	800円	1,120円	1,600円	2,400円	3,200円	4,800円
	61才~満75才	S24.6.2生~S39.12.1生	1,400円	1,960円	2,800円	4,200円	5,600円	8,400円

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型	⑦型	⑧型
2026年度 月額保険料 概算	満15才~40才	S60.12.2生~H23.6.1生	250円	350円	500円	750円	1,000円	1,500円
	41才~50才	S50.12.2生~S60.12.1生	450円	630円	900円	1,350円	1,800円	2,700円
	51才~60才	S40.12.2生~S50.12.1生	750円	1,050円	1,500円	2,250円	3,000円	4,500円
	61才~満75才	S25.6.2生~S40.12.1生	1,350円	1,890円	2,700円	4,050円	5,400円	8,100円

(※) 効力発生日現在の年齢が満50才以上の方は、保険金額4,000万円が上限となります。保険金額4,000万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に制限範囲内の上限保険金額に減額して更新されます。それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。

## J 死亡・高度障害保障(配偶者)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型	⑦型	⑧型
2025年度 月額保険料 確定	満18才~40才	S59.12.2生~H19.6.1生	50円	100円	150円	200円	250円	500円
	41才~50才	S49.12.2生~S59.12.1生	90円	180円	270円	360円	450円	900円
	51才~60才	S39.12.2生~S49.12.1生	160円	320円	480円	640円	800円	1,600円
	61才~満75才	S24.6.2生~S39.12.1生	280円	560円	840円	1,120円	1,400円	2,800円

保障内容/型	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型	⑦型	⑧型
2026年度 月額保険料 概算	満18才~40才	S60.12.2生~H20.6.1生	50円	100円	150円	200円	250円	500円
	41才~50才	S50.12.2生~S60.12.1生	90円	180円	270円	360円	450円	900円
	51才~60才	S40.12.2生~S50.12.1生	150円	300円	450円	600円	750円	1,500円
	61才~満75才	S25.6.2生~S40.12.1生	270円	540円	810円	1,080円	1,350円	2,700円

## J 死亡・高度障害保障(子ども)

保障内容/型	①型	②型	③型	④型
2025年度月額保険料(確定)	70円/1名	140円/1名	210円/1名	280円/1名
2026年度 月額保険料 概算	満3才~満21才	70円/1名	140円/1名	210円/1名
	H16.6.2生~R5.6.1生	70円/1名	140円/1名	210円/1名

## J 死亡・高度障害保障(その他家族)

保障内容/型	その他家族			
	①型	②型	③型	④型
月額保険料	30円	50円	80円	100円
(確定)	30円	50円	80円	110円
差額	0円	0円	0円	-10円

## L 個人賠償責任(本人)

保障内容	月額保険料
2026年	100円
2025年	100円
差額	0円

## M 弁護士費用(本人)

保障内容	月額保険料
2026年	330円
2025年	330円
差額	0円

## K レジャー保障(本人)

保障内容/型	①型	②型	③型
本人後遺障害	30万円	30万円	30万円
携行品	30万円	30万円	30万円
レンタル用品	30万円	30万円	30万円
キャンセル費用	10万円	10万円	10万円
ホールインワン	-	30万円	50万円
月額保険料	2026年	280円	430円
	2025年	210円	340円
差額	70円	90円	100円

## K レジャー保障(夫婦とも保障)

保障内容/型	④型	⑤型	⑥型
本人後遺障害	30万円	30万円	30万円
配偶者後遺障害	30万円	30万円	30万円
携行品	30万円	30万円	30万円
レンタル用品	30万円	30万円	30万円
キャンセル費用	10万円	10万円	10万円
ホールインワン	-	30万円	50万円
月額保険料	2026年	340円	560円
	2025年	250円	450円
差			

# がん保険 契約申込書・「ご意向チェック」欄・「意向確認」欄 記入例

新規・追加加入する方のみ、がん保険契約申込書・「ご意向チェック」欄・「意向確認」欄をご記入ください。

※必要事項は黒のボールペンで楷書にてご記入ください。(消せるタイプのペンのご使用いただけません。)

すでに加入済の方は別紙「保障確認シート」をご確認ください

## STEP 1

「ご意向チェック」欄の3項目すべて確認のうえ「ありません」に○をご記入ください。  
(3項目でひとつでも「いいえ」となる項目がある場合はお申込みいただけません。)  
「お客様のご意向欄」と「お客様にご確認いただきたい事項」5項目すべて確認のうえ「ありません」に○をご記入ください。  
(5項目でひとつでも「いいえ」となる項目がある場合はお申込みいただけません。)

## STEP 2

「確認・同意欄」を確認のうえ、「氏名」・「現住所」・「携帯番号」・「職場外線」を保険契約者ご本人様をご記入ください。  
(「現住所」は郵便番号・フリガナ・番地・建物名・部屋番号まで必ずご記入ください。)

## STEP 3

左面3の告知事項をご確認のうえ、ご本人様のご契約の「意向確認日・告知日・契約申込日」をご記入ください。基本コース申込口数欄とがん先進医療・患者申出療養特約欄※を○で囲んでください。

## STEP 4

左面3の告知事項をご確認のうえ、配偶者様が被保険者となるご契約の「意向確認日・告知日・契約申込日」をご記入ください。基本コース申込口数欄とがん先進医療・患者申出療養特約欄※を○で囲んでください。  
また「氏名」・「性別」・「生年月日」・「現住所」も配偶者ご本人様をご記入ください。「現住所」が保険契約者と同じ場合は、「同じ住所」を○で囲みご記入は不要です。  
(「現住所」は郵便番号・フリガナ・番地・建物名・部屋番号まで必ずご記入ください。)

## STEP 5

ご本人様・配偶者様以外のご家族のご契約を希望の場合「氏名」・「性別」・「生年月日」・「送付先」をご記入ください。  
※後日、必要書類を送付します。

※「がん先進医療・患者申出療養特約」の契約限度について  
当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。

制度概要

保障内容

Q & A

ご参考

重要事項

記入例

◎ご加入者の方で「加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)」の提出がない場合は、前年ご加入内容の同等のプランでの継続となります。  
(エンピツ書きおよび消せるタイプのペンは不可)

「すべての保障を解約(脱退)する(加入しない)」を選択すると、**積立ドリームプランを含む全てのコースが解約されます**のでご注意ください

積立ドリームプラン：7月中旬頃に送付する脱退書類の提出が必要です。  
がん保険：別途手続きが必要です。

新規加入や保障追加・増額の際は必ず申込票裏面の「健康状況告知書質問事項の質問事項A」をご確認ください。

- ①青枠の保障(損害保険)を加入・変更する場合  
→損害保険押印欄に必ず押印してください。
- ②赤枠の保障(生命保険)を加入・変更する場合  
→加入・変更する本人および配偶者・子どもすべての生命保険押印欄に必ず押印してください。

※子どもが未成年のときは、親権者が押印してください。  
※積立ドリームプランのみ脱退する場合は、生命保険押印欄の「本人印」に押印してください。

## STEP 1 ~申込~

- ・申込内容を選択
- ・申込日(告知日)を必ず記入

## STEP 2 ~ご本人の保障~

- ・各コースの加入型(額)を変更または新たに加入する場合は、「今年度加入型」欄の希望の型に○を記入
- ・変更しない項目は記入不要
- ・解約する(加入しない)項目は、「加入しない」に○を記入

必須加入保障 1 2 に加入しないと他のコースに加入できません

必須加入保障は必ず 1 2 セットでご加入ください

## STEP 3 ~ご家族の保障その①~

- ・加入するご家族の氏名・生年月日・性別を漏れなく記入
- ・「子ども」に該当しないお子様は、上記以外の子ども・その他家族としてご加入ください。

必須加入保障 3 に加入しないと他のコースに加入できません

- ・ 1 両親介護保障のみ本人の必須加入保障 1 2 に加入すれば、加入いただけます。

2026年度 アイシングループ総合保障 加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)

会社名: KKアイシン 勤務地: 11

保険期間: 損害保険 2026年6月1日午後4時から2027年6月1日午後4時まで 生命保険 2026年6月1日(効力発生日)から2027年5月31日まで 拠出型企業年金保険 2026年8月1日より責任開始

記入例はパンフレットQRコードからご確認ください

提出 3月24日 火 締切

押印欄: 本人印, 配偶者印, 子ども1印, 子ども2印, 子ども3印, 子ども4印

所属: A 1 2 3 4 ジンジブ 氏名/氏名コード: 1 2 3 4 5 アイシン タロウ

申込日(告知日): 2026年 3月 19日

氏名	★生年月日	★性別	1 入院・手術保障		2 休業保障		3 介護保障(本人)		4 死亡・高度障害保障(本人)	
			今年度加入型	加入しない	今年度加入型	加入しない	今年度加入型	加入しない	今年度加入型	加入しない
アイシン タロウ	60年10月1日生 (40才)	女性	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8	
アイシン ハナコ	1年8月20日生 (36才)	女性	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8	
アイシン トシユキ	28年1月5日生 (10才)	女性	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8	
アイシン ミドリ	30年1月8日生 (8才)	女性	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8	
アイシン タマエ	28年2月10日生 (73才)	女性	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8	
アイシン ショウソウ	22年9月22日生 (78才)	女性	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8	

積立ドリームプラン: 2,000円, 5,000円, 10,000円

## STEP 4 ~ご家族の保障その②~

- ・「今年度加入型」欄の希望の型に○を記入
- ・変更しない項目は記入不要
- ・解約する(加入しない)項目は、「加入しない」に○を記入

## STEP 5 ~積立ドリームプラン~

- <一般コース>
- ・加入・変更する場合は、「変更後の加入額」欄に希望金額を記入
  - ・一般コースを脱退する場合は「脱退する」に○を記入
  - ・最低金額(月額2,000円、賞与10,000円)未満での加入はできません。
  - ・ケタ数にご注意ください。
- <個人年金コース>
- ・加入する場合は「加入する」に○を記入
  - ・個人年金コースを脱退する場合は「脱退する」に○を記入
  - ・セット加入(月額5,000円、賞与20,000円)のみのお取扱いです。

## STEP 6 ~提出~

- ・該当箇所に押印(最大7箇所)
- ・所属の会社窓口(封筒裏面参照)に提出

がん保険は別途手続きください

※印字されている氏名・生年月日、加入範囲が変更になっていないかご確認ください

\*当「加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

制度概要

保障内容

Q & A

ご参考

重要事項

記入例